

## 令和元年第6回長瀬町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
12月9日(月)	
○開 会	5
○開 議	5
○議案等の説明のため出席した者の紹介	5
○諸般の報告	5
○町長挨拶	7
○議事日程の報告	9
○会議録署名議員の指名	9
○会期の決定	9
○町政に対する一般質問	10
7番 関 口 雅 敬 君	10
4番 岩 田 務 君	21
5番 村 田 徹 也 君	28
3番 野 原 隆 男 君	39
9番 新 井 利 朗 君	42
1番 板 谷 定 美 君	45
8番 大 島 瑠美子 君	47
○町長提出議案の報告及び一括上程	53
○議案第51号の説明、質疑、討論、採決	54
・議案第51号 専決処分の承認を求めることについて(令和元年度長瀬町一般会計補正予算(第5号))	
○議案第52号の説明、質疑、討論、採決	58
・議案第52号 専決処分の承認を求めることについて(令和元年度長瀬町一般会計補正予算(第6号))	
○議案第53号の説明、質疑、討論、採決	60
・議案第53号 長瀬町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例	
○議案第54号の説明、質疑、討論、採決	64
・議案第54号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	
○議案第55号の説明、質疑、討論、採決	70
・議案第55号 長瀬町行政財産の使用料に関する条例の一部を改正する条例	
○議案第56号の説明、質疑、討論、採決	71
・議案第56号 長瀬町立公民館設置及び管理に関する条例等の一部を改正する	

## 条例

○議案第57号の説明、質疑、討論、採決	76
・議案第57号 長瀬町多世代ふれ愛ベース長瀬設置条例及び長瀬町世代間交流 支援センター条例の一部を改正する条例	
○議案第58号の説明、質疑、討論、採決	78
・議案第58号 令和元年度長瀬町一般会計補正予算（第7号）	
○会議時間の延長	83
○議案第59号の説明、質疑、討論、採決	84
・議案第59号 令和元年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	
○議案第60号の説明、質疑、討論、採決	85
・議案第60号 指定管理者の指定について	
○長瀬町選挙管理委員の選挙	91
○長瀬町選挙管理委員補充員の選挙	91
○議員派遣の件	92
○議会運営委員会及び経済観光常任委員会の閉会中の継続審査の件	92
○字句の整理	93
○閉会について	93
○町長挨拶	94
○閉 会	94

○ 招 集 告 示

長瀬町告示第64号

令和元年第6回長瀬町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和元年12月4日

長瀬町長 大 澤 夕 希 江

1 期 日 令和元年12月9日(月)

2 場 所 長瀬町役場議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（10名）

1番	板	谷	定	美	君	2番	井	上	悟	史	君
3番	野	原	隆	男	君	4番	岩	田		務	君
5番	村	田	徹	也	君	6番	野	口	健	二	君
7番	関	口	雅	敬	君	8番	大	島	瑠美子		君
9番	新	井	利	朗	君	10番	染	野	光	谷	君

不応招議員（なし）

## 令和元年第6回長瀬町議会定例会 第1日

令和元年12月9日（月曜日）

### 議事日程（第1号）

1、開 会

1、開 議

1、議案等の説明のため出席した者の紹介

1、諸般の報告

1、町長挨拶

1、議事日程の報告

1、会議録署名議員の指名

1、会期の決定

1、町政に対する一般質問

7番 関 口 雅 敬 君

4番 岩 田 務 君

5番 村 田 徹 也 君

3番 野 原 隆 男 君

9番 新 井 利 朗 君

1番 板 谷 定 美 君

8番 大 島 瑠美子 君

1、町長提出議案の報告及び一括上程

1、議案第51号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第52号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第53号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第54号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第55号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第56号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第57号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第58号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第59号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第60号の説明、質疑、討論、採決

1、長瀬町選挙管理委員の選挙

1、長瀬町選挙管理委員補充員の選挙

1、議員派遣の件

1、議会運営委員会及び経済観光常任委員会の閉会中の継続審査の件

1、閉会について

1、町長挨拶

1、閉 会

午前9時開会

出席議員（10名）

1番	板	谷	定	美	君	2番	井	上	悟	史	君
3番	野	原	隆	男	君	4番	岩	田		務	君
5番	村	田	徹	也	君	6番	野	口	健	二	君
7番	関	口	雅	敬	君	8番	大	島	瑠美子		君
9番	新	井	利	朗	君	10番	染	野	光	谷	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	大	澤	夕	キ	江	君	副町長	齊	藤	英	夫	君
教育長	野	口			清	君	会計 管理 者	村	田	武	彦	君
総務課長	福	島	賢	一	君		企画財政 課長	内	山	雅	人	君
税務課長	相	馬	孝	好	君		町民課長	福	嶋	俊	晴	君
健康福祉 課長	中	畝	康	雄	君		産業観光 課長	玉	川		真	君
建設課長	若	林			智	君	教育次長	内	田	千栄子		君

事務局職員出席者

事務局長	野	口			晃	書記	石	川	正	木		
------	---	---	--	--	---	----	---	---	---	---	--	--

◎開会の宣告

(午前9時)

○議長(野口健二君) 皆さん、おはようございます。

今日は、令和元年第6回長瀬町議会定例会に当たり、何かとご多忙のところ、議員各位にはご健勝で出席いただきまして、まことにありがとうございます。



◎開議の宣告

○議長(野口健二君) これより本日の会議を開きます。

上着の着脱は、自由をお願いいたします。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長(野口健二君) 本定例会において、本日の会議に地方自治法第121条の規定により提出議案等の説明のため出席を求め、出席された関係者は、参与席にご着席の方々でございます。



◎諸般の報告

○議長(野口健二君) ここで、諸般の報告をいたします。

監査委員から、令和元年8月から10月に係る現金出納検査及び令和元年度定例監査の結果報告を受けております。その写しを皆様のお手元に配付してありますので、ご了承願います。

9月20日、埼玉県議会議事堂で「埼玉県議会議員政策研修」が開催され、副議長岩田務君とともに出席いたしました。

9月25日、長野県山ノ内町PRキャラバン隊が来庁し、対応しました。

10月10日、全員協議会室で「秩父地域議長会第2回定例会」が開催され、副議長岩田務君とともに出席しました。

10月17日、吉見町フレサよしみで「埼玉県町村議会議長会・町村議会議員研修会」が開催され、板谷定美君、井上悟史君、野原隆男君、村田徹也君、関口雅敬君、大島瑠美子君、新井利朗君、副議長岩田務君とともに出席しました。

10月18日、中央公民館で第6回全国女性町長サミットが開催され、野原隆男君、大島瑠美子君、新井利朗君、副議長岩田務君とともに出席しました。

10月21日、埼玉県庁で「道議連・水森議連の県の施策に対する要望」が行われ、出席しました。

10月27日、横瀬町町民会館で「よこぜまつり」が開催され、副議長岩田務君が出席しました。

10月28日、秩父市役所で「第40回ちちぶ定住自立圏推進委員会」が開催され、出席しました。

10月31日、さいたま市「埼玉県県民健康センター」で「埼玉県町村議会議長会役員会」が開催され、出席しました。

11月1日、秩父地方庁舎で「道議連・水森議連・公共交通議連第3回役員会」が開催され、副議長岩田務君とともに出席しました。

11月6日、埼玉県庁で埼玉県町村議会議長会主催による「令和2年度予算編成並びに施策に関する要望」が行われ、出席しました。

同日、秩父市歴史文化伝承館ホールにおいて「秩父地域議長会議員研修会」が開催され、板谷定美君、村田徹也君、大島瑠美子君とともに出席しました。

11月8日、皆野町文化会館で「優良従業員表彰式」が開催され、出席しました。

11月10日、大滝総合支所で「奥秩父大滝紅葉まつり」が開催され、出席しました。

11月11、12日に、福島県下郷町ほか「秩父地域議長会正副議長行政視察」が行われ、副議長岩田務君とともに出席しました。

11月14日、埼玉会館大ホールで開催された「令和元年度県民の日記念式典」で、関口雅敬君が永年の議員活動の功績が認められたことにより、地方自治功労の知事表彰をめでたく受賞されました。

11月15日、群馬県長野原町ほかに「道議連・水森議連・公共交通議連視察研修」が開催され、板谷定美君、井上悟史君、野原隆男君、関口雅敬君、大島瑠美子君、副議長岩田務君とともに出席しました。

11月17日、秩父市荒川「秩父花見の里」で「ちちぶ荒川そばまつり」が開催され、出席しました。

同日、皆野町文化会館で第25回秩父地区安全大会及び第26回秩父地区暴力排除推進大会が開催され、出席しました。

11月25日、長生館で「秩父地域議長会議員情報交換会」が開催され、板谷定美君、井上悟史君、野原隆男君、村田徹也君、大島瑠美子君、新井利朗君、副議長岩田務君とともに出席しました。

12月3日、秩父宮記念市民会館で「秩父夜祭観光懇談会」が開催され、副議長岩田務君とともに出席しました。

12月8日、小鹿野町「赤谷温泉・小鹿荘」で「鉄砲まつり観光懇談会」が開催され、出席しました。

次に、秩父広域市町村圏組合議会議員から組合会議の報告をお願いいたします。

9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） おはようございます。秩父広域市町村圏組合議会の概要について報告いたします。

令和元年11月13日水曜日、全員協議会が開催されました。

議事につきましては、組合議会議員選挙の結果、これは小鹿野町が議員がかわりまして、その結果の報告であります。

続いて、令和元年第3回定例会管理者提出議案の概要について説明を受けました。

次に、台風19号による被害状況及び復旧状況について報告がありました。

次に、一般廃棄物処理手数料の改定についての説明がありました。

続いて、水道事業経営審議会の経過報告についての報告がありました。

あと、議会運営についての話し合いが行われました。これが全員協議会の内容です。

続いて、令和元年11月20日水曜日、第3回定例会が開催されました。提出された議案は、第16号として令和元年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第2回）が上程され、第2回の専決処分についてが提案され、全員承認の起立でありました。

続いて、議案第17号として、平成30年度秩父広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算の認定についてが上程され、認定し、総員起立で賛成でございます。

続いて、議案第18号 秩父広域市町村圏組合廃棄物の処理等に関する条例の一部を改正する条例が提案され、原案可決、総員起立でございます。これにつきましては、廃棄物の処理手数料が少し変わりますので、これについて順次報告が広報並びに組合報で報告されると思います。

続きまして、議案第19号 秩父広域市町村圏組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例が提案され、原案可決、総員起立でございます。

続きまして、議案第20号 秩父広域市町村圏組合水道事業給水条例の一部を改正する条例が提案され、原案可決、総員起立でございます。

続きまして、議案第21号 令和元年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1回）が提案され、原案可決、総員起立でございます。

次に、議案第22号として、令和元年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第3回）が提案され、原案可決、同じく総員起立でございます。

最後に、議案第23号 秩父広域市町村圏組合監査委員の選任についてが提案され、同意をし、総員起立でございます。

以上をもちまして、秩父広域市町村圏組合議会の概要報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（野口健二君） 続いて、皆野・長瀬下水道組合議員から組合会議の報告をお願いいたします。

3番、野原隆男君。

○3番（野原隆男君） 皆さん、おはようございます。令和元年第4回議会定例会での皆野・長瀬下水道組合の報告をいたします。3番、野原でございます。

それでは、早速皆野・長瀬下水道組合に関する報告をいたします。

令和元年度第2回皆野・長瀬下水道組合議会が令和元年9月25日に行われ、岩田務議員、井上悟史議員、板谷定美議員とともに出席いたしました。

管理者から7議案の提出がございまして、全て原案どおり認定及び可決、選任いたしました。

内訳といたしましては、平成30年度歳入歳出決算認定案件3件、令和元年度補正予算案関係3件、監査委員の選任1件でございます。

監査委員には、長瀬選出の板谷定美議員が選任されました。

以上をもちまして、皆野・長瀬下水道組合の報告とさせていただきます。どうもありがとうございます。

○議長（野口健二君） 以上で諸般の報告を終わります。



### ◎町長挨拶

○議長（野口健二君） 本定例会の開会に当たりまして、町長から挨拶のため発言を求められておりますので、ここで挨拶を許します。

町長。

○町長（大澤タキ江君） おはようございます。12月定例会開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに令和元年第6回12月定例町議会を招集申し上げましたところ、議員全員のご出席を賜り開会できますこと、まことに厚く御礼を申し上げます。

平成から令和へと新時代の幕開けでありました令和元年も月日が流れるのは早いもので、あっという間に師走となり、何かと慌ただしさが感じられるような時期となってまいりました。ことしも残りわずかではございますが、精いっぱい町政運営をしてまいりたいと思っております。

さて、10月に発生いたしました台風19号では、猛烈な勢力を維持したまま日本へ上陸し、関東地方や東北地方などで記録的な大雨を降らし、各地へ甚大な被害をもたらしました。

長瀬町も避難指示の発令や複数箇所の避難所の開設など、今までに経験のない対応となりましたが、職員はもとより、区長さんを初めとした地域住民の方々の協力のもと、人的被害を出すことなく対応ができました。ご協力いただきました皆様には改めて御礼、感謝を申し上げます。

しかしながら、床上、床下浸水の被害を受けた方々の中には、いまだに元通りの生活に戻っていない方もおります。道路などのインフラ施設も含め、早期に災害復旧できますよう、全力で取り組んでまいるとともに、今回の経験は今後の災害対策につなげていく所存でございます。

さて、ここで9月定例会以降における主な事項につきましてご報告を申し上げます。

最初に、総務課関係について申し上げます。

10月18日に、第6回全国女性町長サミット in 長瀬町を開催いたしました。男女共同参画による魅力あるまちづくりをテーマとし、全国の女性町長の皆様との貴重な意見交換の中で、男女がともに参画する社会を築いていくことが、誰もが住みたい、住み続けたいと思う魅力あるまちづくりの実現につながっていくことを改めて認識することができました。大勢の皆様のご協力のもと、盛況に開催できましたこと、まことに感謝を申し上げます。

10月27日に、毎年冬の火災シーズンを前に実施しております消防団特別点検を行いました。議員の皆様を初め、大勢の来賓の方のご臨席を賜り開催いたしまして、消防団員によるポンプ操作や放水演習等、日ごろの訓練の成果を遺憾なく発揮した姿を見ていただき、安心するとともに、改めて消防団員の皆さんの不断のご努力に敬意を表した次第でございます。

11月5日には、町の表彰規程に基づく自治功労表彰を行いました。長年にわたり各種委員等につかれ、地域社会の発展と福祉の向上に貢献されました方など10名の方を表彰させていただきました。

次に、健康福祉課関係について申し上げます。

10月23日、24日の2日間にわたり、令和元年度長瀬町敬老会・高齢者のつどいが有隣倶楽部で開催され、慶事に該当されました皆さんをお招きし、盛大に挙行することができました。両日とも午前中に敬老会式典、午後は老人クラブ連合会の役員による実行委員会方式での高齢者のつどいが行われ、楽しい一日を過ごしていただきました。これも議員の皆様を初め、多くの関係者の皆様のご協力のたまものと、改めて御礼を申し上げます。

また、11月9日には、みんなで支え合うまちづくりフォーラムが中央公民館で開催され、堀田力さわか福祉財団会長の講演及び生活支援体制整備協議体と地域のサロンの皆さんからの活動報告が行われました。住みなれた地域で安心して暮らせるまちづくりを目指し、支え合いによるまちづくりを進めていることから開催したもので、町内全域から多くの皆さんに参加をしていただきました。これも生活支援体制整備協議体委員の皆様を初め、多くの関係者の皆様のご協力のたまものと御礼を申し上げます。

次に、産業観光課関係について申し上げます。

11月2日に、岩畳沿いの町有地及びみやま駐車場をメイン会場に、商工会青年部主催により「第17回ふれあいフェスタ長瀬」が開催されました。日程を例年より1カ月おくらせ、夜間にイベントを行う等、

新たな試みを実施いたしました。

次に、11月1日から11月30日まで1カ月間、長瀬町観光協会主催によります「長瀬紅葉まつり」が行われました。11月1日から11月24日までの間、月の石もみじ公園を初め、宝登山神社や自然の博物館でもライトアップを実施していただきました。

次に、教育委員会関係について申し上げます。

例年実施しております長瀬町文化展でございますが、本年度44回目を迎え、11月1日から3日までの3日間、中央公民館において開催されました。出展作品は670点、期間中550人余りの方々にご来場いただき、大盛況の開催となりました。

以上、今定例会までの主な事業等の報告を終わります。

さて、本定例会でご審議をいただきます案件は、専決処分2件、新規条例案1件、条例の一部改正案4件、補正予算案2件、指定管理者の指定1件の、合わせて10議案でございます。これらの案件につきましては、各議案が上程されましたその都度ご説明申し上げますので、ご了承いただきたいと存じます。

いずれも町政発展のため重要な案件でございますので、十分にご審議をいただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

以上、開会に当たりましてのご挨拶といたします。本日はよろしく願いいたします。



#### ◎議事日程の報告

○議長（野口健二君） 本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は、印刷の上、お手元に配付してあるとおりでございます。これに従って議事を進めてまいりますので、よろしく願いいたします。



#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（野口健二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、議長から指名いたします。

1番 板谷定美君

2番 井上悟史君

3番 野原隆男君

以上の3人を指名いたします。



#### ◎会期の決定

○議長（野口健二君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から10日までの2日間にいたしたいと思っておりますが、ご異議

ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から10日までの2日間に決定しました。



### ◎町政に対する一般質問

○議長（野口健二君） 日程第3、町政に対する一般質問を行います。

お手元に配付してあります一般質問通告一覧表の順序に従って発言を許可します。

なお、質問並びに答弁に当たりましては、要領よく、できるだけ簡単明瞭に発言していただきたいと思  
います。議事の進行にご協力いただきますよう特にお願いたします。

それでは、最初に、7番、関口雅敬君の質問を許します。

7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） それでは、通告どおり質問をさせていただきます。

1番、災害対応について町長に伺います。

このたびの台風19号で、避難勧告の発令から避難所の開設、避難誘導等の実務を経験されたことで得ら  
れたこと、反省や改善策について次のことを伺います。

1番、職員の参集、行動はマニュアルどおりできたのか。

2番、避難する人に毛布等の必要な物資を避難所に持参するよう放送したが、豪雨の中、避難行動では  
荷物を持参することは困難なのではないか。

3番、備蓄品は指定した避難所に分散備蓄した方がよいのではないか。

4番、発電機は何機保有しているのか。また、発電機が不足する事態がなかったのか伺います。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員からのご質問にお答えさせていただきます。

まず、1つ目の職員の参集、行動につきましては、前日の10月11日の午後1時に三役、課長級職員、防  
災担当職員を招集し、今後の対応等について対策会議を行っていたことから、長瀬町職員初動マニュアル  
に基づき迅速に非常参集ができ、行動についても各担当が状況に応じ臨機応変に対応が行われたと思っ  
ております。

次に、2つ目のご質問でございますが、避難所には毛布や食料、水などを用意しておりますが、緊急用  
のため数に限りがございます。そのため、避難する方に少しでもご協力いただこうと、毛布や食料品等を  
できる限り持参してくださいと広報をさせていただいたものでございます。

次に、3つ目のご質問ですが、物資の分散備蓄につきましては、以前からお答えをさせていただいてお  
りますが、毛布や食料、水などは役場で一元管理しております。管理がやりやすいという面はございま  
すが、指定した避難所に備蓄するとなると、保管スペースがなかったり、保管場所によっては高温多湿で品  
質を損ねてしまうことなどがあるためです。

今回、避難所を開設するに当たり、各避難所ごとに備蓄品を車に積んでから避難所に向かったわけ  
ですが、特に支障もなく、備蓄品の追加があった場合などには役場本部に待機している職員が避難所を回り、

対応をしておりました。

仮に各避難所に備蓄してあった場合には、余裕のある避難所に連絡を入れ、とりに行ってから物資を運搬するため、迅速性を欠くこととなります。役場での一元管理であれば、町のほぼ中心である役場から各避難所のニーズに迅速に対応することができますので、ご理解いただければと思います。

4つ目のご質問ですが、町では発電機を4台、蓄電池を6台保有しております。なお、これらの発電機は人工呼吸器など医療機器を使用している方、また蓄電池は機器の電源用といった目的のものでございます。今回は1台も使用しておりませんので、不足はございませんでした。仮に不足が生じる事態になりましたら、消防団の各部で保有している発電機やレンタル機材のコーエイ株式会社様と発電機などの優先供給に関する災害時応援協定を締結しております。また、東京電力からもポータブル発電機の貸し出しをしてもらえることになっております。

いずれにいたしましても、避難所運営等は初めてのことでしたので、検証を行い、今後の対応に生かしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野口健二君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 想定どおりの答弁でございました。

今回の災害は、事前にもうわかっている、時間がある、そういう余裕のある準備ができる時間が十二分にあったので、今町長がお答えどおり私はできたと、避難訓練にはちょうどよかったのではないかなという思いをしておりました。

結果は、うまく進んだということで、まずは安心ですけれども、これが今回のように大雨の予想、予測がついている災害であれば、これでうまくいくのだと思うのだけれども、災害というのはいつ何どき、夜中でも何でも来る可能性もある中で、私はこの質問をさせてもらいました。

特に町長の答弁で、私の意見というか、それも含めての再質問になりますけれども、作業分担等やる中で、職員の中から意見や要望全然なかったのか。職員初動マニュアルどおりで全てがうまくいったという今のお話でありましたけれども、この災害を機に、予測される避難行動、開設準備も含めて、今後そういう反省点等も何もなかったのか、その意見を聞く場をどのように設けたのか。

以前にも私は質問した中で、町長はハザードマップを早く見直す必要があるのだという話でした。避難所も今回は指定された場所は、ハザードマップの中にもあるけれども、ハザードマップには三十何カ所避難所が開設ある。では、大雨のときにはここ、そうではないときにはここという、もっと具体的な広報も必要なのではないかと思います。

そこで、職員の中から、そういういろんな意見の見直し等の意見交換を町長はどのように行ったのか。うまくいったからいいのではなくて、今回は何回も言うように予測されている災害だから、事前に車も走れるのだと思いました。

2番目ですが、ある方が足が、車がない家庭で、毛布を持ってこいという放送があって、でもこの大雨の中、毛布を持って行ってもしょうがないから、そのまま避難所に行ったら、持ってきている人が多くいて、自分は持って行かなかったの、ちょっと気まずさがあったと。だから、今後はこのような大雨だけだったらもう行かない、そこまで言うお年寄りが、私意見を聞かせてもらいました。行って、毛布を持ってこなかったのだけれどもと言ったら、自分のところに毛布が来るまでに相当時間がかかって、嫌な思いをした。だから、もう私は車もなくて、雨の中傘をさして避難所まで行ったのだけれども、避難所に行っ

でもそんなに大勢の方がいないから、そういうのを踏まえて、もう私は二度と避難所には行かない、こういうことを町民の方が言っています。

それと、今度は全然違う角度で、ある認知症の施設で私は意見を聞いてきました。その中で、健康福祉課から事前に電話で、すごく心ある配慮をいただいたと。避難をするには、もし避難が大変だったらお手伝いをしますよという温かいお言葉を聞いたと、うれしかったという施設の責任者が言っていました。

その中で、そのままのみにして避難をしてきたら、認知症の患者さん、利用者さんが避難所に行ったときに、普通の人の集まっている避難所に行くと、生活が急に変わるので、違う行動を起こしてしまってみんなに迷惑をかけるから、一応利用者の家庭に一人一人電話をして、逃げません、逃げないけれども、ここでしっかり安全対策できるだけやりますという話をして避難所には行かなかった、そういう事例もあります。だから、そういう認知症だとか、そういう人が集まって、本当に迷惑のかからないような避難所、どこにあるのかも事前に話をしてもらったりしてほしいというお話もありました。ああ、なるほどなど。あの避難所の中に認知症の方が入って行って、多動行動を起こしたりする可能性十分ありますので、町長は何もなかった、うまくできたという話ですけれども、町民の方から聞いていくと、こういう意見もあります。これ大事な意見だと思いました。

3番目、備蓄品。今でも町長は分散でなくて集中管理がいいのだという答えでしたけれども、先ほども言ったように、予測される災害であれば配れますよね。私がこの議場で初めて災害問題をやったときに、町長はこちらの議席に一緒にいて、そのときの総務課長が、埼玉基地に備蓄品をもらいに行きますという答弁で、大笑いをしたこと、町長も覚えていると思います。災害が起こって、車が使えて、そんな災害そんなにないです。職員の方だって、事前に、前の日に備蓄品をここから運んで、今回何カ所ですか、5カ所ですか、そこにやっているだけだから。今度は違う災害になると、また避難所が変わるわけですよね。各地域の公民館だとか、そういうコミュニティセンターだとか、そういうところにも行くので、安易に町長、ここでうまくいった、分散備蓄よりも集中管理でよかったのだという答えを簡単に言っていますけれども、しっかり聞く耳を持って検証をしたほうが、私は今でもそう思います。せっかく地区公園をつくったりなんだりしているところに、備蓄庫をつくってあるのだから、そういうところにだって配備しなければ、スコップが入っていますよという答弁だけれども、スコップが入っていたからって、そんなのはまだまだ後で大丈夫だと私は思います。

だから、こういう備蓄品の分散備蓄を最初に言ったようにやったほうがいい。途中から執行部のほうは集中管理がいいのだということをやっていますけれども、私はもう一度ここで町長に分散備蓄を促したいと思います。

4つ目、発電機の検証で、発電機4台の電池が6台という話ですけれども、以前の答弁でも、各家庭で発電機が必要な方、これで今回は間に合ったという話ですけれども、今回は間に合うのが当たり前です。停電しているところはそんなになかった。

実際に、この間の千葉の災害、大雨の。電柱が倒れて電線を切ったという話になったら、とてもこれでは間に合わなくて、今言うように東京電力から、どこどこから来るのだという話ですけれども、果たしてその機材が来るまでで間に合うのかどうか。これも私は以前から心配をして言って、発電機必要だよという話を出してあります。

消防団も持っているといっても、消防団も消防団で使うのがあってしょう。家庭に持って入れるのではないでしょうから、ちょっと安易に、今回はうまくできたことは私は認めます、はっきり。次にこういう

災害が起こったときに困らないように、町長もう一度お願いいたします。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、第1のご質問でございますけれども、台風19号の対応での反省点や問題点につきましては、災害対応に当たりました職員から現在意見を吸い上げております。それらを反映させながら、災害対応マニュアル等を今後作成してまいりたいと思っております。

いろいろお話いただきましたけれども、人間は考え方が、いろいろな考えの方がいらっしゃるわけでございますので、避難された方の中からも、大変避難させてもらってありがたかったというお声があったということも、関口議員、ご承知おきいただきたいと思っております。関口議員も多分避難所のほうにも向かわれていただいたのだと思いますけれども、皆さんがよかったという話も大分聞いておりますので、そのようなこともぜひ頭の中に入れておいていただいたらありがたいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、第2の質問でございますけれども、要支援者の避難につきましては、福祉避難所と健康福祉課の職員が連絡をとり、秩父郡市では唯一、縄文の里長瀬倶楽部が受け入れをしていただきました。役場職員が要支援者宅まで車でお迎えに行きまして、縄文の里まで送り届け、その後も送り届ける要望を行っております。

そして、3番目でございますが、この備蓄品につきましては、関口議員が過去のお話もよくされております中で、分散備蓄がいいのだ、いいのだというお話でございますけれども、今回もそうございましたけれども、やはり集中備蓄をされるのが私は一番よいと思っておりますので、今後もそのような形でやらせていただきたいと思っております。

それから、発電機でございますけれども、災害の規模にもよりますけれども、規模が大きければ全てには対応できない、これは多分関口議員もご承知だと思っておりますけれども、昨日までNHKで首都直下型地震の放送をされておりました。その中でも、やはり全てに対応することは難しいというお話をされておりました。その中で、できる限りの対応を町としてはさせていただくのが一番かなと思っております。

以上です。

○議長（野口健二君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 町長、私も私の意見を全部うのみにしてやってくれという話をしているわけではなく、そちら側から答弁があったことに対して、私もいろいろ調べてきて、一致していれば再質問も何もないので、ぜひお願いしますで終わるのです。だから、私はこの長瀬町の住民で、うまくいった人はよかったという人も私は聞いています。だけれども、取り残されてしまう最後の一人の人まで、町長、何とか手を貸してあげられる方法をとっていただくように私はやっているのです。最後の一人まで本当に見逃さないで助けてほしいという話でこういう話を出しているのであって、職員の意見を聞いています、そう言えばここにいる人みんな、町長、今職員の意見を取りまとめているのだなんて、今取りまとめている状況ではなく、もう取りまとめた結果をここで発表していいのではないですか。今やっていますと言えば、もうこれで済んでしまいます。していなくたって、これからすればいいのだから。

だから、予測された避難所開設等にうまくいくのは当たり前。だから、それを経験して、次の災害に備えるために、これは私はもうこの19号の避難所開設とか、そういうのは予行練習だと思っておりますよ、結果的に。結果うまくいったから。その先がなければ、町長の言うのはもう全部全てこれでいいのだという

話で、本当にその障害者、一人一人役場の職員が、では送ってきてと言えるのですか。私は無理だと思います。あの施設だけだって何人いるのですか。1台の車で、ぱっぱっというわけにいかないでしょう。終わってからは、縄文の里に福祉の避難所があったのですよという話は、それは簡単です。あの避難レベルがだんだん上がっていく中で、施設のそういう方に、はい、では役場でお迎えに行って、送り届けるまでやりますよという行動マニュアルはっていないのでしょうか。ここで健康福祉課長に答えていただけるのであれば答えてもらいたいのだけれども、そういうのを含めて私がこの質問をしているので、町長、簡単にぽんと言わないでください。

もうこれ最後の質問なので、困っている人が、最後の一人の、もうこれ以上困っている人が残らない、そこまで手が届くように何とかできるだけ配慮をしていただきたい、それが私の考えで、この質問をさせてもらいました。今執行部のほうで、総務課長言えるのですか。もし総務課長が全部総まとめで言えるのだったら言ってもらってもいいです。そこで入れ知恵しているのだろうから。

そういうことで、うまくいったのはもうわかっているのだから、今後の対策で私が聞いているので、その発電機だって何だって、では全員助けられない、NHKで言っていました。それは私も知っています。だから、早目の対応を自分でしてください。それはわかります。だけれども、災害っていつ来るかわからないから、来たときに、町長の言い方だと、全員は無理ですよと言っているのと同じです。では、そのまましようがない、あきらめるのですか、用意がしていない人は。そういうことにならないですか。

だから、そういう言葉ではなくて、私は町長にしっかり町民の財産と生命を守るのだと。町長は、町長に選挙で受かると、誓約書みたいなのを書くのかどうかわからないけれども、役場の職員はこの役場に入るときに宣誓書を書くわけでしょう、町民の財産と生命を守って公平にやっています、はい約束しますとって、名前書いて出すのだろうから。町長は、それ書いていないのだろうからしようがないにしても、最後の最後まで本当に財産と生命を守ってほしいのです。私は、そういう思いでやっていますので、町長もう一度、ではこの1から4まで総まとめでうまくやってやってください。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員の再々質問にお答えさせていただきます。

今回の台風19号は、今までにない、かつてない大変な台風でございました。その中で、避難訓練ができてよかったというような関口議員のお話は、ちょっと言葉が違うのではないかなと私は思っております。

そのような中で、今回は初めて、特に野口議長には12日夜5時から11時過ぎまで、この役場内の対策本部に来ていただいて、職員がどういうふう動くか、私たちがどういうふう動くか、一部始終を見ていただきました。そして、避難所も回っていただいたわけでございます。多分関口議員も避難所を回っていただいたのだと思いますけれども、そうした中の実情をしっかりと見ていただいた中でご質問いただけたらありがたいなという思いがいたしております。

その中で、私のほうからではなくて、細かいことにつきましては総務課長、そして健康福祉課長のほうから答弁をいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（野口健二君） 総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、関口議員の、職員が行った行動で反省点、よかった点等、今取りまとめが終わりまして、今後、今月には会議を開く予定でいます。

まずは、先ほど来出ていますけれども、避難所を何しろ運営したのが初めてでありまして、6カ所あけました。その中で、職員からは小中学校の体育館についてはラジオがなくて、情報が得られなかったとい

う意見もありました。それとあと、職員が、6カ所ですので、健康福祉課、町民課が主に担当なのですが、その職員だけでは間に合わなかったですので、税務課、教育委員会の職員にも協力していただきまして運営したのですが、やっぱり人員が足りなかった。というのは、昼間からずっと夜の明け方まで、次の日まででしたので、職員もやはり交代で休まないといけないという関係で、その辺で人が足りなかったというようなこと、意見が出ております。また、今後そういった意見がありましたら、またいろいろ、先ほど町長言いましたけれども、今後の運営に生かしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（野口健二君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、関口議員の再々質問にお答えいたします。

今回は、単身高齢者や土砂災害警戒区域、認知症及び要介護度などを勘案し、職員が訪問や避難誘導を実施いたしましたが、高齢独居世帯の300以上、それから要介護認定者が400以上ありますことから、職員だけの対応は全て難しいということで、町内にございます介護事業所に連絡をいたしました。支援している人への状況の確認をお願いいたしました。施設によっては福祉避難所を紹介し、そこに避難していただくようお話をさせていただきました。ただし、福祉事業所も数が今多いですから、連絡が錯綜していたので、もしかするとうまく伝わらなかった点もあったかと思っておりますので、そういう点につきましては今後生かしてまいりたいと思っております。

また、要配慮者、今言ったような方につきましては、今回の避難の形を見ますと、近所の高齢者の方に声をかけて、一緒に避難をしてきたという事例が結構見られました。これは、避難所に来ていないということで心配されて連絡をして、迎えに行ったりなんかしていただいた方もいらっしゃいました。ですから、こういうところで日ごろから要配慮者を含めた地域コミュニティが大切なのだなということを改めて痛感いたしました。

また、これらにつきましても、全てがうまくいくということができませんので、今後地域ですとか、警察、消防との連携も深めていくというような課題があったのではないかなと思っております。

以上でございます。

○7番（関口雅敬君） よくわかりました。

○議長（野口健二君） では、2番目をお願いいたします。

7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 次の質問に行きます。担当課長は通告を言っていないけれども、ありがとうございました。

それでは、2番目の質問に入ります。矢那瀬地区拠点づくり構想の進捗状況について、産業観光課長に伺います。

9月定例会でも矢那瀬地区拠点づくり構想について質問しましたが、その後に何らかの話し合いが持たれたのか、その場合どのような内容であったのか伺います。

○議長（野口健二君） 産業観光課長。

○産業観光課長（玉川 真君） それでは、関口議員の矢那瀬地区拠点づくり構想の進捗状況についてのご質問にお答えいたします。

9月定例会の議会閉会後に、矢那瀬活性化委員会会長と直接面談して、地元委員会の状況や今後の運営の可能性についてお話を伺いました。現在のところ委員会内の状況に変化はなく、事業を行うことは難し

いとのことではございました。

町としましては、地元の方が計画、運営、管理に参画して事業を行わない場合にはこの事業の対象とならないことから、引き続き何とか地元の方にも参加していただけるようご理解、ご協力をお願いしてまいりました。現在も状況確認をお願いさせていただいている状況でございますが、進んでいないのが現状でございます。

以上で回答といたします。

○議長（野口健二君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 今の課長答弁は、すごく問題ある不誠実な答弁だと私は思います。なぜなら、この矢那瀬地区拠点づくりには350万円の調査費を投入しているわけですが、税金を投入しているわけですが、それが地元住民側に任せて、地元住民がやらなかったらできません、こんな350万の使い方で私は納得いきません。ちょっと課長、これでいいのですか。350万円は何に使ったのですか。もう一度お願いいたします。

○議長（野口健二君） 産業観光課長。

○産業観光課長（玉川 真君） 関口議員の再質問にお答えいたします。

先ほどありました350万円の使い道ということでございますが、こちらにつきましては矢那瀬地区拠点づくり構想というふうなことで計画を策定した部分で、委託料として使わせていただいたものでございます。こちらの事業につきましては、小さな拠点づくり事業という名目の国の事業でございまして、こちらの補助金対象というふうな要点の部分で、地元の方が計画、運営、管理を行うというのが補助対象となる条件となっておりますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（野口健二君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） よろしくお願ひしますって私に言われても、私も困るのです。私が大事な税金350万円を矢那瀬で小さな拠点をつくって、矢那瀬をもっと活性化をして、いいまちづくり、玄関ができるのだなと思ったから、この350万使い道をずっと見て、何の動きもないから、9月の議会で予算、お金の使い道ではなく、事業効果がどういふふうにできているのかを質問したら、ほっぽり放しということだったので、今の答弁でいくと、では350万はただまいて終わりですか。委託で、どこかに委託したって言うけれども、ではその委託というのは、その矢那瀬活性化対策委員会で350万委託を受けて、使って終わり。これでは納得いきません。

議会、議場では、総務課長が矢那瀬の拠点づくりの構想を執行部のほうからも流しているのだから、消防小屋をつくって、2階にコミュニティセンターをつくって、そういうのをまず第一歩やりたいと役場は言っていたわけではないですか。それ今の課長の答弁だと、そんなのはすっかまわらないのですか。おかしくありません。役場は、もうそこまでボールを投げているのです。活性化対策委員会に350万やって、では活性化委員会が350万円、柿の種を放り投げて、口の中に入れて終わり。これでは納得いきませんよ、税金の使い方が。ここでやめてしまうと、バトンをそっちに渡すと、もう私次に質問がなくなってしまうのだけれども、しっかり課長答弁してください。350万無駄に使っているのだから。

○議長（野口健二君） 産業観光課長。

○産業観光課長（玉川 真君） 関口議員の再々質問にお答えいたします。

今回のご質問でありました税金の350万円の使い道と今後の考え方でございますけれども、矢那瀬地区拠点づくり構想につきましては、平成28年度に矢那瀬地区住民で、中学生以上の住民の方を対象にアンケート調査とワークショップを実施し、その調査結果やワークショップで出た意見、要望などを解析、集約

したものとして矢那瀬地区拠点づくり構想というもので使わせております。その中で、主に3つの機能が拠点として求められておるといことで、防災機能、地域住民交流の場、日用品などの購買機能となっております。

こちらの機能を持った一つの拠点を整備する場合には、まとまった土地が必要になるとか、いろいろ考えてございまして、策定された矢那瀬地区拠点づくり構想をもとに、矢那瀬活性化委員会が中心となり、矢那瀬地区の住民がどのような事業なのか、かかわっていただけるのか、地元住民で運営するならどのようにしていけばよいのか、拠点は機能ごとに分散させてはどうかといった話し合いが続いていたところでございます。

この事業につきましては、先ほどから申し上げているとおり、地元の方が中心となって、主体となっただけでできないとできる事業ではございませんので、矢那瀬活性化委員会と地元区長などを中心とした話し合いの場を設けていただく中で、拠点などを整備する場合や優先する拠点機能など、拠点づくりに関する意思統一を図っていただき、町主導ではなく住民の方々が主体となっただけでかかわっていただけるような拠点づくりを推進してまいりたいと考えております。

このようなことから、地元の方の状況をお聞きし、確認し、うちのほうではちょっとお待ちしているような状況になってしまっていますが、考えているところでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（野口健二君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） それでは、最初に忘れないうちに言うのだけれども、この活性化対策委員会の委員名簿はできているのですか。まずそれ1点。

それで、今の課長の答弁だと、全部もう地域の方に任せっきりで、そっちからできる返答がなかったらできないというように私は解釈するのだけれども……

○議長（野口健二君） 関口雅敬君、3回なので。

○7番（関口雅敬君） 3回目だよ。

〔「3回目だよ、何言っているの」と言う人あり〕

○7番（関口雅敬君） よせて言うんならよしますよ、議長。議長のあれだから。いや、ちょっと。

○議長（野口健二君） ちょっと丁重にさせていただきたいと思います。丁重に。

〔「そんな言い方はないんじゃない」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） けんかではなくて、丁重にお願いしたいと思います。

○7番（関口雅敬君） けんかではないよ。

では、課長、もう一回整理します。矢那瀬の住民がやらなかったらできない、これでいいわけですか。役場のそっち側から私なんかには説明は、もうそういう拠点をつくるのだという話で、お認めくださいで認めてきているのであって、その350万使ったら何の話もなくきてしまっているの、私は9月議会の決算議会でやってみたのだけれども、これでは幾ら何でも350万不誠実に使っていて、これでは納得できません、本当に。

課長が行って、向こうへ説得して、こうだあだという行司役やったほうがいと9月議会で私言っただけだけれども、何回向こうへ話に行ったのかどうか、ちょっと皆さんがあれになっているのか、興奮してきているので。私は、ここで決着はつかないのだから、課長はもっとはっきり言って、矢那瀬の活性化対策委員会に350万何に使ったのかしっかり調べて、350万円無駄にしないように、国会議員の国政報告にも、県会議員の報告にも、ちゃんと長瀬町には350万取りました、私を取りましたという広報活動をしている

のだから、それしっかりと事業を達成できるように、課長お願いしますよ。答えてください。

○議長（野口健二君） 産業観光課長。

○産業観光課長（玉川 真君） それでは、関口議員のご質問にお答えいたします。

今回税金を投入しましてつくりました矢那瀬地区の拠点整備事業の構想でございますけれども、こちらの費用に該当する事業を行う場合は、地元の方の主体となったことでやらないと対象にならないということでございますが、町としましては、こちらの事業をそのまま閉鎖するということではなく、何とかやっていきたいというふうに考えてございます。

また、交渉した回数でございますが、直接面談させていただいたのが1回と、電話で2回ということでございます。

以上でございます。

〔「名簿」と言う人あり〕

○産業観光課長（玉川 真君） 名簿につきましては、ちょっと今手元にございませんので、失礼いたします。

〔「いや、あるの」と言う人あり〕

○7番（関口雅敬君） 課長、名簿はあるのかどうかを言ってください。後から出すのでもいいから。

○産業観光課長（玉川 真君） 名簿につきましては、確認させていただきたいと思います。今現在、私の資料の中ではございませんので、よろしく願いいたします。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 矢那瀬の地区拠点づくり構想につきまして、ただいま課長のほうから答弁ございましたけれども、ちょっと納得いかないかなという、はっきりした言葉がなかったものですから、私が出てまいりました。

課長が申し上げたとおりでございます。平成28年度に矢那瀬地区在住の中学生以上の住民を対象にアンケート調査とワークショップを実施いたしました。ちょっと私も手元にないので、何回やったかというのは皆さんに申し上げられないのですが、たしか何度もやったと思いますけれども、その調査の結果とワークショップで出た意見や要望を解析、集積をして、矢那瀬地区拠点づくり構想というものをつくったという、これは業者さんをお願いをして、そうしたアンケート調査やワークショップをしていただいて、業者さんが矢那瀬地区拠点づくり構想というものをつくったという、これが350万でございます。ここまですが350万。

これから、もし皆様からいただいた意見や構想、それをやるということになりますと、これ当然その地区でやらなければならない事業なのですが、これから土地を買ったりとか、その建物を建てたりとかということが、またお金がかかってくるわけでございます。

ですので、350万はその矢那瀬地区の拠点づくり構想をつくったという、そこまですが350万ということでございます。よろしく願いします。

○7番（関口雅敬君） よくわかりました。

○議長（野口健二君） 次、7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） では、3番目の質問に入ります。

水道事業に関する町の働きかけについて町長に伺います。

水道事業は、秩父広域市町村圏組合で事業実施をしていることは承知していますが、水道の給水区域内

でありながら、水道管から家庭までの距離が500メートル程度ある配管の費用を1世帯で負担しなければならない世帯があります。相当な費用がかかると想定され、個人で支払うことは困難になると思われるので、町として秩父広域市町村圏組合に働きかけをすることはできないのか伺います。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員のご質問にお答えいたします。

秩父地域1市4町の水道事業は平成28年4月1日に統合され、関口議員のおっしゃるとおり現在は秩父広域市町村圏組合水道局で業務が行われております。

秩父広域市町村圏組合では、本管から個人の敷地内までの給水管布設にかかる費用は、水道の引き込みを行う方の負担ということでございますが、秩父広域の給水区域内には、取り出しを行う管から個人の敷地内へ引き込むまで、布設に相当の距離を要した例が過去にあったと伺っております。その費用は、個人が負担をしておりますことから、負担の公平性の観点から鑑みますと、関口議員のご質問の内容につきましても、取り出しが可能な水道管から個人の敷地まで相当の距離がございますが、水道管を布設する費用は個人負担と考えられます。

町から秩父広域市町村圏組合へ働きかけができないかというご質問につきましては、関口議員もご存じのとおり、秩父広域市町村圏組合は一部事務組合でございますので、長瀬町のみ例外的扱いをしていただくということは大変厳しいことと考えますが、構成団体の一員として秩父広域へ話をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（野口健二君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） では、広域のほうに働きかけを、町長は住民の肩がわりとして話をしてもらえようをお願いをしたいと思います。

そこで町長、そこまでで終わりではなく、私が言いたいのは、そういう広域で500メートル個人で、長瀬町だけは特例というか、そういうのができないというのは私も承知しています。500メートルの区間を1世帯で水道管をずっと引くとすると多額なお金がかかるのです。それは十二分わかっているのです。

以前にも町長言いましたけれども、水道が引いていない家庭も固定資産税は、長瀬町はみんな平等に納めています。そうすると、長瀬町として広域に水道負担、税金が投入されて、決算の議会で私が町民課長に話をしてもらったのは、一部の金額が出ただけで、そのほかにも投入されているお金があるわけですよ。町長もそれはご存じですよ。

そういう負担をしていると、今の税の公平性からいったら、水道を引いてある家、引いていない家で、公平に税金が使われていないように思われるので、町長、何かそういう町だけの、これは今度はもう町だけの話でいけば、水道の引いていない家に何か対策ができるのではないかとということが私には考えられるので、町長の考えを伺います。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員から税の公平性というお話が出てまいりました。税の公平性というのは、私は難しい話だなと思うのです。水道だけではなくて教育にもかかってまいりますし、いろいろもろもろにかかわってくるわけです。では、うちに子供がいないから教育費は使ってほしくないとか、それはちょっと違うのではないかなと私は思っております。皆様方で協力をし合って町を運営していく、これが一番の当然やるべきことございまして、水道だけを特別扱いということではできないと私は思っております。

以上です。

○議長（野口健二君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） では、最後の質問になるので、町長、もう一度冷静になって聞いてみてください。税の公平性というのは、町長が言うようにいろいろそういうこともあるでしょう。だけれども、町長は先ほどから私が言うように、町民の財産と生命を守るのだという話でいけば、私に取り上げた水道が引いていない家は、保健所から沸かして飲まなければいけませんというお達しがあるわけです。だから、そういううちを何とか助けてほしいということで、私これ取り上げているのです。

数からいったら、本当にごくわずかです。どうしても保健所で沸かして飲めって、全部沸かして飲まなくてはなのでは、そういううちに何か手助けできる方法はないかということで私言っているのであって、税の公平性というのはって言われると、あなるほどなと私思いました、今。子供がいないうちには、子供がいるうちとは違うという、それもよくわかります。

だけれども、水道は水道議会というか、広域に水道の設備を負担するためのお金が、莫大な税金が毎年いっているのです。それで、この前町民課長が話してくれたのは、その中の半分のやつだけしか発表しなかったの、それを合わせると1世帯が6,000円ではなくて、もっといっているわけなのです。だから、そういうお金がいっているのだから、水道がないうちに何か手助けができないかということをお話しているの、できればそういううちを調べて、検討してもらえればなと思ってこの質問をしています。最後、お願いいたします。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 9月議会で関口議員が、水を沸かさなければ飲めない家がやっと見つかったよというお話をいただきました。多分関口議員のおっしゃる場所は三軒家なのだろうと。

○7番（関口雅敬君） それは町民課長も知っています。

○町長（大澤タキ江君） ええ。と思います。その中で、今まで過去に三軒家からそういうお話はいただいたことはなかったのです。なぜ今になってそういうことが起こっているのかなと、私も私なりに考えるわけですけども、三軒家というのですから、3軒お家があったわけですけども、そのうち3軒ありましたときには、貯水槽を3軒で定期的にお掃除をして、きれいにしていた。だからきれいな水が飲めた。それで、町のほうにもそういうお話がなかったのではないかなと私も思っております。今現在1軒になってしまって、そこの貯水槽の掃除をしているのかなという。ですので、関口議員がそういうお話を聞いてきたというお話ですけども、その原因がどこにあるかという、そこまでちゃんと調べてきていただけたらありがたかったかなという思いがいたしております。

この三軒家につきましては、以前も大澤前町長の時代に水道を引こうというようなお話もあったようでございます。そのときに試算してみましたらば3,000万かかるということで、とても3,000万は3軒で持たないというお話で、それが立ち消えになってしまったというお話も聞いているわけでございます。

ですので、いろいろと努力をしていただいたりする中で、もしも渇水してしまったというような状況になりましたときには、当然町でも、風布もそうですけれども、お水の供給をしなければなりませんけれども、ご本人にもやはり努力をしていただかないと。多分この今水道が引かれていない方々もたくさんいらっしゃるわけですけども、皆さんそれぞれ努力をして生活をされているわけでございますので、その中でまた関口議員も議員でございますので、ぜひお手伝いできることはしていただいて、その方が快適に生活ができるようなご協力も惜しまないいただければありがたいなと思っております。

先ほど第1の質問でご回答させていただきましたとおり、広域市町村圏組合にはそのような議会で質問があったというお話はさせていただきます。

以上です。

○議長（野口健二君） では、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時35分

○議長（野口健二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

産業観光課長が補足をやりますので、ひとつ。

○産業観光課長（玉川 真君） 休憩前に関口議員からおっしゃっていただきました矢那瀬活性化委員会の名簿につきましては、手元のほうに資料が届きましたので、あとでまたご説明させていただければと思います。個人情報情報を消した後で、よろしくお願いします。

---

○議長（野口健二君） 次に、4番、岩田務君。

○4番（岩田 務君） 4番、岩田でございます。

災害対策等について、町長に伺います。令和元年9月9日に関東を直撃し、千葉県を中心の大きな被害を出した台風15号ファクサイに続き、10月12日の午後に伊豆半島に上陸した台風19号ハギビスが日本各地に甚大な被害をもたらしました。長瀬町では幸いにも死者や負傷者は出なかったものの、住宅や建物への浸水や河川沿いの建築物や構築物等が流されるなど多くの被害がありました。そこで、災害対策等について4点伺います。

- 1、台風15号と19号に関して行った事前対策と事後対応、災害対策本部のあり方などの再考について。
- 2、浸水や土砂災害などの被害状況や、それらに対する対応や支援等の状況について。
- 3、避難所の開設数と避難者数、避難所の状況等について。
- 4、今後のあらゆる災害を想定した対策と備えについて。お願いします。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 岩田議員からの災害対策等についてのご質問にお答えをいたします。

まず1点目ですが、台風15号からご説明をさせていただきます。台風15号は、9月8日の日曜日に当町に最接近したものでありますが、事前対策といたしまして、9月6日金曜日の午後4時30分に3役、課長級職員、防災担当職員を招集し、対策会議を開き、事前対応を確認しました。警報が発令された時点での職員の参集、自主避難所の開設、各行政区長への連絡、防災無線での町民への広報、要支援者の確認など、建設課においては町民からの要望のあった場合に備え、土のうの作成を行いました。

事後対応として、台風通過後の早朝に産業観光課、建設課職員による道路河川を中心に巡回、点検を行い、被害状況等の確認を行いました。幸い被害は確認されませんでした。

次に、台風19号につきましては、事前対策といたしまして、10月11日金曜日の午後1時に3役、課長級

職員、防災担当職員を招集し、対策会議を開き、台風15号と同じ内容で事前対応を確認しました。しかし、台風19号は甚大な被害の出る可能性が高いとの予報でしたので、翌日の10月12日土曜日の午前9時に自主避難所を開設する決定をし、防災無線や安心・安全メール、フェイスブック、ホームページで町民に早目の避難を広報するとともに、あわせて行政区長へ区民の方が集会所を避難所として利用した場合は、開放していただくよう依頼をさせていただきました。建設課では、土のうの不足を見込んで砂を購入し、準備を行いました。

事後対応としては、台風通過後の早朝に産業観光課、建設課職員による道路、河川を中心に巡回、点検を行い、被害状況等の確認を行いました。巡回報告に基づき、道路状況を防災無線等で広報を行ったほか、区長さんへの被害状況の聞き取り、被災住宅の現地調査などを行い、被災状況の全容把握に努めました。また、避難所を担当していた職員は備蓄品などの片づけを行い、通常使用ができるよう原状回復を行いました。災害対策本部のあり方といたしましては、台風19号のような災害は近年まれに見るものであり、県から1名、自衛隊から2名、秩父消防署北分署から1名の職員派遣があり、情報収集、関係機関との連絡などの対応に当たっていただきました。職員も初めての経験であったため、現在各所属長を通して反省点や課題などの意見を吸い上げ、まとめているところでございます。今後出された意見をしっかり生かし、災害対策本部の機能向上を図ってまいります。

次に、2点目になりますが、被害状況につきましては、浸水被害は住宅の床上浸水が5件、床下浸水が15件、事業所等の床上浸水が9件となっております。土砂災害につきましては、小規模な土砂の流出等は省かせていただきますが、土砂及び倒木の流出が林道で4カ所、町道では地滑りが1カ所、舗装の損傷が1カ所発生し、このうち林道3カ所、町道1カ所につきましては現在も通行どめで、今後復旧作業を進めてまいります。

被災者への支援といたしましては、床上浸水の被害に遭われた方には住宅災害救助法に基づく住宅の応急修理や災害援護資金の貸し付け、被災者生活再建支援制度などの各種支援制度の対象となりますので、戸別訪問を行い説明をさせていただき、現在事務を進めているところでございます。また、床上、床下浸水の住宅を対象に床下消毒を実施したほか、床上浸水の被害に遭われた方には災害ごみの回収を行わせていただきました。このほか、罹災証明の半壊以上の判定家屋には固定資産税の減免措置が適用されます。

次に3点目になりますが、町の避難所の開設数につきましては6カ所になります。避難者数は6カ所の合計で469名になります。このうち町内旅館の宿泊客が75名おりました。このほか福祉避難所の縄文の里に9名の方が避難し、福祉避難所としては秩父郡市内で唯一受け入れをさせていただいております。また、行政区の集会所に避難された方もいらっしゃいましたが、こちらの人数は合計で29名となります。このほか高台の親戚のおうちに避難された方もいらっしゃったと伺っております。

4点目の今後の対策と備えですが、こうした大雨による災害は増加してくる可能性が非常に高いと言われているほか、大地震などの災害には備えていかなければなりません。今回の災害で学んだ教訓を職員全員で共有し、マニュアルや備蓄物資などの見直しに反映させ、災害への備えを充実させるほか、常に最新の情報を収集し、あらゆる災害に備えてまいりたいと考えております。そのためにも今回尽力していただいた消防団や警察、常備消防などを初めとした関係機関とのさらなる連携強化を進めるとともに、町民の方々にもご協力をいただきながら、防災啓発活動にも力を入れて取り組んでまいります。

○議長（野口健二君） 4番、岩田務君。

○4番（岩田 務君） ただいま質問した4項目について答弁をいただきました。関口議員とかぶる部分も

あると思いますが、再度質問をさせていただきます。

台風19号のときには、町として初めて避難所の開設をしたということで、いろいろと対応も大変だったと聞いておりますが、人災がなかったことは本当に不幸中の幸いだったと思います。

さて、長瀬町の対応としては、答弁にもありましたが、台風15号については対策会議を開いてはいたようですが、状況からか、防災無線などで注意喚起等はなかったようです。

台風19号に関しましては、ちちぶ安心・安全メールにて台風上陸の前日、10月11日の10時30分に台風に関する注意喚起が配信されました。その後、皆野町は14時12分に注意喚起、横瀬町は15時30分に避難所の開設の情報が出され、続いて長瀬町は16時に避難所を12日の午前9時より開設との情報が配信されました。そして、最終的には6つの避難所を開設し、約500名の方が避難をされたとのことでした。

今回の台風では、メールや防災無線で早目に注意喚起をし、町や消防団の方、行政区の方々が連携して避難を呼びかけるなどといったことができたからこそ人災には至らなかったのかと存じます。しかしながら、一方では全ての方が防災情報のメールを見ているわけではありませんし、防災無線は以前からも放送が聞きにくいという指摘もあり、改善のために今月の広報には時差放送をするということも出ておりましたが、今回の台風時には雨の音で一層聞き取りづらかった、聞こえなかったなどのご意見を多くの方からいただきました。確かに大雨になってしまえば、放送が聞こえなくなることはわかっていることですので、今後の対策としますと、電話で放送内容を確認できることを周知徹底することや、防災行政情報配信システム、いわゆる防災ラジオを導入、配布するといったことも必要なのかと思います。

また、台風19号では、長瀬町町内全域に緊急情報として避難指示が発令され、最終的には警戒レベル5となったわけですが、状況が悪化してきた場合には、その情報を聞いてからの移動も危ないですし、状況を伝えに向かう消防団員などの方にも二次災害に遭う危険性があるわけですので、やはり早目に避難を促すことが一番重要なのだと感じました。そういった中でも、皆野町では川の水が家の庭まで来ているからと、避難を呼びかけても大丈夫だからと、すぐに対応してくれなかった方もいらっしゃったようですし、小鹿野町では雨がやんだのでうちに帰ったら、土砂が建物内に流れ込んできて、自身も一緒に流されたという方もいらっしゃったようです。長瀬町でも避難所から、雨が弱くなったから家に帰りたいなどと言った方もいらっしゃったようですが、もっと住民の方にも二次災害等の危険性も知っていただくことも必要なのではないのでしょうか。

何はともあれ、今回は避難所も1日程度で閉鎖となりましたが、さらに最悪な状況を考えて場合に、例えば先ほども話が出ていましたけれども、千葉県のように送電線が遮断され、電気がとまり、それが長期にわたったことを想定してみてください。行政の日常業務とあわせ、災害復旧、インフラ、ライフライン、食料などさまざまな問題が発生します。そして、数十年に1度や100年に1度の災害といった話もありますが、それは100年に1回あるというわけではなく、300年に3回あるといった確率で考えれば、100年のうちに2回続けて来て、あとの200年で1回かもしれません。300年何もなくて、次の300年に6回起こるかもしれません。

唯一予測できると言われる災害の大雨は、現在では天気予報の精度も上がり、台風の進路や集中豪雨の発生もわかるようになってきましたが、それらは予想をするだけで防ぐことはできません。災害を防ぐのも、被害を減らすのも、最終的には人々です。起こるかもしれないといった考えではなく、起きるであろうことを想定して備えるべきではないのでしょうか。

再質問になりますが、先ほど総務課長より何点か反省点や課題などの意見を伺いましたが、その中でも

ラジオといった話も出ておりました。明らかな課題として、今回の経験からも、メールや防災行政無線だけでは情報が全ての方に行き渡らず、消防団や近隣の方が個別に注意を促して回るとしても、さらに豪雨となった場合には二次災害の危険性もあります。情報の伝達や連絡方法について、今後防災ラジオ等の導入をする考えはあるのか。また、住民の方や現場で活動される方の二次災害の危険性も含め、防災意識の向上や防災訓練等の実施について、今回の経験を踏まえてどう考えているのか。

3つ目に、災害対策や支援等については、平成28年度に発行された長瀬町地域防災計画に基づいて行われているのだと思いますが、この中の本町における風水害の概況として書かれているのが、1742年、約280年前の滝の上地区の水没以来大きな被害を受けていないとあり、予想される災害の中には、土砂災害、竜巻、突風、雪害はありましたが、洪水に関しては記載すらありませんでした。さらに秩父消防本部の水防活動の中には、長瀬町の河川は多くが掘込河道であり、護岸の洗堀等の可能性はあるものの、大規模な洪水の発生は考えにくいとあります。これらの文章から考えると、長瀬町としては洪水や浸水による被害は想定していなかったということでしょうか。

4つ目は、関口議員の中でも蓄電池を保有していることや応援協定でレンタルができるというようなことをおっしゃっていましたが、北海道の胆振東部地震ではスマートフォンの電源が切れ、通信手段が途絶えて不安になる方が多かったということですが、やはり千葉県の被害を見ましても、現在の世の中を見ても、自身で何が困るのかを考えても、電気というものが非常に大事であると考えます。最近では備蓄倉庫に水、食料だけではなく、電気も配備し、ライフラインを強化する自治体がふえておりますが、当町では電力の確保として、発電機以外の非常用電源の確保などは、先ほども4つぐらいあるとはおっしゃっておりますが、どの程度できているのか、またその電源で何時間ぐらい最低限の業務ができると想定しているのでしょうか。

また、レンタル会社と応援協定を結んでいるというのは、これは長瀬町だけではないと思いますし、数も限りがあると思いますが、どの程度の数は最低でも長瀬町に確保しておく、そういった確認はできているのか。

最後ですが、避難所を6カ所開設したということですが、聞いた話によりますと、1カ所に昼4名、夜4名程度、8名程度で交代して対応していたといったことをお聞きしましたが、これがもし1カ月続いた場合には、日常業務もある中で災害復旧などを行い、行政業務が停滞すると思いますが、これらについての見解を伺います。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 岩田議員の再質問にお答えさせていただきます。

前日から各町では避難所を開設したということ、そしてまた長瀬町では12日の9時から開設しますということで、私は12日で遅くはなかったのではないかなと思いますけれども、その中で長瀬町では30分ごとに避難してくださいという放送をさせていただき、また雨戸をみんな閉めていますので、聞こえない家庭も多かったわけですが、特に山側、川側の人たちにはぜひ避難してほしいということで、消防団の皆さんが各家庭を回っていただいたところもたくさんございました。そのような中で、この500人という方たちが避難してくれたのかなという思いがいたしておりますので、そのところは本当に消防団の皆さんにお骨折りをいただいたところの中でよかったのではないかなと思っております。

それからまた、二次災害の危険ということが出てまいりましたけれども、先ほども申し上げましたが、昨日まで首都直下型地震に関してのNHKの放送の中でも、どうしても助けられないということ、これ二

次災害考えると、どうしても助けられなかったというような消防団の皆さん、常備消防の方もいらっしゃいました。やはり最終的には何とか自分で自分の身を守らなければしょうがないのだよというようなこともおっしゃっていましたが、その中で、できる限りのことは町として尽くさせていただくつもりでおります。その中で、細かいことをたくさんだいまご質問いただきましたので、そちらのほうは総務課長のほうから答弁させていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（野口健二君） 総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、岩田議員の質問にお答えいたします。何点かありましたので、漏れていたらまた言うていただきたいと思います。

まず、防災ラジオなのですけれども、やはり町でもそういうのは検討しました。ですが、やはり岩田議員言うように、ラジオについては大変災害時には有効な伝達手段だと考えております。検討したのですけれども、防災ラジオは防災無線で放送されますと、緊急的にラジオに入り込んでくるということです。そのため防災無線の周波数が長瀬町専用になってくる関係で、長瀬町専用につくらないといけないということで、そうしますと費用が大変大量に生産しなければかきむわけでございます。1台当たりですと、長瀬町で試算したところ2,905世帯、1日現在で、約2万円となります。となりますと、全世帯に配りますと5,810万円となります。財政的には少し厳しいかなというふうに思っているところでございます。

中には、市町村によっては、製作した防災ラジオを原価で希望者に販売しているという市町村もあると聞いております。それにしてもまた1台当たりつくるとなりますと、つくっておいてもまた在庫が残ってしまうと、無駄になってしまいます。また、2万円という予算ですので、それがどれだけ希望者がいるかというのがありますので、今のところでは防災ラジオのほうは町では考えておりません。埼玉県内でも秩父市が無償で行っており、加須市が12月議会で補正予算をし、無償貸与するというようなことを聞いております。長瀬町としては、一人でも多く町民の方に伝達が伝わるよう、今後あらゆる手段用いて情報伝達をどういうふうにしたら伝えていけるかというのを考えていきたいと思っております。

あとは、やはり岩田議員も言いましたけれども、近所の方がいて、声かけをしてもらったりとか、そういうのが必要と思います。やっぱり危険もあるかもしれないけれども、近所で共助ということでお願いしたいとは今思っております。

続きまして、防災訓練ですけれども、この後また質問もあるかと思っておりますけれども、町では今年度考えていたのですけれども、やはりいろいろ行事等がありまして、来年度地震災害とか、そういった炊き出しも含めて検討に入ったところでございます。今後消防、または関係機関と協議をしながら、来年度は実施できるよう進めてまいるところであります。

それとあと、浸水の想定なのですけれども、ここ最近では荒川の川幅の狭い樋口駅付近は、平成19年にも清水屋さんのあたりがついたということで、その辺の想定していました。ですが、今回井戸のオートキャンプ場とか、大東、あとは岩田の下郷のほうですか、川寄りのところ、そこは町でも想定はしてありませんでした。

〔「蓬莱島も」と言う人あり〕

○総務課長（福島賢一君） 蓬莱島もです。済みません。

それで、今回、大雨洪水警戒レベルで最高の5が特別警戒ということで、埼玉県でも初めて発令されまして、数十年に1度のレベルのすさまじい雨だったので、今後浸水想定区域なのですけれども、ことしの5月に国土交通省管理の二瀬ダム、あと水資源開発機構荒川ダム総合事務所から町に説明があり

まして、現在作成中ということでございます。住民の方等の自主的な避難の促進として、そういうのを今つくっているところですので、今回の長瀬町でも浸水、床上、床下があったところ情報提供して、今後できてきます。そうしましたら、町でもハザードマップ等に浸水区域と想定区域を入れていく予定ですので、よろしく願います。

続いて、蓄電池なのですけれども、先ほど言いました関口議員のときに説明しましたけれども、発電機4台、蓄電池6台、発電機のほうは役場にありまして、そういった医療等の関係する方に貸し出しができるように備えているのですけれども、それは発電機ですので、ガソリン、燃料があればもつのですけれども、あとガスボンベ式のもありまして、それが1台あります。それと、あと蓄電池が役場に2台、公民館に2台、保健センターに2台、こちらはそういったバッテリーの充電とか、そういうのを使うのですけれども、そうしますと、それですと、言われているのが12時間は使えるということでございます。それも、蓄電池のほうもやはり各避難所とかに置いておきますと、それもやっぱり充電しておかなくてはいけませんので、常に点検にも行かなくてはということがありますので、今のところそういう役場関係のところに置いてあります。

東電からの貸していただけるというのは、やはり状況にもよりますけれども、台数のほうは話は出ておりません。東電のほうは、そういった困ったことがありましたら、貸し出しで持っていきますよと言われておりますので、願います。

以上です。

- 4番（岩田 務君） 避難所で多くの人員が割かれて、行政業務が停滞すると思いますが、これの見解。
- 総務課長（福島賢一君） 済みません。関口議員のときも話した避難所で、やはり職員が6カ所になりますと、大変多くの職員が要ります。停滞で、やっぱり交代でいく関係で、役場のほうの長引いた場合は、それほど影響はないかと思っております。

以上です。

- 議長（野口健二君） 4番、岩田務君。
- 4番（岩田 務君） それでは、初めに災害情報の連絡、伝達方法と防災意識の向上や防災訓練等については、先ほども多額なラジオについては費用がかかるということですが、人の命にはかえられない部分もあると思いますので、こちらは検討していただきたいと思います。メール、防災無線に加え、防災ラジオの配備をすることで、より多くの方に確実な情報を知っていただくというのは必要だと考えます。また、やはり雨が降り始める前に避難所へ移動を始めないと、逃げるのが面倒くさくなったりとか、避難や周知の際に移動するときの危険度も高まります。東日本大震災の津波の場合にも、想定外の津波が来たことで被害が悪化したのだと思います。ぜひ日々の防災訓練や防災教育、意識の向上を住民の方に促しつつ、想定外がないように想定し、最悪の状況を考えて、いち早く避難を促すようにしていただければと存じます。

先ほど初めに町長に、僕はメールの情報が長瀬町は早かったのも、よかったということをお伝えしたかったので。悪かったわけではないです。

次に、非常用電源などについては、こちらも基本的には発電機を活用するのかなと思いますが、これももしも1週間停電が続いた場合には、庁舎内で発電機を使って、エンジン音がする中で日常業務をするといったことを考えているわけではないと思いますので、かなりの数の延長コードが用意されているのかなと推測いたします。

最近ではスーツケースサイズのキャスターがついている非常用蓄電池装置で、スマートフォンであれば

565台、ノートパソコンで226時間、液晶テレビでは113時間機器を動かすことができるようです。また、電気自動車も災害対策本部の避難所に必要な電力のほぼ4日分の電力供給をカバーできるようですので、当町でも最悪の事態や最低でも1週間程度の停電を想定して、これ自助努力というのですか、このようなものの準備も考えなければならないのではないのでしょうか。

次に、災害復旧や日常業務について、これ災害の規模によっては今の職員数で対応していくのは困難であるというのは明白でございます。住民も職員も被災者で、さらに今回のような状況で、千葉県や東松山、川崎市などで多くのボランティアの募集が呼びかけられる中では、長瀬町にどの程度のボランティアが来てくれるかもわかりませんので、高齢化が進み、人口も減少している中では、災害復旧の際にも地域のマンパワーが足りないの、ほかの自治体との災害時応援協定等を結ぶことも必要なのではないのでしょうか。

洪水や浸水の被害の想定についてですが、私は、長瀬町で考えれば、津波は想定外と言っても過言ではないと思いますが、それ以外の地震、台風等による暴風、竜巻、落雷、雪害、火山の噴火による降灰などは起こり得る可能性は否めませんし、長瀬町で特に心配なのは洪水、浸水と土砂災害だと考えております。

再々質問になりますが、答弁でも浸水を想定したハザードマップを今後検討というか、つくっていくということですが、これも先ほどとちょっとかぶるかもしれませんが、長瀬町のハザードマップ、現在あるものには33カ所の避難所、今はふれあいベースも加えると34カ所あるのかと思いますが、矢那瀬や井戸地域の山沿いを中心に約半分が危険な土石災害警戒区域等の中、またはその近辺にある集会所や施設などですが、こちらについては避難所に適した安全な場所と言えるのでしょうか。これが1点。

もちろん長瀬町では川を挟んで山に囲まれた地形なので、平地で山から離れた場所というのは少ないのもわかりますが、土砂災害は雨だけではなく地震でも起こるわけですので、指定の解除や見直しをし、公共的な施設が近くにない地域には、民間の事業者等に協力をお願いするなどの対策を考えたほうがよいと思いますが、町としての見解を伺います。

また、避難場所である小中学校の体育館には冷暖房が常設されていないと思いますが、もしも寒い冬に避難するようなことになった場合には、避難された方が暖かく過ごすことはできるのでしょうか。

最後になりますが、今回町では事前対策として対策会議を開き、注意喚起や避難所の設置などを行い、事故を未然に防ぎ、事後対応として巡回や点検を行い、浸水した住宅等の災害ごみの回収などを行ったということでした。私は、同級生や後輩の家も床上浸水をしまして、すぐに相談が参りましたが、浸水した家屋は早急に清掃しないと悪臭が出たり、物が使い物にならなくなってしまうので、作業の人出が足りないの、どうしたらよいかなどといった相談がありましたが、結果としては友人や知人、親族や近隣の住民の方々が手伝ってくれて何とかなったようですが、被災された建物が100件、200件あったことを考えると、とても人手が足りません。その場合には、災害ボランティア等を派遣要請する必要がありますが、どの程度の被害があると要請するのか。また、相互に人的、物的な支援ができる災害時応援協定を結ぶことも必要だと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 岩田議員の再々質問にお答えさせていただきます。

避難所につきましてでございますけれども、今回の反省点たくさんあったわけでございます。その中で、一番避難所についての反省点が多かったかなと思うのですが、やはり今回はそれほど寒くなかったので体育館でも対応できましたけれども、議員おっしゃるとおり真冬にそういうことが起きた場合には、体育館にはそうした設備がないということ、数に限りがございますので、暖房機器をそこに全部持っていけない

というような状況も起きるわけでございます。ただ、災害協定を結んでおりますので、そういうところから持ってきていただく、持ってきていただければですけども、持ってきていただけないということも想定されるわけですので、そのところも非常に反省点になるわけですけども、そのような中で、今回その反省点も踏まえて、ハザードマップの見直しをさせていただきたい。その避難所につきましても、議員おっしゃるとおり避難所に適さないところもたくさん出てまいります。体育館の話が出ましたけれども、体育館ではなくて、教室にでも入っていただければ、これはまた暖房設備もあるわけで、冷暖房も効くわけでございますので、そのようなことも想定されますし、また何回も申し上げますけれども、NHKの放送でも近隣のマンションと協定を結んでというようなお話もございました。やはり今回は役場のほうには避難していただかなかったのですが、そのときには、非常時には役場のこの議場を開放するとか、ここあたりは暖かいですから、そういうこともこれからは考えていかなければならないことかなと思っております。いずれにいたしましても、これからハザードマップの見直しはさせていただきたいと思っております。

それからまた、被災ごみ、このごみにつきましては、本当に大変なごみが出たわけでございまして、ご親戚、ご親族で片づけたおうちもありますし、特によかったかなという思いがいたしましたのは、地域の皆様方が集まってお手伝いをして片づけたというご家庭もあったようでございます。やはりこうしたことが一番大事なことでして、当然100軒、200軒、ひいては二千何軒あるわけですけども、毎戸がそのような状況になったときには、とてとても町うちだけでは対応できないわけでした、ボランティアを要請しなければということになるわけでございます。

ご承知のとおり東松山がそのような状況になりまして、町からも職員を何日か派遣をいたしました。そうしたところと協定をふだん結んでおいて、そのようなこともできるかなと思っておりますけれども、そうしたところもまた被災されてしまったということもあるわけでした、そういたしますとやはり全国からというようなことになるわけでございます。まだそこまでは想定しておりませんが、今回も実は災害ボランティアを要請したいというようなお話ございまして、社協のほうでこれは対応いたしますので、社協と相談いたしましたところ、大丈夫だというまたお話が来ましたので、途中で消えてしまったというような状況ですけども、これからはそうしたことも社協とも相談をして、対応していかなければならないかなと思っております。

いずれにいたしましても、大災害のときには全国の皆さんにお願いをしなければということになると思っております。今現在東松山が大変なまだ状況のようですけども、派遣した職員からもいろんなお話を伺っておりますので、そのようなことも勉強させていただきながら、これから対応してまいりたいと思っております。

以上です。

---

○議長（野口健二君） 次、5番、村田徹也君。お願いします。

○5番（村田徹也君） 5番、村田です。それでは、防災訓練の実施について町長に質問します。

近年日本各地で未曾有の災害が発生しています。その災害は、いつ発生するのか予想が難しく、町民が他市町村において遭遇する可能性もあります。

そこで、昨年の12月議会定例会でも災害発生を想定した全町的防災訓練を実施すべきと質問しましたが、

実施されていないのですが、いかがなのでしょう。

また、今後実施する場合は、要援護高齢者等の避難誘導や災害が長期化した場合の炊き出し等の訓練も必要になってくると思われませんが、その考えはあるのでしょうか。

大分質問が重複するところがありますので、簡単をお願いします。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員の防災訓練の実施につきましてお答えをいたします。

全町的な防災訓練につきましては、今年度実施する方向で計画をしておりましたが、台風19号の大きな災害に見舞われたことや予定外の選挙もあったため、実施することができません。このため、来年度は区長会、自主防災組織等を絡めた町主導の防災訓練を行う方向で進めてまいります。

内容につきましては、避難訓練と伝達訓練を組み合わせる形を考えておりますが、より効果のある訓練を目指し、今後秩父消防署等関係機関と協議し、検討を始めてまいりたいと思っております。

避難行動要支援者等の避難誘導につきましては、来年1月に埼玉県と長瀬町、福祉避難所となっております特別養護老人ホームなごころ苑の3者で福祉避難所の開設訓練等を実施する予定であります。主な内容は、福祉避難所の受け入れスペース等の確保、避難者の移送、健康状態の確認などになります。また、炊き出し訓練につきましては、防災訓練にあわせて赤十字奉仕団に依頼し、実施してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（野口健二君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 国交省は、1960年に9月1日を防災の日と制定しました。毎年全国各地で防災訓練行われております。埼玉県の訓練も秩父市で行われたこともあります。また、学校現場等においては、年間に2回は防災訓練を実施することというふうなことは決められていると思います。昨年度12月に、今町長の答弁にもありましたが、来年度は防災訓練を実施する方向でいるという回答を得ましたので、私も町民の安心、安全を守るという点でよかったなというふうなことでいたのですが、今の町長の答弁で、台風が来たからとか、予定外の選挙があったからというのは理由にならないと思います。今年度予定していなかったのかと、でも来年度はやるというふうな方向ですので、これはぜひ実施していただくということで確認をしたいと思います。

なお、幾つか質問をしますが、非常事態対応マニュアル、これ町のほうで作成されているというのは承知しておりますが、その仮想非常事態の対応訓練は今までのように行われていたのでしょうか。

また、次に、今回の台風被害で災害復興派遣というふうなことで東松山に職員さんを派遣された。これ多分今までも経験を積むためにぜひ派遣をというふうなことで提案していたのですが、何人ぐらい、どの程度派遣されたのかと。また、災害ボランティア派遣というふうなものもあるわけですから、そんなふうなことについてもぜひ町職員が現場で経験をして、対応できるという人材をつくっていくことが大変いいのではないかと思いますので、今回どの程度の派遣であったかというふうなことについてお聞かせ願いたいと思います。

あと、ボランティアについてなのですが、住民ボランティアの環境整備というのがなされていないのではないかなと。はっきり言って、先ほどの答弁の中にもありましたが、ご家庭によっては近所の人や地域の人たちが片づけ等を手伝っていただいたと。ご家庭によってではダメなのです。町民平等に考えていただくということが基本だと思います。親戚が少なかったりとか、そういうことでまだ復興といえますか、

大分進んでいないところもあります。やはりこれは町主導で社協に呼びかけて、そういうボランティアを、派遣等を考えていかなければいけないのではないかなと。

あと、避難場所なのですが、要するにこれから防災訓練、避難訓練等やった場合に、今回の避難場所、主には6カ所だったように記憶していますが、特にその中で中央公民館については、川に挟まれていて非常に危険なので、あそこには行きたくなかったとか、そんなふうな声も上がっています。そんなふうな見直しというのですか、また、その防災訓練を行った場合に、実際にそういうところまで避難していくとか、そういうことができるのかどうかと。

あと、被災の長期化した場合に、炊き出し等を何か日赤奉仕団にというふうなお話を先ほど町長はなされましたが、ではそういう備品等の整備状況はあるのかと、停電した場合に釜とか、そんなふうなものについてあるのか、要するに災害備蓄品ですか。その中には、特に東日本大震災のとき一番必要とされたのは食料、それから薬品とかいろいろありますが、時期によって、電気を使わない丸いストーブというのですか、あんなふうなもの、これ町で常時備品として準備する必要があるのかどうかというふうなこともあります。長瀬町はその災害備蓄品の機材とか、そのようなことに関してのパーセントが載っていたのですが、ちょっと低いようでした。そんなふうな備品をどのようにこれから準備していくのかというふうな点。

あと、災害発生時に住民が自助として命を守る取り組みがこれ一番だと。これが7割だと。公助が1割と、共助が2割と、7対2対1と言われてはいますが、その要するに自助、共助に当たるところについての意識とか、そんな住民の自助努力目標、共助努力目標、このようなものをどのように植えつけていくのかと。考えをお聞かせ願えればと思います。

あと、災害時に現在認知症患者と言われる人、患者と認定されなくても、65歳以上では7人に1人と今出ています。中間認知症を含めると4人に1人と。私も65歳以上ですからその一人に数えられるのかもしれませんが、そんなふうなときに、要援護者名簿は健康福祉課で持っておられるというふうなお話でしたが、実際問題として、全町的な災害が起こった場合に避難の援助がどのように行われるのかと。体制が整備されているのでしょうか。その点についてお聞かせ願えればと思います。

さらにつけ加えて、避難訓練等を実施する場合なのですけれども、現在ごみゼロを2回やっていますよね。そのうちの1回をこれに充ててもいいのか、それとも別に新たに実施するのかについてお伺いします。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員の再質問にお答えさせていただきます。

災害派遣につきましてでございますけれども、東松山市に先ほど派遣をいたしましたという話をさせていただきましたけれども、町民課職員を災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定というのを結んでおまして、それに基づきまして、今までに7回、1度に1人ですので、7人派遣をいたしました。また、今月中にも1度派遣を予定しております。これは、あちらから何名という要請があったようでございます。また、今回の台風につきましては、当町におきましても被害が大変出ておまして、そちらの現場対応や事後対応に当たっておりますので、職員には余裕がなくて、ボランティア派遣というようなことは行いませんでした。議員おっしゃるとおり、やはりそうしたところに行って、しっかりとノウハウを学んできていただければ、もしものときに助かるなどは思いますけれども、今回はそのような状況でございまして、東松山に派遣をしているのみでございます。

それから、中央公民館が危ないので行かなかったというお話をされたようでございますけれども、中央

公民館は町内においては大変高い位置にございますので、特に後ろに傾斜地があるわけでもございません。そのようなことでございまして、また建物も高くなっておりますので、災害による浸水は低いと考えております。また、個別の部屋もございますので、そのような中で適した避難所ではないかなと思って、指定避難所にさせていただいておるわけでございます。

それからまた炊き出しにつきましてですが、今は御飯を炊くとかいうのではなくて、議員も多分ご承知だと思いますけれども、アルファ米というのがございまして、水を入れただけでも40分置いておけば食べられるというようなものがございまして、そちらが一番こうしたときには適しているかなという思いの中で、今回もアルファ米を使わせていただきました。ですので、もしもというときに火を使わなくてもそのようなものがたくさん出回っておりますので、そのような形がとれるのではないかなと思っております。

それから、自助、共助、公助のお話が出てまいりましたけれども、先ほどから申し上げておりますけれども、最終的には自分の身は自分で守らなければならないということ、これはメディア等でも発信をしております中で、自助が7割、共助が2割というお話をいただいたわけでございますけれども、こちらにつきましても区長会等で各区長さんにもお願いをして、区によっては毎年訓練をされておるところもございまして、ぜひ各区でこのようなことをしていただけるように、これからも啓蒙していきたいと思っております。

続きまして、支援者に対してのお話でございますけれども、こちらにつきましては健康福祉課のほうでしっかりとした対応をしておりますので、健康福祉課のほうから改めてご報告をいただければと思います。課長のほうから報告をさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（野口健二君） 総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、村田議員の質問にお答えいたします。防災訓練なのですけれども、先ほどごみゼロの日が春と秋、2回ということですので、そちらの日程も含めまして今後検討していきますので、参考にさせていただきます。

以上です。

○議長（野口健二君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、村田議員の質問にお答えいたします。

避難行動要支援者名簿でございますが、健康福祉課のほうで所管しております。この名簿作成につきましては、現在作成が非常におくれているところでございますが、引き続き整備を進めてまいりたいと考えております。しかしながら、名簿があっても、先ほどの答弁の中でもお答えさせていただきましたが、職員だけでは全ての対応をとることは難しいということですから、名簿を作成していく中で、地域や警察、消防などと連携を図って対応していくというふうに進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（野口健二君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 質問した中で、ちょっと落ちていることがあったので、仮想非常事態対応訓練は、どの程度行われていたのかというふうなこと、それから、回答の中で、住民の自助、共助の努力というふうなことについて、これは一般的にはそうなのですが、やはりそれを町として深めると。住民に意識させる、そのような努力が必要なのではないかというふうなことです。秩父は、比較的災害に強いところだというふうな安心感を住民も持っています。例えば自分自身に言っても、防災グッズなんて確かに用意したのですけれども、どこにあるのだろうというのが本音です、実際問題として。想定外のそういう災害が起

こったときに、やはりではどうするのだと。自助の心構えをもう一回、この台風がチャンスですから、町としてやったほうがいいのではないかと。

共助については非常に難しい面があります。区長会を通じてと言われましたが、何度も言っていますが、特にうちの区等では年に1回の区の会議しかないので、全然伝わってこないと。それから、自主防災組織は、県の資料によると長瀬町は90.5%の組織率となっているのです。90.5%で、調べた年度で20なのです。この数字が出ています。ところが、本当にそんなにあるの。では、自主防災組織を組織しました。知っている人は、区長さんが町に提出をしたものだけだというふうなものもあると思うのです。これ自主防災組織を実際に機能するように町、総務課さんが担当だと思いますが、やっぱりやっていただかなければ、共助の面ができなくなるかなと。特に避難を要するような要支援者等は、やはり町職員が出向いてというのは、非常に人数が多いですから、難しいと思いますので、共助に頼るところが多いと思いますので、ぜひそこのところを自己努力とかそのようなことではなくて、町でも進めていただきたいと。

それから、備蓄品についての回答は、ちょっともう少し食料とか水とか、そんなふうなものなのかと。例えば水とか食料についてはわかりますけれども、ストーブとか炊き出しの釜だとか、アルファ米についてはわかります。アルファ米はわかるのだけれども、もしも長期化した場合どうするのですか。毎日アルファ米をいただく。ちょっとやはりそういうことも含めての炊き出しも必要ではないかと、もう少し。

避難所の33カ所で中央公民館は高い位置にあると言いましたが、実際にあそこに行った人は川が近くに流れていて嫌だというふうなことという話が今回はありました。いろいろ人によって違うと思います。第一小学校は天狗山が近いから、崩れたら嫌だから中学校へ行ったと、そういう人もいます。これは人まちまちです。ですから、そういう避難する場所というのですか、最終的にこの地区がこことか、最終避難所にどういうふうに行くかというのも防災訓練のところに必要なのではないかなというふうな気がします。

それから特に、ボランティアについては、社会福祉協議会が中心になってと思いますが、やはり先ほども言いましたが、町が主導して社協に住民ボランティア、特に我々ですか、アクティブシニアの活用ということがうたわれていますよね。体あいているので、どこかそういう放送でもあるかなと私は思っていました。だけれども、そういう要請がなかったと。ボランティアの活用ももう少し考えていただければいいのではないかと。

あと、防災備蓄の、総務課ですか、要するに数量というのですか、どのように確認しているのかと。あとは、交換したりしなければならぬと。一般的に災害によって違いますが、1人1日5回分掛ける7日掛ける家族で、1家族について140回分は必要だと。1週間ですよ。そんなふうなことを言われているのですが、町の備蓄品がどれだけ出して、どれだけそれ交換をしているかというデータを持ってやってられるかどうか、そんなようなことについてお願いします。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員の再々質問にお答えいたします。

いろいろ細かいお話でございますので、担当のほうからさせていただきますけれども、私といたしまして回答させていただくのは、避難場所につきまして、特にこの地区の人はここでなければならぬということはないと思うのです。今回もその地区ではなくて、違うところに避難されたというお話も伺っていますので、そこのところはやはり自分が行きやすいところに行くというのが一番よろしいのではないかと。これからも、もしものときにはそのように行っていただければと思っております。

それから、ボランティアでございますけれども、窓口は社協になっておりますが、当然社協に丸投げではなくて、町と社協で相談をしながらということになるわけでございます。ただ、今回はそのようなことはなかったわけでございまして、その中で、これも一つの課題になろうかと思っております。まだまだいずれにいたしましても検証がしっかりできておりませんので、その中でいろいろな問題が出てくると思います。いろいろとそうした問題をこれからしっかりと精査し、これからのそうしたときにぜひ生かしていければと思っております。

細かい点につきましては、課長のほうから答弁いたします。

○議長（野口健二君） 総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、村田議員の質問にお答えいたします。

仮想定訓練、職員のほうなのですけれども、28年度に1度、まず集会所を開設しないと、そこに電話を職員が持って行って、電話コードをつないだという訓練は行っています。それ以外は、毎年なのですけれども、初動マニュアルをよく熟読しておくというようなことで対応させてもらっています。今回の災害を教訓に、またそうした職員だけの訓練も今後考えていきたいと思っております。

続きまして、備蓄品なのですけれども、備蓄品は台帳管理をしております、物資のほうで食べ物、食料ですと、約2,500食は役場で確保しております。それを期限が迫ったものにつきましては、学校の児童生徒、また学校でそういった防災訓練をやるときにお配りをして、入れかえを行っております。

あとは、防災組織のほうなのですけれども、先ほど言いましたけれども、前回もお答えさせていただいたかもしれませんが、今21町には防災組織がありまして、井戸、風布が4行政区が一緒で1つになっております。そういった防災組織の区長さんの希望の方、なるべく区長さんをお願いしているのですけれども、毎年そういったリーダー育成ということで、県のほうで秩父で一括で集めまして、そういったリーダー講習会等を開いております、そういったところに区長さんに出させていただいております。

足りなかったら言ってください。以上です。

○議長（野口健二君） 次に行ってもらえますか。

○5番（村田徹也君） 足りない分があるので。足りない分についてちょっと。自主防災組織があるのではなくて、21なのだから、機能するようになってるのがどのくらいあるのかと。それから、これ非常事態を仮想した訓練はやっていなかったわけですね。法令上これ大丈夫なのですか。庁舎等の中でそういう訓練をしなければならないという法令はないのですね。

あと1点、備蓄品については、今の回答だと1週間延びた場合には16軒分しかないですよ。それはいいのだけれども、だからアルファ米であくまでもずっとやっていくのか、それとも炊き出し等を考えて、そんなふうな備品を用意していく予定があるのかどうかというところがちょっと回答がなかったので、お願いします。

○議長（野口健二君） 総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、村田議員の足りなかった部分について説明させていただきます。

まず、炊き出し等の備品については、釜とかガスとか、そういったものは備えております。先ほど備蓄品の食料が2,500食と言いましたけれども、5日もしないうちに、自衛隊ですとかそういうのは、そういった応援というのですか、そういうのが来ていただけたらと思っております、こっちも数に限りがありますので、今のところそういった2,500を備えさせていただいている次第でございます。

それと、訓練のほうは、特にはそういった訓練をなささいというのはございません。ただ、町の役場で

は、職員は年に1回は避難訓練としましてしておりますけれども、そういった災害に備えての訓練は、必ずやれとかということはございません。

以上です。

○5番（村田徹也君） 避難訓練はやっているわけですか。

○総務課長（福島賢一君） はい、やっています。年1回やっています。

○議長（野口健二君） 次をお願いいたします。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 高齢者施策について、町長にお伺いします。

高齢化率は、将来的に47%を超えると推計されており、少子化とともに高齢者施策は町の最重要課題となっています。

そこで、高齢者の居住状況や支援が必要であるかどうか等の実態把握をどのように実施しておられるのでしょうか。また、把握された事項をもとに地域的な課題を洗い出し、これから取り組むべき施策はどんなことに重点を置く予定なのでしょうか。

高齢化の進む現代社会では、伴走型支援が必要と言われていますが、当町の状況も8050問題や社会的に孤立する高齢者がふえているものと思われまます。町が主導役を担い、つながり続けることを目的としたアプローチが必要と思われまます。その考えがあるかお伺いします。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

初めに、高齢者の居住状況や支援が必要であるかどうか等の実態把握や、把握された事項をもとに地域的な課題を洗い出し、これから取り組むべき施策はどんなことに重点を置く予定なのかについてでございますが、高齢者の居住状況などの現状につきましては、昨年度策定いたしました第7期高齢者福祉計画、介護保険事業計画において把握しており、現在は平成30年度から令和2年度までの本計画に基づき、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせるまちづくりを目指し、住民の支え合いによるまちづくりを進めるとともに、高齢者を取り巻く地域の特性や課題を踏まえ、地域包括ケアシステムの構築に向け、健康ではつらつとした長寿の町の創造を基本に施策を進めているところでございます。また、本計画は3年ごとに策定しておりますので、令和3年度からの第8期高齢者福祉計画、介護保険事業計画に伴うアンケート調査を今年度実施し、高齢者の生活や機能低下者の状況等については把握してまいります。

来年度はこの調査結果などから、現状やニーズ等の把握、分析、施策の検討などを行い、健康福祉推進委員会などでの協議を経て計画を策定し、施策を推進してまいります。

次に、8050問題や社会的に孤立する高齢者の増加に対して町が主導役を担い、つながり続けることを目的としたアプローチの必要性についてでございますが、町では高齢者の方が住みなれた地域で安心して暮らせるように、介護、福祉、健康、医療など、さまざまな面から支援を行うため、地域包括支援センターを健康福祉課内に平成18年4月から設置しております。高齢者やその家族の皆さんが抱える悩み、心配事など、何でも相談いただけます。相談内容によって、個々のケースに対応した支援につなげてまいります。また、近隣の皆さんや民生委員などから相談を受けた場合についても同様に対応し、支援につなげてまいります。引き続き住民の支え合いによるまちづくりにより、サロンや活動機会をつくることなど、生活の幅を広げ、住みなれた地域で安心して暮らせるまちづくりを進めてまいります。

○議長（野口健二君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 私ちょっと高齢者保健福祉計画等について、本当に自分なりに抜粋して持ってきたのですけれども、一般的なことが書かれているというふうなことで、今町長の答弁も、これはやむを得ないと思いますが、一般的な答弁になっていたと思いますので、細かい点について質問させていただきます。

高齢者の実態把握というふうなことで、特に民生委員さんによる現地での確認というのですか、大きいと思います。ただ、これも民生委員さんの責任というふうなことにはできないと思いますが、とにかく3年たったのだけれども、一番最初、私が民生委員になりましたというふうなことで、ひとりで住んでいるけれども、1回しか来ていないということで、今誰が民生委員やっているのだろうというふうな話も聞きます。これは町長、首かしげますが、実際の話です。これは、民生委員さんの責任ということではありませんが、そういう実態もあるというふうなことで、ごみ出しに困るとか、そういう人たちもいるわけです。だから、そのところをもう少し実態を見詰める方法はないのかという中で、当然アンケート等をされると思いますが、ごみ出しが自分でできるのかとか、火の始末ができるのかとか。寒くなるけれども、ストーブの点火とか給油ができるのかとか、そのような項目についてもアンケートを行うとしたら、ぜひ入れていただいたほうがいいのではないかと。特に単身高齢者と言われる人たち、大分多いようです。

次、もう少し細かい点で、高齢者、今2025年問題というのも問題になっています。労働人口の減少と高齢者の就業というふうなことで、多分当町は高齢者の就業率が県内で24位で24.3%になっていると思います。女性の就業率が埼玉県で1位というようなこともありますけれども、高齢者がそのようになっていますが、その高齢者の就業等について、どの課で相談対応をしているのでしょうか。その点についてお聞きしたいと思います。

さらに、団塊の世代が75歳以上になると、医療費や介護費も増大していくというふうなことで、財政面でも大きな負担が強いられると思います。そこで、町として今後の予算というところに着眼し、社会福祉費における高齢者の手厚い援助というのをどのように考えて予算化していくのか、これから予算立てであると思いますが、数字はちょっと私ここ何年か洗って見たのですけれども、老人保健費とか、老人福祉費とか減っているのです。失礼しました。老人福祉費が29年度から30年度まで減少したりとか、ただ老人保健費と介護保険費というのは上がっているわけです。そちらに多くかかってきますので、町ではそういうところ、特に今度後期高齢者も保健医療にかかった場合に2割負担になるというふうなことも政府が打ち出してくるようですが、そんなところで、例えば町として後期高齢者に1割負担を考えていくとか、そんなような手厚い予算立て等を考えていくのかどうか、まだそこまで考えていられないかもしれませんが、一応それも質問に入れます。

あと1点といいますか、一番重要だと思うのですが、特にこの中山間地域に住んでいると、時代の流れにおくれてしまうと。情報化社会におくれてしまうという点がややあります。高齢化社会になるというけれども、一般的に高齢者は、では高齢化社会というのはどうなっていくのだというふうなことについて、NHKの防災でも町長も見られています、やっていましたよね。高齢者とか要支援者の避難がどうだとか、いろいろありますが、その高齢者はどういうふうに生きたらいいのかと。健康寿命を延ばすとか、そのようなことで以前にも提案しましたが、その年65歳になる高齢者を一堂に会して、高齢者式を開催したらどうかと。今の高齢化社会というのはこういう社会ですと。健康寿命を延ばしていくには、こうしたらいいのでしょうか。町としては高齢者施策としてこういうことをやっている。それによって、生きがいを持って、高齢者が生き抜くすべを持っていただけるのではないかと。これは、できるかできないかということで、ぜひ回答をしていただけたらと思います。

さらに、コミュニティの醸成についてなのですが、協議体等ということがあります。協議体が実際にできてもう28年でしたっけ、一番最初にできたのが。もう2年ちょっと、半ぐらいたつのですか。サロン活動云々とか、先日も、私ほかの用事があるって行けませんでした、公民館でそのような講習がありましたよね。残念ながら行けなかった、200人程度の人が集まられたというふうなことです、実際問題として、サロンをもう何年までに全町的に広げるのだと。それができない限り、一部の地域だけではだめだと思うのです。一部のところでやっているだけではだめなのです。だから、それを全町的に広げるのは、何年後にそれを目標にしてやっているのだと、そのようなことはあるのかどうかと。

さらにもう一点、町と生活支援コーディネーターと一体して、どのようになるのですか。高齢者施策というのですか、見守りとかもやっているのかどうか。社協のほうに投げてしまっているのかどうか。そのところについて、あとは健康福祉課と関係すると思いますが、健康寿命を延ばすために、本当にどのように計画をつくっているのかについて伺います。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員の再質問にお答えさせていただきます。何かたくさんございまして、ちょっと漏れてしまうところもあると思います。足りないところは健康福祉課長に、あとはお願いしたいと思います。

民生委員さんのお話が出てまいりました。12月1日から新しい民生委員さんになったわけでございますけれども、今回、今までは、かつてはなかったのですが、今回まだ民生委員さんが決まっていない地区が6カ所出てしまいました。やっぱり少子化、高齢化が影響しているかなという思いがしておりますけれども、そのような中で民生委員さんにまた頑張ってくださいということでございます。民生委員さんの質と申したらちょっと失礼に当たるとも思いますけれども、考え方もそれぞれでございますので、一生懸命やっちらっしゃる方もおりますし、またそれほど申しますか、3年間で1度しか来なかったというお話を伺いますと、そういう方も出てしまうのかなとお聞きしたところでございます。これから新しい民生委員さん、いろいろと勉強していただく中で、しっかりとしたまちづくりの協力をしていただければありがたいなと思っております。私も民生委員さんとはかかわる機会も多うございますので、そのようなときにぜひお話をさせていただきたいと思っております。

実は、先日新旧交代のときに私が申し上げましたのは、ひとり暮らしの方たちには、ただ声をかけていただくだけでもありがたいのですよという話はさせていただきました。そうしたことが一番のひとり暮らしの方たちには民生委員さんに対してのご期待ではないかなと思っておりますので、そのようなこともこれから申し上げさせていただきたいと思っております。

それから、高齢者の就業についてというお話をいただきました。これは、ご承知のとおりだと思いますけれども、シルバー人材センターというのがあるわけでございまして、シルバー人材センターだけではなくて、町のほうは健康福祉課が担っておりますので、そちらと連携して、これからも進めてまいりたいと思っております。

それからまた社会保障の問題ですか、令和2年度の予算のお話が出てまいりましたけれども、まだまだ白紙の状態、これから進めてまいるわけでございます。議員のたがいまのお話も勘案しながら、どのような予算になるかわかりませんが、これから進めてまいりたいと思っております。

それから、サロン活動でございますけれども、サロン活動につきましては、町中を網羅したものが各家庭に配布されていると思います。ほとんどの地域で皆さんやっていただいております。内容につきましては

は、いろいろあるわけでございますけれども、町中ほとんどのところで小さいながらもやっていただいたりということで、元気に活動しているところと、細々とやっているところとあると思いますけれども、そうした地図を各家庭にお配りをしたところでございますので、そちらを見ていただければわかると思います。

それから、生活支援コーディネーターでございますけれども、これは、町のほうから社協のほうに委託しているわけでございますけれども、当然社協に丸投げではなくて、健康福祉課と連携をして進めているところでございます。先日の堀田力先生の講演につきましても、207名でしたか、来ていただいたわけでございますけれども、これにつきましても社協だけではなくて、健康福祉課の担当もしっかりと一緒に連携しながら進めさせていただいたところでございます。

それから、先ほどから生活支援協議体のお話が出てまいっておりますけれども、現在支え合いの地域づくりというのを進めているところでございます。やはり地域で気にかけるという意識を持つこと、お互いに支え合って関係づくりをするということが必要だと思っております。これは当然高齢者だけに限って取り組む問題ではなくて、先ほどからご質問いただきました8050問題もそうですけれども、地域のコミュニティ活動としてかわりを持つということが一番のこれが大事なことでございますので、こうしたことを地域の皆さんが理解をしていただけたらありがたいと思っております。

それから、高齢者での取り組みから始まって、地域全体が支え合って、助け合って1つの地域になる、これが一番の理想でございまして、高齢者に限らず、誰もが安心して暮らせる長瀬町にするために、「ささえ愛ながとろ」というのができたわけでございますので、こちらの活用をしっかりとしながら、皆様どなたでも安心して暮らせるまちづくりを進めてまいりたいと思っております。

足りない部分につきましては、健康福祉課長のほうからお願いしたいと思っております。

○議長（野口健二君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

まず、第8期に向けた高齢者保健福祉介護保険事業計画に向けたアンケートの関係でございしますが、前回の計画におきましても、ごみ出しや買い物、それから調理ですとか、そういう実際に必要とを感じる支援ですとかサービスの問題についての質問もしておりますので、引き続きこの辺のところは行ってまいります。また、高齢者の就業等についてということで、私どもの課でもシルバー人材センターを所管しておりますが、こちらにつきましても労働のほうの担当の産業観光課と連携して進めてまいりたいと考えております。

次に、高齢者の65歳高齢者式というようなお話がありましたけれども、先ほどちょっと村田議員の話の中で、アクティブシニアという言葉が出てまいりました。アクティブシニアというものは、埼玉県でも県民生活部のほうでアクティブシニアという言葉を使って、非常に進めている施策です。横瀬町ではことしアクティブシニアの事業をやっているようでございます。講演会もあるというような話も聞いておりまして、秩父市もやっているようです。この辺のところは県民生活部なので、私どもの福祉部の所管ではないのですが、この辺のところもなかなかいい事業だなと思っておりますので、町内で連携して進められたらいいのではないかなというのが、この間うちの課の職員の中からも出ていましたので、こういうところも検討していきたいなと思っております。

それから、協議体の目標という形で議員おっしゃいましたけれども、協議体のほうは自主的にやっていただく、かわり過ぎないというところで自主的に進めていただいている組織ですので、そのところはなかなか難しいところもあるのですが、うまい形で連携して、なるべく多くの地域で立ち上がる、地域のほ

うでそういうのを立ち上げたいのだという話が出れば、協議体のほうで支援していくというようなスタイルで進めておりますので、そのような形で進めていけたらなと思っております。

それと、健康寿命のお話がありました。健康寿命の関係につきましては、本年度健康増進計画というものを策定しております。アンケートなんか来た方もいらっしゃるのではないかと思います、その辺含めて、健康寿命を延ばす形でどのようにしたらいいとかいうふうな形も含めて検討してまいります。また、来年度から高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施というのが始まります。後期高齢者広域連合と町のほうで連携して事業を進めるというようなものも始まります。これにつきましては、これまでも介護予防のほう実施していますが、昨今フレイル予防という形で、加齢に伴って体力や筋力が落ちるというような形が課題と国のほうでも言うておりますので、その辺を重点的な形で進めていくように、既存の事業等含めて、今どのような形がいいのかというところを検討しておるところでございます。今年度は、きれいに老いるセミナーというような形で進めてみたのですが、全員女性の参加でございましたので、先ほどのアクティブシニア等も含めて、男性の方が参加できるような形も何かないかなということを含めて検討しているところでございます。何かお知恵がありましたら、引き続きご提案とかお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（野口健二君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 今答弁していただいたことは、言葉として掲げていただくのには非常にいいと思います。思うのですが、それが実際どう活用されるか。効用として効果が生まれてくるかというふうなところで、やはりもっと手を深いところに差し伸べなければいけないのではないかとというのが私の一番の考えです。特に町の支援の第一は何か。これ何ですか。これはやはり見守りですよね。見守りが一番と。最低限の一番の必要が見守りと。

では、その見守りをどういうふうにするのかと。だから、今町長はサロンは町内でほとんどで行われているというふうなお話なのですが、そのほとんどというのはほとんど。ほとんどというのは幾つなのだと。実際問題として上中宿区でもやっているのかと。下山区でもやっているのかというふうなことを、ほとんどではなくて、やっていないところもあるし、やったときにそこに参加する人が限定されてしまっているというところが問題だと思うのです。ですから私が言いたいのは、このまま行くとあと5年、10年たった場合に、若い60代の前半ぐらいの人から巻き込んでいかないと、この組織は潰れますよと。可能性がありますということになるのではないかなと。ですから、今高齢者、これから高齢者になろうとする人たちをも含めたものでないと、中心にやっている人が例えば75歳であったと。10年後になると85ですから、恐らく中心ではできなくなるというふうなことは考えられるわけですが、その場的ではなくて、ある程度その地域でやっていけると。ですから、自分の地域のことを何回も言って申しわけありませんが、3人ぐらいは本当にひとりだけで生活していると、ごみ出しもできないという状況の方もいます。現在多分、342人ぐらいかな、ちょっとふえていると思いますが、単身高齢者の方が長瀬町は県の統計によると12.8%ですよとされています。だから、現在の7,023人掛けるで計算すれば人数が出てくるのだとは思いますが、単身高齢者の人がそれだけいるというふうなことで、単身高齢者でも元気な人もいるというふうなところで、深いところに、やはりやっていくのはどうしたらいいかというふうなことをもう少し深めていただきたいと。特に安否確認については、町としての考えを持っているかどうか、サロン活動等とか地域のコミュニティ力だけに頼るという方法でやっていくのか、そこのところについてお聞かせ願いたいと思っております。

以上です。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員の再々質問にお答えさせていただきます。

今回の村田議員のご質問は、要するに町が指導役を担ってつながり続けることを目的としたアプローチが必要ではないかというご質問でございました。その中で、長瀬町といたしましては地域包括支援センターだけではなくて、心配事相談ですとか困り事相談というのも行っております。その中でサロン活動というのが29年から始まりまして、3年目になったということ。これが一生懸命やっておるところと、全く意識がない場所とができてしまっておるわけでございまして、村田議員のところがそのような地区だというような今お話伺いました。

本来ですと、村田議員あたりに主導権を握ってやっていただければ一番いいことですが、そのところを皆さんでというようなお話でございまして、ここにつきまして、これからまた健康福祉ですとか、「ささえ愛ながとろ」の中で、民生委員さんですとか、そういう方たちにそうした地域には働きかけをして、ぜひ小さくてもよいから、小さいところから始めるのが私は一番いいと思っています。實際上長瀬あたりでは本当に10人ぐらいから始めたというようなところもございまして、それからだんだんと皆さん周りの人を引き込むというような形で輪を広げていく、これが私は一番理想ではないかと思っておりますので、今後課とも相談をいたしまして、そしてまたそのささえ愛の協議体とも相談いたしまして、そのような形に持っていければと思ったところでございまして。

今社会保障費というのが年々膨らんでおるわけでございまして。これは、これから高齢化がますます進むわけですから、このお金が上がることはあっても、下がることはないのではないかなと思っていますけれども、これは長瀬町だけの問題ではなくて、日本全体の問題のわけでございまして。そのような中で、こうした小さい自治体として何ができるか、もう少し掘り下げて考えていかなければならない問題だと思っておりますので、先ほども課長のほうからお話ございましたけれども、いいお知恵がありましたらば、お話をいただけたらありがたいと思っております。

以上です。

○議長（野口健二君） 健康福祉課はいいの。

○5番（村田徹也君） いいです。足りないところは、後でまた課にでもお聞かせ願います。

○議長（野口健二君） では、1時15分まで休憩いたします。暫時休憩いたします。

休憩 午後零時12分

再開 午後1時15分

○議長（野口健二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

○議長（野口健二君） 次に、3番、野原隆男君の質問を許します。

3番、野原隆男君。

○3番（野原隆男君） 3番、野原です。質問します。

観光資源の復旧の見通しについて、産業観光課長にお伺いいたします。長瀬町は、自然景観を生かした観光地ですが、岩畳や遊歩道、ハイキングコース、蓬莱島は、このたびの台風の被害を受け、通行不能や利用禁止になっているところがあります。被害が大きいので、多額の費用と時間が必要となるとは想像がつきますが、被害を受けた場所の補修に手がつかずにいると、観光地のイメージダウンや観光客の減少につながるおそれがあります。一刻も早く被害を受けた箇所を補修し、受け入れ態勢を整備する必要がありますと思いますが、その見通しについてお伺いいたします。

○議長（野口健二君） 産業観光課長。

○産業観光課長（玉川 真君） それでは、野原議員の観光資源の復旧の見通しについてのご質問にお答えいたします。

岩畳周辺の地域につきましては、県立長瀬玉淀自然公園や、国指定名勝及び天然記念物長瀬の指定地域となっており、大変厳しい規制や制限がございます。

土地につきましても、河川や民有地の部分もあるため、直接的な維持管理はしておりませんが、今回の台風の被害を受けて、岩畳周辺につきましては、町では県の関係機関と調整をし、観光協会が主体となってボランティアを募集し、約80人の方でごみや流木の撤去、土砂の敷きならしを一部行いました。また、開成中学校の生徒さん約300人による清掃ボランティア活動などで岩畳清掃を実施しております。被害規模が大きいため、全てはできておりませんが、紅葉シーズンを迎えるに当たって、観光客への影響が最小限となる範囲まで復旧ができたのではないかと考えております。

ハイキングコースにつきましては、民有地の部分も多くあり、復旧は難しい状況であります。遊歩道である県指定の関東ふれあいの道は、埼玉県秩父環境管理事務所の担当者に状況を説明して現地を確認していただいております。復旧作業につきましては、予算確保のこともあり、速やかに復旧することは厳しいとのことでありましたが、12月中には復旧の作業に入る予定とご回答いただいております。

蓬莱島公園につきましては、国の補助をいただいている関係上、復旧作業などには事前の手続をしなければならず、担当課の建設課で県と相談を進めているところでございます。

長瀬町の観光資源につきましては、大変厳しい規制や制限があることや、被災土地につきましても河川区域や民有地の部分もあります。復旧作業を行うには、予算確保以外にもクリアしなければならない点も多くありますが、役場内の関係課と連携して、関係機関に働きかけながら進めていきたいと考えております。

○議長（野口健二君） 3番、野原隆男君。

○3番（野原隆男君） ただいまの玉川産業観光課長の答弁に対しまして、確認を含め再質問させていただきます。

私自身は、長瀬町の中心的産業は観光産業と思っています。台風19号による観光資源の復旧は重要で、急務なことと考えています。観光資源の復旧がおくれることは天下の勝地、長瀬のイメージダウンや、さらなる観光客の減少につながるのではと危惧するのは私だけでしょうか。ボクシングというボディブローとならないよう、的確な対策が急務と考えています。

私もそこで1つ質問です。台風や増水による箇所の観光資源の被害状況と復旧、概算についてお伺いいたします。私が把握している観光資源の被害としては、1として、宝登山表参道では小動物公園の入り口付近で路面の崩落により通行どめとなっておりましたが、現在は通行が可能になっています。また、その同所の復旧工事を秩父鉄道さんで実施するようだとは聞いておりましたが、本当でしょうか。

2つ目ですが、長瀬アルプス登山道では、万福寺側入口付近の約50メートルが削られ、歩行には非常に危険な状態となっています。通行注意となっていますが、きのう見ましたら、何人か上がっていったようでございます。

3つ目といたしまして、岩畳散策コースでは、哲学の道の数カ所が、深いところでは1メートル以上陥没しています。現在も岩畳の歩行は通行どめとなっています。

4つ目に、岩根山ハイキングコースでは、土砂崩れの通行どめとなっていました。きのう現地を確認したところでは頂上付近が通行どめとなっていました。蓬莱島公園では、現在台風のため、施設は利用禁止となっています。蓬莱島は、蓬莱島上流部と下流部のほうの安全対策のフェンスが流木がひっかかって被害を受けていました。

私の把握している観光資源の被害箇所は以上ですが、各被害箇所ごとの復旧概算費用をどのように把握しているのか。また、ほかに観光資源の被害箇所は発生しているのか。あわせて概算費用、目途で結構でございますので、お伺いいたします。

2つ目の質問ですが、台風19号による長瀬町観光被害情報の発信では、長瀬町観光協会のホームページで実施されていましたが、そこで情報発信の重要性から、観光資源の被害状況について、長瀬町として長瀬町観光被害情報をどのような方法で、時系列で、どの段階で、どのような情報を発信しているのかも伺いいたします。

3つ目の質問ですが、岩畳の安全対策を含め、清掃については観光協会が主体となって実施していますが、長瀬町として人的及び費用的な面も含めて、観光資源での岩畳復旧対策をどのように考えているのかも伺いいたします。

4つ目の質問ですが、長瀬アルプスの万福寺入り口付近の参道は非常に危険な状態となっているため、町道も私道も復旧が急務と考えます。宝登山のロウバイシーズンに伴い、登山者が急増するのが見込まれますから、同所は台風19号以前からも危険な状態となっていました。対策がおくれたことも被害を大きくした要因と考えます。急務な対策工事には、山の斜面から流れている多量の水をすぐ脇の沢に流す対策等の工夫の考えがあるのか。あわせて私道の復旧についても、地元の皆さんと対策や話し合いをしてきたのかお伺いいたしまして私の質問は終わりますので、よろしくお願いたします。

○議長（野口健二君） 産業観光課長。

○産業観光課長（玉川 真君） それでは、野原議員の再質問にお答えいたします。

まず、被害状況の概算費用ということですが、維持管理を行う部署が長瀬役場内の部署に多岐にわたっていることや、大規模な被害につきましては専門業者の災害復旧の積算が必要となるのですけれども、県内の他地域が当町よりも大規模な災害が発生しているということから、委託業務が出せないという状況になっております。そのため、概算費用額というのは現在出せていない状況になってございます。

また、2番目の宝登山参道の崩落部分の秩父鉄道での修理というふうなお話だったのですけれども、こちらにつきましては先日秩父鉄道及び宝登興業様のほうから来庁いただきまして、状況の確認及び復旧工事の見込みというふうなことで来ていただいたときに、町としては、なかなか設計を組まないと、当分ちゃんとした工事といえますか、復旧ができないというふうなことで、時間的なものが見込めないということでお話ししましたところ、鉄道の行っています小動物園の関係がありまして、どうしても通らせていただきたいということで、仮復旧につきましては鉄道のほうで費用を持つので、何とか一部許可をいただけないかというようなことございまして、鉄道のほうで、そちらの仮復旧のほうはしていただいていると

ころでございます。

また、岩根山の状況につきましては、議員も見ていただいたとおり、一部、葉原支線の部分につきましては、まだ現在対応できておりませんが、今回の補正予算のほうで予算を計上させていただいて、対応させていただく予定でございます。

蓬萊島公園につきましては、先ほどの答弁の中でも申し上げたとおり国庫補助を受けている関係がありまして、担当の建設課のほうで県と相談をしながら進めているところでございます。そのような状況がありますので、被害の概要、費用についてはまだ出せていない状況になってございます。

それと、観光協会のホームページのほうに台風被害の状況が載っている、その辺の時系列がどうかというふうなお話だったかと思うのですが、こちらにつきましては観光協会の会員さんですとか、町のほうの担当が見たもので表現させていただいているということでございます。

岩畳の復旧についてでございますけれども、こちらにつきましては現在秋の紅葉シーズンに間に合う部分の一部の復旧は行っておりますが、今後の作業につきましては、観光協会、あと町をいろいろ踏まえて、対応していければと考えているところでございます。あと、関係機関のほうに協議等を進めておる状況でございます。

また、最後の私道の対策ということでございますけれども、こちらにつきましては現在私のほうと申しますか、産業観光課のほうではなかなか個人の所有地の部分までの災害復旧については現在見込めていない状況となっております。

以上でございます。

---

○議長（野口健二君） 次に、9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 原材料支給について、建設課長にお伺いいたします。

従来から未舗装道路については、町から原材料の支給により、地域住民がコンクリート舗装等を実施していますが、生活の多様化や高齢化により、地域住民全体に協力してもらうことが困難な状況であり、原材料を支給されただけでは、道路のコンクリート舗装を行うことができません。そこで、町で支給対象としている原材料費のほかに、重機費や重機のオペレーター費等を支給対象にすることができないか伺います。

○議長（野口健二君） 建設課長。

○建設課長（若林 智君） 新井議員の原材料費支給についてのご質問にお答えいたします。

長瀬町道路整備原材料費支給要綱は、地域住民が自発的に行う町道等の整備に要する原材料を町が支給する制度となっております。当町において支給する原材料は、生コンクリート、砕石、山砂、グレーチング、側溝ふたなどとなっております。

整備の方法は、行政区の区長さんの申請により町が原材料を支給し、行政区で整備を行っていただくもので、やむを得ず行政区で実施できない作業がある場合は、原材料費以外の経費は行政区が負担し、業者が実施できるものとされております。今年度の支給状況につきましては、11月末現在、7行政区から12件の申請があり、支給材料は全て粒調砕石となっております。

平成30年度は、7行政区から10件の申請があり、支給材料は粒調砕石が9件、生コンクリートが1件と

なっております。生コンクリートの支給件数が少ないのは、議員がおっしゃるように、高齢化等により地域住民が作業を実施することが難しい状況であることや、官民境界を確定する必要があることなどが原因と考えられます。

以前にも重機費や重機のオペレーター費等を支給対象にできないかということについてご提案をいただき、建設課といたしましても支給対象の拡大についての効果や、ほかの近隣市町の状況などを踏まえ検討いたしました。重機のオペレーター費を支給対象とすることは、地域住民が自発的に行う町道等の整備に要する原材料を支給する制度という趣旨を考慮した結果、支給対象の拡大は行わず、今までどおり原材料費の支給での対応を考えております。

議員ご質問の重機が必要となる原材料費支給につきましては、原材料支給の範囲を超えてしまいますので、町道等の整備につきましては、道路の補修工事等で対応することも含め、検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口健二君） 9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） ただいまお答えいただきました中で、結局費用の負担につきまして、行政区等が負担するものとするというふうな読み上げをされました。

道路というものは、本来道路管理者が常時良好な状態に保ち、修繕し、もって一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならないというのが道路法に定められております。道路管理者というのは、国であったり、県であったり、市町村であったりするわけで、行政区という言葉は入っていないです。これはなぜかといえば、結局その費用を持っていないわけです、いろんな面で。行政区は、あくまでも行政区の住民が、日ごろそこそこお互いのコミュニケーションの延長上ぐらいの状態に費用というのを使っているのが行政区の費用だと思います。ですから、行政区等が負担して、町道を整備しなければならないという読みかえはできないのです。そういうふうなところから、今通告したように、現在なかなか道路の整備が進まない。これを進めるにはどうしたらいいかということで悩んでいる行政区もいっぱいありますし、住民もたくさんいるわけです。

そういうことで私も質問させていただいているのですけれども、それをコンクリートで果たしてやるのにどうしたらいいかなということで見ますと、コンクリート舗装の場合、路盤を地元でならし、切り込み碎石を散布させ、道路の状況により7から10センチ厚みの舗装をするというふうなことなのです。こんなことが果たして本当に住民でできるのでしょうか。非常に難しい状態ですよね。最後のほうに、業者の協力を得ることもできるようなことも書いてはあるのですけれども、いろんな面で本当に住民でできることではないから、いろいろと重機費であったり、そうすれば結局、重機を持っている人が来てやってくれる。そういう費用が払えるというふうなことにもなってくるわけです。

だから、その原材料という言葉だけに限ってしまうと、本当にそれはできないのですけれども、原材料費等支給であったり、または町道整備を促進するための要綱というふうな形に読みかえて、つくりかえて、そして結局、町道を毎年毎年、何百メートルでもいいから、あっちにもこっちにも町道が整備されていく、町民が暮らしやすくなっていく。そういうふうな方向に町道づくり、町道整備を進めてほしいのです。

聞いてみますと、生コンクリートで舗装しようとしたら、大体通行どめの期間が1週間ぐらいは必要になってくるというふうに聞きました。ですけれども、簡易アスファルトでの舗装であれば、1日ぐらいあれば、通行どめはほぼ解消できると。距離にもよるでしょうけれども。そんなふうなことを建設関係の

方にお聞きしました。きっとそれはそうだと思うのです。

だから、こんな1週間も通行どめにしなくてはできないような工法を町が住民に押しつけるのではなくて、1日で、そして結局通行もふだん可能な状況というのものもあるわけなので。そして安価であるということです。アスファルトを3センチぐらいの簡易舗装をする場合であれば、結構生コンを使うより安価で済むということも教えてもらいました。そういうふうな方法もあるということです。しっかりと検討をして、町道をしっかりと整備する、そういうふうな面に読みかえられるように、またはしっかりとできるように、私たち議員が条例制定を提案すれば、またそれもいいのかもしれませんが、そういうふうな面で、原材料支給要綱だけでは非常に限界があります。

そういうふうなことから、毎年毎年各区で50メートルでも道が整備されていくといったら、4年たてば200メートルの整備ができているというふうなこともあるし、ちょっと難航するところがあったり、費用がかさむところがあれば、それなりに距離も進まないかもしれない。それでも結局少しずつ進んでいくということが言えると思うのです。そういうことから、支給要綱の内容充実、または内容の変更、または新たな条例を考えるというか、そういうふうなことも含めて検討して行ってほしいなというふうに思うわけなのです。急に言われても、すぐには答えられることではないかもしれませんが、その辺のことにつきまして、通告では建設課長に伝えていないのですけれども、町長、ひとつお気持ちを聞かせてください。お願いいたします。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 新井議員のほうから私にというお話でございますので、私のほうから答えさせていただきます。

議員おっしゃるように、年々高齢化が進む中で、またこうした仕事ができる人も減っているわけございまして、各地域でも本当に大変な思いをされているのだろうと近年私も思うところございまして、先ほどの課長の答弁ですと、町道整備ということであればというようなお話でございますので、そのような形に変えながら、少しずつでも整備ができればいいのではないかなと思っておるところでございます。

今の新井議員のお話を聞いていますと、要綱を変えればいいのではないかなというようなお話ですが、そちらのほうもまた相談しながら、どちらがよいか、町民にとってよりよい方法をこれから模索しながら考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（野口健二君） 9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） よりよい方向にということで、一安心したいところありますけれども、非常にこの間の台風19号の通過の後は、どなたの議員も、また区長さんたちも回ったと思うのですけれども、各地域を。私も13日の朝、写真を見たら6時35分ごろから地域を回り始めて、実際のところ、写真を撮ろうかなと思って行ったら、2件目のところで、いきなり近所の若者が出てきて、スコップを持ってきて、一輪車を持ってきて、結局側溝に流れ込んだ砂利を上げて、くぼんだところへ埋めようとしているのです。そのところにちょうど行き会ったものですから、その作業を始めたのが6時40分でした。そんなことで、結構掘り込みされていました、そこのところは。約10センチぐらい車両が通るところがくぼんだ状態で、流れて、洗われてしまって、土砂が流れてしまったと。そのぐらいで、10センチほど車の走行するところがなくなっていたというふうな状況で、その人もすぐに気づいたから、急いでかかってくれたと思うのです。それで2人でやれば早いやなということで、やらせてもらったのですけれども、そんなふうなところがあ

ちこちにあったのが現実であります。

ですから、非常にああいうときの碎石の支給や何か、あれは前もってもらってあったところがあったので、それを使った部分もあります。あと、持ち上げたもので間に合わせて、足りないところはほかのところから持ってきたり、また後から支給されたもので埋めたりとかいうふうな状態でした。ですから、非常に今回も前もって、役場も忙しいのだろうなという中で、役場に連絡しなくても地元でできること、近くでできることがあればやらせてもらおうというふうな思いでいたわけなのですけれども、早速地域の若者がすぐにスコップと一輪車で始めてくれたところは、非常に早くに通行の妨げにもならないうちにできたというのはよかったなというのを、自分で完成した写真を見たときに、時間が7時15分ぐらいにもうそのところは埋め戻しが終わっていたというふうな状態になっていました。

そんなふうなことで、非常に今回役場の職員を含め、また行政区の区長さんを初め、関係者が本当にいろんなところで苦勞してくれたと思うのです。そういう中で、災害が大きくならずに済んだというふうなことでありました。

そういうことから含めて、建設課でも道路が整備されていれば、その部分は洗掘されないで済んだのです。毎回話題になっているところなのですけれども、そういうふうなことから含めて、支給要綱を変える、または新たに町道整備促進、私もこれを言いながら実際考えたのは、狭小の町道を整備促進するための条例というか、そういうふうなものをつくってかかっていたいかなければいけないのかなというふうにも思いましたけれども、町のほうで結局そういうふうなことで、町道整備というふうな目的からいえば、できるかと思うのです。

そういうふうな面で、4メートルなくてはだめだではなくて、両側にもしっかりと住宅ができてしまっていて、住んでしまっている部分がいっぱいあるわけです。ですから、そういう意味でしっかりと見直しを含め、新たな制定も含め、やっていってほしいなというふうなところがあります。

建設課長は、決まったことを決まったようにしかできないのが現状だと思うのです。それが役人の仕事でもあるわけなのですけれども、また新たにこういう意見もあるというところから、積極的にいろんなことを取り上げて、さらに進んでいってほしいというふうに思います。どうですか、建設課長、ひとつお願いいたします。

○議長（野口健二君） 建設課長。

○建設課長（若林 智君） 新井議員の再々質問にお答えいたします。

建設課といたしましても、道路整備のほうを今後検討していきながら、狭い道路でも簡易舗装的なものでも対応できる場所に関しましては対応していきたいというふうに考えておりますので、ご了承をいただければと思います。

以上でございます。

○9番（新井利朗君） 終わります。

---

○議長（野口健二君） 次に、1番、板谷定美君。

○1番（板谷定美君） 1番、板谷。質問に入ります。

1番目、観光地内の清掃協力金の徴収について町長にお伺いいたします。

長瀬町は県内でも有数の観光地として知られ、多くの観光客においでいただいておりますが、その観光客が捨てるごみやトイレ清掃に係る費用もかなりの税金を投入しているのが現状です。それらに係る費用は、利用者に負担していただくのが適当であると思われます。観光客から清掃協力金を徴収し、清掃費等の一部に充当する考えがあるか、お伺いいたします。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 板谷議員の観光地内の清掃協力金の徴収についてのご質問にお答えいたします。

観光客によるごみ処理やトイレ清掃に係る費用につきましては、観光トイレの清掃業務委託で昨年度は約250万円の費用がかかっております。ごみ処理代につきましては、観光客がどのくらいのごみを町内に出しているかは集計がございませんので、ここでは具体的にお話できません。

観光客の皆様から受益者負担をお願いするかについては、今現在若手職員が立ち上げた長瀬町未来づくりプロジェクトチームの活動において観光協力金についての提案をいただいております。清掃協力金についても先進地の事例や状況等を参考に、当町に導入可能であるか判断してまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（野口健二君） 1番、板谷定美君。

○1番（板谷定美君） 再質問いたします。

再三、観光に携わる方の善意についての質問は当議会でもなされてきました。個人情報等を盾に公開されることがなかったと思います。しかし、観光客が増加している割には町税が減少しているというのは事実でございます。せめて環境保全、トイレ清掃等の清掃費の一部を観光客に担ってもらえるよう、ぜひ観光協会と協議していただきたいと希望しております。よろしく申し上げます。

次に行きます。2番目、再三先ほどからハザードマップについては重複する部分もございますが、まずハザードマップの見直しについて町長にお伺いいたします。今回の災害後、町から行政区に対してハザードマップが配布され、各公会堂等に掲示するよう依頼がありました。しかし、ハザードマップに記載されている避難所は、避難所に適していない場所が指定されているように思われます。配布されたハザードマップは十分機能すると考えているのか。また、状況に応じた見直しが必要と考えているのか、お伺いいたします。また、見直しが必要と思われる場合は、今後のスケジュールをどのように考えているのでしょうか、ご質問いたします。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 板谷議員のハザードマップの見直しについてのご質問にお答えいたします。

今回各行政区にお配りさせていただきましたハザードマップは、平成27年度に作製したものであり、掲載されている避難所につきましては、その当時の各行政区の集会所を含む全ての避難所が掲載されております。板谷議員のご指摘のとおり、集会所によっては土砂災害警戒区域の範囲内にあったりと、災害の種類によっては避難所が指定されていない状況です。このようなことのほかにも、作成当時からさまざまなことが変化をしておりますので、現行のハザードマップの見直しは必要と考えております。これにつきましては、先ほども各議員のご質問でもさせていただいたとおりでございます。

今後のスケジュールにつきましては、現在ハザードマップに掲載されるべき浸水想定区域などの情報やその掲載方法等について、情報収集及び検討を進めている段階でございます。浸水想定区域につきましては、現在荒川ダム総合管理事務所と県土整備事務所で秩父地域の浸水想定区域を作成しているところでござ

ございますので、浸水想定区域が公開されてから見直しを行う予定でございますので、今後更新に向けて準備を進めてまいります。

以上です。

○議長（野口健二君） 1番、板谷定美君。

○1番（板谷定美君） では、次の質問にまいります。小中学校の余裕教室を備蓄庫として活用することについて総務課長にお伺いします。

町長は、かたくなに危機管理をされておりますが、先ほどから答弁されている総務課長の答弁の中に、議員が少なかったという答弁がございました。そこで、児童・生徒の減少により、各小中学校には余裕教室があるのではないかと思います。小中学校の体育館も避難所に指定されていることから、小中学校の余裕教室に備蓄品を保管しておけば、災害が発生した場合に迅速で、しかも安全に備蓄品を供給することが可能になると思われまます。そこで、小中学校の余裕教室を備蓄庫に転用する考えがあるか、総務課長にお伺いいたします。

○議長（野口健二君） 総務課長。

○総務課長（福島賢一君） 板谷議員の小中学校の余裕教室を備蓄庫として活用することについてのご質問にお答えいたします。

現在町内の小中学校におきましては、余裕教室はございません。第一小学校につきましては、過去に普通教室として活用していた教室も、現在は特別支援学級、総合学習室や多目的教室、放課後子ども教室として使用しております。また、算数、国語などについては加配教員の配置もあり、1クラスを習熟度などにより2から3クラスに分け、きめ細やかな指導を行う少人数指導を実施しております。また、PTA活動の場としても活用しております。

第二小学校におきましても同様で、特別支援学級もあり、中学校におきましても特別支援学級や相談室として使用しているため、備蓄庫としての活用は難しいところでございます。

また、体育館などの施設に関しましても、体育館事務室など備蓄庫として考えられるところには学校用品も置かれており、難しいと考えます。

今回の災害における備蓄品の配給におきましては、役場の一元管理により各避難所の避難者の人数に合わせ、適切かつスムーズに配給できました。このことから、備蓄庫としての小中学校の施設の活用は現在考えておりません。

以上です。

○議長（野口健二君） 1番、板谷定美君。

○1番（板谷定美君） これ以上言っても無駄だと思いますので、やめます。

---

○議長（野口健二君） 次に、8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 8番、大島瑠美子です。4つ質問します。

まず第1に、教育次長に小中学校向けの防災教育について。9月定例会ではハザードマップの活用について質問いたしました。防災に関する知識は、緊急事態に備え、小中学生のころから学んでおくべき学習の一つであると思われまます。そこで、小中学校で行っている防災教育の取り組み状況と、どんな点に重点

を置いた学習を行っているのか伺います。

○議長（野口健二君） 教育次長。

○教育次長（内田千栄子君） 大島議員の小中学生向けの防災教育についてのご質問にお答えいたします。

防災教育は、学校教育の中の安全教育の一部であり、日常の安全管理と適切な安全教育の徹底を図り、児童生徒一人一人の安全意識を高揚させるとともに、自他の命を尊重し、みずから安全な生活を営もうとする態度を育てることを目標に、小中学校でさまざまな取り組みを行っています。

特に重点を置いているのは、災害時における危険を認識し、日常的な訓練などを生かして、みずからの安全を確保すること。それに合わせて冷静に適切な行動がとれることを養うための学習を行っています。その具体的な活動が各学期ごとに実施している避難訓練です。小学校では、1学期の避難訓練の際に保護者への引き渡し訓練も行い、災害があったときに児童を家庭に引き渡しをするための一連の流れを確認しています。3学期の避難訓練時は、休み時間を利用して予告なしに訓練放送を流し、児童が自主的に、この場所ではどのような行動をとるべきなのかを考え、行動する力を養っています。

また、小学生の社会科校外学習で秩父消防本部や浦山ダムなどを見学し、防災に関する身近な施設を見学し、社会的見聞を広めるほかに、埼玉県で保管している非常食のうち賞味期限が間近に迫ったものを無償で提供していただき、それを活用することで児童生徒に避難体験の一部を経験させています。

また、来年度から実施される新学習指導要領の社会には、自然災害への対応などが盛り込まれております。中でも4年生では選択制であった自然災害が必修となっており、過去の事例から行政の働きなどについても学んでいく予定です。

今後も児童生徒の大切な命を守るため、防災意識の向上を目指し、外出先などでも適切な避難行動がとれるよう防災教育の充実を進めてまいります。

以上です。

○議長（野口健二君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 今よく聞きました。9月の定例会にもハザードマップの活用についてということで、区長さんには配りましたという返答がありましたので、少しはやっているのだなと思いました。けれども、いつでも議会をするのにつきまして、この議会が終わってしまえば、もう後はどうだっていいのだと、体がだらんとなってしまって、次に行動のほうに行かなくて、議会で、予定でありますとか、検討いたしますとか、そういう言葉があるのです。

だから、そうではなくて、今度は、これから皆さんが言ってくれたことにつきまして、週刊文春ではありませんけれども、追跡調査ではないけれども、そういうこともやる必要があれば、職員の方も忙しい中でも一生懸命、言ってしまったのだから、やらなくてはしょうがないやということになると思いますので、そのように、これからは私自身もそういうふうにやりたいと思います。

まず、すごく無難な説明ですけれども、よく考えますと、放送で、これから私たちが帰宅します、見守りをお願いしますということで、おじいさん、おばあさんたち、お暇な方が児童を見守っていただいているということについて、本当にいいことなのだと思うわけです。また、そのことにつきまして、ハザードマップが皆さんに周知徹底していれば、見守りながら一緒に帰ってくるときだとか、ただ見守るだけではなくて、一緒についてきてくれる方が、いいか、ここの山に登ったら、ハザードマップでは危険区域があるのだとか、こっちの下の方に行ってしまうと、今度はがけ崩れとか何かでということが言えると思うのです。そのくらいハザードマップというのは大切なことなので、そのところを町長なり、民生委員

さんなり、ここに書いてありますように消防の方なんかにも周知徹底していただければ、なおのこといいかと思います。

そうでなくても、大川小学校で児童と先生が亡くなりましたよね。そういうこともあって、また裁判沙汰になっていますので、裁判だとか、それから訴訟だとかというのは、なるべくできないことにするのが優秀な公務員でございますので、そのように頑張りたいと思いますので、今言ったことにつきましてするかしないか、そこのところをお聞きしたいと思います。

○議長（野口健二君） 教育次長。

○教育次長（内田千栄子君） 大島議員の再質問にお答えいたします。

現在どのような取り組みを行っているかということでしたので、実際に取り組みをしている内容をお答えさせていただきましたので、実際やっております。

以上です。

○議長（野口健二君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 取り組みと次の段階へステップアップをぜひぜひお願いしたいと思います。教育長もおりますので、ぜひよろしく願いいたします。

次に、2番に行きます。またまた出ました。消防団員の報酬の増額について、町長に伺います。災害や火災が発生した場合には中心となって活躍していただいております、消防団はなくてはならない組織の一つです。10月の台風時の巡回や火災の消火活動などの様子を拝見しますと、改めて消防団員の皆様の活動をありがたいと感じている次第であります。

そこで、昨年と同様の質問を行いました。令和2年度に向けた予算編成時期でありますので、消防団員の報酬を増額することができないか伺います。

また、役場職員以外の女性消防団員の募集状況について伺います。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 大島議員からのご質問でございます消防団員の報酬の増額についてお答えいたします。

大島議員のおっしゃるとおり、台風19号の際には昼夜を問わず、被害状況の確認や住民への避難の呼びかけなど懸命な活動を行っていただき、また10月25日の井戸中郷区で発生した建物火災は雨の中での消火活動となりましたが、被害を最小限にとどめていただき、大変感謝をしておりますのでございます。

団員報酬の引き上げにつきましては、前回と同じ回答になりますが、平成27年4月1日より、それまで報酬額が地方交付税措置額の3万6,500円を下回っていたことを踏まえ、団員の処遇改善を図ることを目的として4万円に改定を行った経緯がございます。このことから、現在のところ、来年度は引き上げを行う予定はございません。また、秩父郡市の状況を見ますと、秩父市が4万2,000円、皆野町4万円、横瀬町、小鹿野町が3万6,500円となっておりますことから、ご理解をいただきたいと思っております。

続きまして、役場職員以外の女性消防団員の募集状況につきましては、男性団員と同様、広く募集をしているところでございますけれども、入団員がなかなかおりません。今後も広報紙やフェイスブック等を活用し、活動内容を広く知ってもらうとともに、消防後援会にもご協力お願いをしていき、募集を引き続き行ってまいります。

以上です。

○議長（野口健二君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） わかりました。ですけれども、たまには交付税がどうのこうのというのではなくて、やはりそういうのには反旗を翻すということも必要かと思えます。それで、決められた他町村との均衡とか何かということを考えて、それはできませんと言うのですけれども、こんなことということ、抜け穴ではないけれども、法律には抜け穴があります。この手当ではないけれども、消防団員の報酬についても抜け穴ということではないのですけれども、どうでしょう、火事だとか何かがあったとき、それから消防団員さんに頼んで出ていただいたときということにつきましては、出動手当とか、例えば1人当たり500円でも1,000円でもいいのです。沖縄なんかでは5,000円ぐらいもらえたという話も聞きますので。それで、出た人と出ない人には区別があるからだめなのだと、きつと言うと思うのです。ではなくて、団に出たら一律に2万円ずつくれるから、それで後で分けるなりなんなりしてもらおうとか、手当とかなんとかと言えば、報酬ではなくて、そういうのだったらどうかなとも思っているわけです。消防団員さんというのは、すごく大変なお仕事ということはおもうよく知っていますよね。みんなが寒くて嫌なときに出ていたりとか、これから雪が降って、これからというときには出ていかななくてはのところなので、そういう人には手厚くしてやったほうが、町長の株も上がりますし、長瀬町役場の職員も上がりますし、議員の株も上がると思いますので、ぜひ手当について町長に再質問をお願いいたします。

○議長（野口健二君） 総務課長。

○総務課長（福島賢一君） 大島議員の再質問にお答えさせていただきます。

大島議員が言うように、消防団員には報酬のほかに出動手当が支払われております。こちらの出動手当は、長瀬町は年間1人1万2,000円。これは、比べてはなんなのですけれども、秩父郡内でも、ほかの町村でも非常に高い金額になっております。例えば皆野町ですと1回500円、横瀬町が1回1,000円、秩父市は年間6,000円というようになっておりますので、長瀬町は団員の出動手当は、団員には支払っているほうだと思います。

以上です。

○議長（野口健二君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） よくわかりました。沖縄にはかないませんですけれども。

次に、産業観光課長です。出番が多くていいですね。有害鳥獣対策について。畑等でイノシシやハクビシン、鹿等が出没し、農作物を荒らす被害が続出しています。町では猟友会と共同で有害鳥獣の駆除に当たっているようですが、町で把握している農産物の被害の状況と有害鳥獣の駆除した頭数を伺います。

また、秩父地域内では豚コレラが発生した影響もあり、イノシシが豚コレラに感染し、死んでいるとの報道がありました。豚やイノシシの豚コレラ感染は人体に影響がないと言われてはいますが、町民に安心感を与えるよう、発生源であるイノシシ対策をどのように考えているか伺います。

○議長（野口健二君） 産業観光課長。

○産業観光課長（玉川 真君） それでは、大島議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、農産物の被害状況についてですが、平成30年度の農作物への被害件数につきましては、行政区からの捕獲要望書の提出が12件で、被害面積はおおむね9.4ヘクタール、被害額は約380万円となっております。本年度につきましては、行政区から捕獲要望書の提出は11月末現在で8件となっております。被害面積、被害額につきましては変動してしまうため、集計は現在できていない状況となっております。

駆除頭数につきましては、過去2年度分の確定している頭数といたしまして、平成29年度が鹿15頭、イノシシ16頭、アライグマ4頭、ハクビシン1頭、アナグマ1頭の計37頭でございます。平成30年度が鹿23頭、

イノシシ35頭、アライグマ6頭、ハクビシン3頭、アナグマ3頭の計70頭となっております。本年度は10月末時点で鹿7頭、イノシシ10頭、アライグマ10頭、計27頭でございます。

ご質問の豚コレラにつきましては、先日消費者の皆様にも、今後できる限り不要な不安や不信を招かないようにするため、国で名称変更が行われ、アルファベットの大きく3文字でCSFを用いることになりました。CSFは豚、イノシシの病気であり、人に感染することはありません。仮に感染した豚の肉を食べても人体に影響はありません。感染豚の肉が市場に出回ることはありませんと国で発表されているところでございます。

埼玉県では知事を本部長とする緊急対策本部会議を開催し、家畜伝染病予防及びCSFに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく防疫方針を決定しており、近隣市町の養豚農場で発生したCSFにつきましても県が防疫措置を行い、作業は完了しております。また、県内で飼育される豚等にCSFワクチンの接種を進めているところであり、正しい情報に基づいて冷静に行動していただくよう呼びかけているところでございます。

長瀬町におきましても、死亡している野生イノシシ1頭及び捕獲した野生イノシシ2頭が血液検査によりCSFの陽性判定となりましたが、風評被害を防止するため、県作成の説明チラシを区長回覧により周知させていただいているところでございます。

野生イノシシ対策につきましては、県からの要請に基づき、長瀬狩猟クラブに委託するとともに、おりやわなを設置し、捕獲に努めております。また、田畑につきましては防護柵等の助成を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（野口健二君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） よくわかりました。それで、イノシシ対策をどのように考えているかということまで聞いたのですけれども、イノシシだとか、捕獲のおりがありますよね。おりが杉郷の奥のほうになっているとか、岩田のこっちだとかという話を聞くのですけれども、おりは何かごあって、もし5つしかなかったら、5つはこっちのほうにやって、今度違うほうの岩田のほうにやりました、今度違うほうが出てきたら、それをまた持って行って、向こうのほうに、長瀬なら長瀬のほうにという作業をしているのですか。

それから、とれたということはあるかないか、それもお聞きしたいと思います。

○議長（野口健二君） 産業観光課長。

○産業観光課長（玉川 真君） それでは、大島議員の再質問にお答えいたします。

イノシシ対策について、おりが何かごあって、どのようにというふうなことでございますが、おりは現在5つございまして、そちらを各要望がある場所に持ち回りといいますか、仕掛けながら、とれたらまた移動させるというふうなことで対応させていただいております。そのほかに、わな等につきましては13個新たにことし配布されましたので、以前のわな等も含めて多数設置させていただいて、対応いただいております。

以上でございます。

○8番（大島瑠美子君） このおりをつくって、わなをつくったけれども、何頭とれたかとれないか、ゼロかゼロではないか。

○産業観光課長（玉川 真君） 現在とれております。先ほどお話をさせていただきました10月末時点のイノ

シシ10頭という部分が、ほとんどこちら、おりでとっております。

○8番（大島瑠美子君） おりでイノシシを。子供。

○産業観光課長（玉川 真君） 成獣、幼獣含めてなので、申しわけない、ちょっと内訳については、今手元に資料がありませんので。

○8番（大島瑠美子君） ではいいです。一応10頭とれているわけ。わかりました。

では、次に行きます。次に、町長に伺います。職員の接遇研修について。町職員の世代交代が進むとともに若い職員がふえており、窓口等で対応する職員のイメージもさま変わりしていると感じています。経験の浅い職員等は、住民に対する対応がふなれな面があるかもしれません。また、職場になれてしまったせいか、挨拶や窓口の対応が気になる職員もいます。

そこで、職員としての質の向上からも接遇を身につける必要があると思いますが、町では職員に対してどのくらい接遇研修を実施しているか伺います。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 大島議員の職員の接遇研修についてのご質問にお答えさせていただきます。

新任職員の接遇研修につきましては、彩の国さいたまづくり広域連合が実施する新規採用職員研修を受講し、その中で接遇についてもしっかりと学んできております。

また、公務員として必要な基本的な内容も盛り込んだ長瀬町役場接遇マニュアルも作成しており、新任職員には採用説明会で配付、説明もしております。接遇については、研修の実施も大事ではございますけれども、日ごろの業務の中で、先輩職員が身をもって丁寧な接遇を心がけ、背中を見せていくことが大事であると思っております。そういったことが必要な知識や技能、あるいは仕事の進め方といったものも含め、職員の能力向上につながっていくものでありますので、職員全員が初心を忘れず、町役場の顔であるとの認識を持って町民の方と対応していただくよう指導していくことで、今以上に接遇能力を高めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口健二君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 町長もいいことを言います。確かにそのとおりです。ですけれども、今の時代はスマホで簡単に調べられる時代で、採用試験のときにも、一生懸命勉強しても、そんなにはないのだなというのが、私なんかの再生するだけのテストは意味がないのではないかなと。それは、頭が悪い人が言う言葉で、優秀な人は、そんなことないよ、瑠美ちゃん、おまえばかりだからよって言われるから、へえ、そうかいって言ってやりますけれども、それよりも、役場に入ったけれども、頭がいいけれども、使いものにならないって言われるのは、大抵コミュニケーション能力が不足しているからなのです。俺は頭がいいからなんて言って、こんなのでやっていて何もしない、口も聞かない人とかというので、少しぐらいはおしゃべりして、対人コミュニケーションがあったほうが、いろんな会議でも何でもうまくいくのです。

だから、要するに沈黙は金だとか、黙っていればいいのだよとか、そういうふうに自分を優位に置いて、瑠美ちゃんなんか、あんなによくしゃべってよ、それだけけれども、高みからながめるようにばかにして、こんちくしょうと思うけれども、反論もできないけれども、しないですけれども。そういうことなので、要するにこれで言っていることは、接遇もすごく大切だし、それから昔から言うのですけれども、人が戸を開けて入ってきますよね。お世話になりますって。1階の人なんか、こうやっていたのか。こういうふうに見ないようにして、それで心の中で、俺でなければいいなと思うわけなのです。私の経験からもそ

ういうことがあるわけ。うんと言われましたから、私なんかも。弁護士連れていくなんていうことも言われましたので、そういうのがないように、町長、くどいようだけれども、接遇で、要するに先挨拶というので、私がよく入ってくるときに、わからないだろうから、背がちっこいから、これぐらい出なくて、いつも、おはようございますとでかい声で、先挨拶というのもすごく必要かと思うのです。だから、そういうことであるようにということで、町長にしてもらえるかどうか。そっちが今度重要になっているような感じがしますので、お聞きします。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 大島議員の再質問にお答えさせていただきます。

窓口業務は、各課で担当が決まっておるわけでございますが、多分大島議員もご承知だと思いますけれども、そのような中で、きょうは課長たち全員そろっておりますので、きょうは大島議員のお話をしっかり聞いたと思いますから、課に帰りましたらば、そのように指導をするようお願いをしたいと思っております。

それから、近年若い方たちがふえたわけでございますけれども、そのような中で、だんだんと結婚をされる方が多くなってまいりまして、よく私も結婚式に呼ばれるのですけれども、その中で若い方たちが、いろいろコミュニケーションを図っている姿を見ますと、なかなか皆さん仲がよろしいですね。ですので、そうした中でもコミュニケーション、そういうものも育ってくるのではないかなと思っております。

いずれにいたしましても、きょうは課長たちがしっかり聞きましたので、多分課に戻りまして、そういうお話はしていただけると思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（野口健二君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） それでは町長、すごく期待しております。私が行くと、でかい音しているから、しょうがないやつが来たからって相手してくれるのですけれども、中には言いたくないよという人がいるのです。そうですから、そういうことがないように、にっこりと笑顔が一番で、少しぐらいおしゃべりが過ぎるのは、うるさいと言うけれども、それは頭がいい証拠なのではないかなって私は思っているのです。そうなので、ぜひそのように、町長これからも一生懸命接遇とか、町の職員も議員も税金をもらって生活ではないけれども、月給とか報酬をもらっているのです。そこのところを心にとめてやっていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（野口健二君） ご苦勞さまでした。

以上で通告のあった一般質問は全部終了しました。

これをもって町政に対する一般質問を終結いたします。



#### ◎町長提出議案の報告及び一括上程

○議長（野口健二君） 日程第4、町長提出議案の報告及び一括上程を行います。

今期定例議会に町長から提出された議案は、議案第51号から議案第60号までの10件でございます。

議案は、お手元に配付してあるとおりでございます。個々の議案内容の報告は省略させていただきます。

各議案に対する提案理由、その他内容の説明等は個々の議案が議題に出された際に求めることにします。

ご了承いただきたいと思います。

それでは、これより日程に従って議事に入ります。



◎議案第51号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野口健二君） 日程第5、議案第51号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度長瀬町一般会計補正予算（第5号））を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第51号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度長瀬町一般会計補正予算（第5号））の提案理由を申し上げます。

令和元年度長瀬町一般会計補正予算（第5号）でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ605万円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を33億12万8,000円にしたいものでございます。地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をさせていただき、同条第3項の規定に基づき、議会の承認を求めため、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野口健二君） 議案の内容等について企画財政課長の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（内山雅人君） それでは、議案第51号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度長瀬町一般会計補正予算（第5号））につきましてご説明をいたします。

令和元年10月12日土曜日に関東地方を通過いたしました台風19号による災害発生に伴い、災害ごみの撤去、床上、床下浸水の被害に遭われた一般住宅の消毒、町道、林道、水路の土砂撤去、倒木処理等を早急に実施しなければならぬことから緊急に予算を調整する必要が生じたので、令和元年10月16日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分により一般会計予算を補正させていただいたものでございます。

それでは、補正予算書の1ページをごらんください。第1条の歳入歳出予算の補正でございますけれども、今回605万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を33億12万8,000円にしようとするものでございます。

次に、補正予算の内容につきましてご説明をいたします。8ページ、9ページをごらんください。

まず、歳入の補正につきましてご説明いたします。第22款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金、補正額605万円は歳出額との不足額を財政調整基金から繰り入れるため増額をするものでございます。

次に、歳出の補正につきましてご説明をいたします。第4款衛生費、第1項保健衛生費、第1目衛生総務費、補正額27万5,000円は、災害ごみの撤去、収集運搬業務を委託するため増額をするものでございます。

第2目環境衛生費、補正額137万5,000円は床上、床下浸水の被害に遭われた一般住宅の消毒業務を委託するため増額をするものでございます。

第6款農林水産業費、第2項林業費、第3目林道費、補正額100万円は林道の安全な通行を確保するため、倒木、土砂の撤去を行うことによる増額でございます。

第8款土木費、第1項道路橋梁費、第2目道路維持費、補正額290万円は、町道の安全な通行を確保するため、応急修繕、倒木、土砂の撤去を行うことによる増額でございます。

第2項河川費、第1目河川総務費、補正額50万円でございますが、水路の土砂の撤去を行うため増額をするものとなっております。

以上で、議案第51号 専決処分承認を求めることについて（令和元年度長瀬町一般会計補正予算（第5号））の説明とさせていただきます。

○議長（野口健二君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、当補正予算について、まず1点は床上、床下浸水住宅の消毒についてなのですけれども、これ結構大きい額になっているのですが、何世帯ぐらい見込まれているのかということが1点。

それから、これにかかわっていることなので、今回の台風で、この消毒をするというふうな回覧が回ったのです。回覧が回ったのだけれども、私一番最初の回覧を見て不思議に思ったのです。なぜかという、区で被害状況調査というのが、区長さんが回ってきたりとか全くなかったのです。回覧で、区の、もしかしたら個人住宅等でもそういう被害状況を知らせてくれというふうな通知が来たのではないのかなと思ったら、それが全くついてなかったというふうなことで、被害箇所が限られていたということはあると思うのですが、個別なところというか、床下浸水とかそういうことではなくての災害というのはあったのではないかなと、そういう調査が先だったのではないかなということで、そういうのはやらないのかなと、そのことについて1点と、何世帯かということをお願いします。

○議長（野口健二君） 町民課長。

○町民課長（福嶋俊晴君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

宅内消毒の件数でございますが、実施した件数につきましては、先月末までの件数でございますが、予算でございますが、こちらにつきましては25棟を予算上で見ております。25棟と、あと消費税を含みまして137万5,000円でございます。

それから、回覧についてでございますが、町民課で区長さんを通してお願いいたしました回覧につきましては、行政区の区長さんのほうで浸水状況等をお取りまとめをさせていただいておりましたが、漏れのないうちということ、こちらにつきましては、知らなかったということがありますと、後々問題が出て困りますので、そういった形で回覧のほうは回らせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（野口健二君） 総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、村田議員の質問にお答えいたします。

被害状況の確認なのですけれども、まず早く被害把握をする必要があるということで、区長さんに総務課のほうで電話で確認させていただきました。そのときに上がってきた件数と、その後、今町民課長が答弁しましたけれども、漏れがあるかということで回覧を回しましたところ、その後何件か、やはりうちも床下がありましたというような報告を受けております。そんな状況です。

○議長（野口健二君） 5番、村田徹也君。

○5番(村田徹也君) 今の件でなのですけれども、では、区長さんが各区ごとにも回したということですか、その災害状況を掌握するために。ちょっとわからないのですけれども、私が回覧を見た中では、そういうあれは全くなかったし、区長さんからの問い合わせとか、そういうのも一切なかったし、うちなんかぼろ屋だから、雨が漏ってとかいうこともあるのだけれども、全然そういうことはなかったから、役場ではどうして詳細を把握したのだらうなということで、ちょっと不思議といたしますか、疑念を持ったので、もう一度、済みません。

○議長(野口健二君) 総務課長。

○総務課長(福島賢一君) それでは、村田議員の質問にお答えします。

それぞれ区長さんの聞き取りがあるかと思うのですけれども、区長さんに任せてありまして、口頭で、あと区長さんが班長さんに聞いたりとかですね。ですから、村田議員の行政区のほうは把握がわからないのですけれども、区長さんのやり方だと思えます。それで、報告を総務課のほうを受けています。

以上です。

○議長(野口健二君) 5番、村田徹也君。

○5番(村田徹也君) では、要望ということでお願いします。班長制度もうちのほうはないので、要するに一月ずつかわっていくのです。だから、そういうあれが全くないという、そういう区もあるということを入れていただいて、ぜひ区長さんに、電話か何かで聞いたからという、それで全てわかるということではないということ承知していただいて、だからうちの区だけではなくても、そういうことがあるかもしれませんから、特に今回については、いきなり町民課さんから、消毒するから乾燥させて、扇風機で乾かしてとかいうことが来たので、ちょっとこれでは失礼ではないかなと私は思ったわけなのです。災害状況を全然知らせるようなとか、そういうことが全くなかったのです。

では、一応、そういうことですので、次回、もし何か区に伝達等があった場合には、必ずそれで通じるのだという頭でなく、よろしくお願いします。

○議長(野口健二君) ほかにありますか。

9番、新井利朗君。

○9番(新井利朗君) 土木費の中の河川費で、水路土砂撤去というふうに50万円載っているのですけれども、これはどちらを具体的にしようとしているのかということと、本野上と中野上の境に当たるのでしょうか、大堀というのが役場のところを通っていますけれども、これの最上流的なところにある、あれは石原というのですか、根岸というのですか、あの周辺のところも山からの土砂が入って、もう少しは堆積できるかもしれませんけれども、やはり今回の台風19号で大分土砂が搬入して行って、結局そこが少し埋まってきたような状態になっています。ですから、早めに撤去しておくことも大事なかなと思ったりしております。そんなことから、水路の場所の確認と大堀の上流部についてのことをお聞きします。

○議長(野口健二君) 建設課長。

○建設課長(若林 智君) それでは、新井議員のご質問にお答えいたします。

今回の専決処分での補正予算での河川ですが、場所といたしましては矢那瀬地内、踏切の1号線とって、千代田館の手前のほうのエナーゼ産業のほうから来る道のところの踏切がすごく冠水してしまっていて、そのまです手数料と、今議員がおっしゃいました大堀のほうを今回やらせていただく補正予算となっております。

以上でございます。

○議長（野口健二君） ほかに質問はありますか。

4番、岩田務君。

○4番（岩田 務君） 1点、今後のためにちょっと教えていただければと思います。貯金をおろすか、財布の中から出すかみたいな話になってしまうのですが、災害対応の資金として、今回財政調整基金を繰り入れておりますけれども、ほかの自治体では不測の災害等による予算不足に対してするために予備費を計上し、支出をしておりますが、今回予備費は使わずに、財政調整基金を繰り入れた理由を教えてください。

○議長（野口健二君） 企画財政課長。

○企画財政課長（内山雅人君） 岩田議員のご質問にお答えいたします。

今回につきましては、町の予算は予備費は500万円しか積んでいないところでございます。予備費というものは、不測の事態があったときに執行させていただくものでございますけれども、今回は台風19号という災害の対応でもございましたので、予備費では執行せずに、専決処分ということで予算を補正をさせていただいて、対応させていただいたほうが賢明だろうという判断のもとで、このような形をとらせていただきました。

冒頭申し上げましたとおり、予備費は500万円しかございませんので、そちらという形ではなくて、今回は財政調整基金のほうから取り崩させていただいて、ちゃんと災害の対応に当たったほうがよろしいということでの判断のもと、このような財源の手当をさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（野口健二君） 4番、岩田務君。

○4番（岩田 務君） ありがとうございます。次に出てくる補正は別として、今回理由としては、予備費の500万円と、各分野ごとに流用とかというのでは対応できなかったということによろしいですか。

○議長（野口健二君） 企画財政課長。

○企画財政課長（内山雅人君） 岩田議員の再々質問にお答えいたします。

既定の予算の中で流用するような余剰がある予算もございませんでしたから、今回は議会のほうに上程させていただきましたとおり、専決処分のほうをさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（野口健二君） ほかに質問はありますか。

3番、野原隆男君。

○3番（野原隆男君） 矢那瀬のほうで、エナーゼさんのところから入っていくと、やってもらうのはいいのですが、ほかのところも何カ所かもう詰まってあるので、建設課のほうにも連絡がいつていると思うのですが、そういうのもいろいろとやってもらえるようになっているのか。とりあえず大きいところだけの予算のあれなのですか。もう待っているわけなので、済みません、どうも。

〔何事か言う人あり〕

○3番（野原隆男君） それはわかっています。一遍にできないのですけれども、そういうの。後で。連絡してあるというわけなのですか。

〔何事か言う人あり〕

○3番（野原隆男君） そうか。済みません。取り消していいです。もう連絡……

○議長（野口健二君） ほかに質問がありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第51号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度長瀬町一般会計補正予算（第5号））を採決いたします。

本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認め、よって議案第51号は原案どおり承認されました。



#### ◎議案第52号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野口健二君） 日程第6、議案第52号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度長瀬町一般会計補正予算（第6号））を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第52号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度長瀬町一般会計補正予算（第6号））の提案理由を申し上げます。

令和元年度長瀬町一般会計補正予算（第6号）でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,000万円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を33億1,012万8,000円にしたいものでございます。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をさせていただき、同条第3項の規定に基づき、議会の承認を求めるため、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野口健二君） 議案内容について、企画財政課長の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（内山雅人君） それでは、議案第52号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度長瀬町一般会計補正予算（第6号））につきましてご説明をいたします。

令和元年10月12日土曜日に関東地方を通過いたしました台風19号によりまして、塚越団地の浄化槽の電気設備が浸水し、設備が故障したため、浄化槽が使用不能となったことから、汚泥のくみ取り及び浄化槽設備の工事を早急に実施しなければならず、緊急に予算を調整する必要が生じたので、令和元年10月31日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分により一般会計予算を補正させていただいたものでございます。

それでは、補正予算書の1ページをごらんください。第1条の歳入歳出予算の補正でございますけれども、今回1,000万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を33億1,012万8,000円にするものでございます。

次に、補正予算の内容につきましてご説明をいたします。8ページ、9ページをごらんください。まず、歳入の補正についてのご説明でございます。第22款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金、補正額1,000万円は歳出額との不足額を財政調整基金から繰り入れるため増額をするものでございます。

次に、歳出の補正につきましてご説明をいたします。第8款土木費、第3項住宅費、第1目住宅管理費、補正額1,000万円でございますが、こちら第12節役務費600万円は、浄化槽が故障している間、汚泥のくみ取りを行うため、増額をさせていただくものでございまして、第15節工事請負費400万円は、塚越団地の浄化槽設備工事を行うため、同様に増額をさせていただくものでございます。

以上で議案第52号 専決処分承認を求めることについて（令和元年度長瀬町一般会計補正予算（第6号））の説明とさせていただきます。

○議長（野口健二君） これより本案に対する質疑はありますか。

8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 12番の役務費ですけれども、600万円、手数料ですけれども、壊れていた期間の汚泥のくみ取りで600万円ってなっているのですけれども、それについては何日間で600万円払ったのでしょうか。それをお聞きしたいです。

○議長（野口健二君） 建設課長。

○建設課長（若林 智君） 大島議員のご質問にお答えいたします。

当初この浄化槽が故障していたのがわかりましたのが10月21日でございます。10月21日から12月4日まで、日数は申しわけないですけれども、回数にいたしまして20回くみ取りをさせていただきました。6日に工事のほうが完了いたしまして、現在では正常な稼働となっております。

以上でございます。

○8番（大島瑠美子君） わかりました。

○議長（野口健二君） ほかに質疑はありますか。

10番、染野光谷君。

○10番（染野光谷君） 補正でも何でもそうですが、こういう役人のところに入出る業者、こういうことを言っては失礼なのですが、自分で払うのならどうするかという考えを起こしたことがありますか。町長を初め、職員の皆さん。確かに何でもかんでも、こういう役所へ入っている業者ってやつは、一番いいのよね、話を聞きますと。だから、いつも思うのです。前の町長のときも自分で払うならどうするのだと。自分で例えば何かをやりますという、結構しっかりしているのだ、みんな。だから、それを考えると、町税、税金だからいいやというのではなく、考えたことがあったら、一回町長にお伺いしたい。予算が幾らとかこうだ、補正が幾らというのではなく。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 染野議員のご質問にお答えさせていただきます。

染野議員おっしゃるとおりでございます。実はこれにつきましても、特定な業者なものですから、そういう中でこの経費が上がってきたわけございまして、何とかならないのかということで、しっかりと課長にはお話をさせていただきましたけれども、ただいまも申し上げましたとおり、特定な業者しかこの仕事をしていらないということで、やはりそのようなことがあったかどうかわかりませんが、大変厳しい予算がついてしまったわけでございます。これにつきましては、実は側溝が詰まってし

まったということで、そのところが気がつかなかったという状況の中で、水位が上がってしまったということが起きたわけでございまして、これからはこういったことのないように、しっかりと管理も徹底してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（野口健二君） 10番、染野光谷君。

○10番（染野光谷君） よろしいですか、もう一回。いつも思うのです。私もなかなか手を挙げるということができない男だから。1回、だから手を挙げさせてもらう。国から来る補助金つきで、こうだよって来ると、大体がヒルみみたいなものがくっついてくるのだ。はっきり議事録に載っているのだから、ダニ、ヒル、済みません、言葉は悪いですが。そんなふうで、ひとつ国からの補助金、県からもいいけれども、そういう補助金をもらうのに対して、やるのは結構だ。そうすれば、よくやった町長だなんていう人もいます。やらなければ、全然だめだと町長を批判する人もいます。

だから、そこを考えて、町の持ち出しはなく、何か仕事をやると言えば、本当に身近な生活にこうだという関係あるならばいいけれども、仕事は結構ですが、仕事をやらない町長でもいい。一生懸命、町のことを考えてくれば。そんなところですよ。それで終わり。

○議長（野口健二君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第52号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度長瀬町一般会計補正予算（第6号））を採決いたします。

本案を原案どおり承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 異議なしと認めます。

よって、議案第52号は原案どおり承認されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後2時49分

再開 午後3時05分

○議長（野口健二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第53号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野口健二君） 日程第7、議案第53号 長瀬町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第53号 長瀬町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の提案理由を申し上げます。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する必要な事項を定めるため、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野口健二君） 議案の内容等について総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、議案第53号 長瀬町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例につきましてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げましたとおりでございます。

まず、条例案の説明に入る前に、簡単に会計年度任用職員制度について説明いたします。制度創設の経緯でございますが、これまで各地方自治体によって任用、勤務条件等に関する取り扱いがまちまちであった臨時的任用職員や特別職非常勤職員の適切な運用を確保するため、平成29年に地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が公布され、新たに有期雇用の地方公務員を任用できる制度として会計年度任用職員という類型が定められたものでございます。

それでは、条例案をごらんいただきたいと存じます。

まず、第1条から第3条までは第1章でございまして、総則についての規定となります。

まず、第1条は趣旨でございます。この条例は、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する必要な事項を定めたものでございます。

第2条は、この条例における用語の定義でございます。この条例中、1週間当たりの通常の勤務時間帯が常勤の職員と同一であるものをフルタイム会計年度任用職員、常勤の職員と比べて短いものをパートタイム会計年度任用職員というものでございます。

第3条第1項は、フルタイム、パートタイムそれぞれに支給する給料や手当について列挙をしたものでございます。2ページをごらんください。第2項は、通貨払いの原則として、例外として口座振替を想定したものでございます。第3項は、実費弁償は給与に含まれないことを規定したものでございます。

第4条から第16条までは第2章でございまして、フルタイム会計年度任用職員の給与についての規定となります。

まず、第4条は、フルタイム会計年度任用職員の給料表を定めるものでございます。

第5条第1項は、職務の内容と責任の度合いにより職務の級を分類することを定めて、第2項は職務の級は任命権者が決定する旨を定めたものでございます。

第6条は、新たに職員となった際の号給の決定は規則に定めた基準に従い決定する旨を定めたものでございます。

それでは、恐れ入りますが、4枚目をおめくりいただき、11ページの別表1をごらんください。別表1の行政職給料表なのですけれども、民間労働法制において同一労働、同一賃金が原則とされていることに

鑑み、常勤職員の行政職給料表を基準に給料設定をしているものでございます。

おめくりいただいて、最後の12ページをごらんください。別表2の第2、等級別基準職務表をごらんください。1級と2級、それぞれの基準となる職務を定めたものでございます。

それでは、申しわけありませんが、恐れ入りますが2ページにお戻りください。第7条は、給与の支給は月の初日から末日までを給与計算の期間とする。職員の給与に関する条例第5条及び第6条の規定を準用することを定めたものでございます。

第8条から第12条は、フルタイム会計年度任用職員に支給される通勤手当などの各種手当に関する規定でございまして、職員の給与に関する条例にそれぞれ該当する規定を準用すること、また一部規定については、読みかえをする旨を定めたものでございます。

4ページをごらんください。第13条は、時間外勤務手当等を算定する場合に生ずる端数処理について定めたものでございます。

第14条は、期末手当について定めたものでございます。まず、第1項でございしますが、職員の給与に関する条例で、期末手当に関して規定しているものを準用するとともに、手当の支給対象となるものは任期が6カ月以上の者であることを規定しているものでございます。

第2項は、任期が6カ月に満たない場合でも1会計年度における任期の合計が6カ月を超えるときは、第1項のフルタイム会計年度任用職員とみなす旨の規定を定めたものでございます。

5ページの第3項は、6月期に期末手当を支給する際に、前会計年度の末日まで任用され、同日の翌日に再度任用された場合の任期の合計が6カ月以上となった場合には、第1項のフルタイム会計年度任用職員とみなす旨の規定を定めたものでございます。

第15条は、勤務1時間当たりの給与額の算出方法について定めているものでございます。まず、第1項でございしますが、時間外勤務手当の計算方法を定めているものでございます。次に、第2項でございしますが、こちらは無給の休暇等があった場合の給与の減額の計算方法を定めているものでございます。

第16条でございしますが、給与を減額する際には、休日や有給休暇は除かれる旨を定めているものでございます。

第17条から第25条までは第3章でございまして、パートタイム会計年度任用職員の給与についての規定となります。

第17条は、パートタイム会計年度任用職員の報酬の算出方法について定めているものでございます。まず、第1項でございしますが、5ページから6ページにかけてになります。第2項は日額になります。月額で報酬を定める場合の計算方法を定めています。第2項は、日額で報酬を定める場合の計算方法を、第3項は、時間額で報酬を定める場合の計算方法を規定したものでございます。第4項は、前3項の算出する際の基準月額はそのものの、職務の内容及び責任、職務遂行上、必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして、この条例の第4条から第6条までの規定を適用して得た額とするものでございます。

第18条から第20条は、時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務に係る報酬に関する規定でございまして。

支給対象となる時間区分や割増率などはフルタイム会計年度任用職員と同様になるものでございます。

8ページをごらんください。第21条は、時間外勤務にかかわる報酬を算出する場合に生ずる端数処理について、フルタイム会計年度任用職員と同様になるよう定めているものでございます。

第22条は、パートタイム会計年度任用職員の期末手当について定めているものでございます。まず、第1項でございしますが、フルタイム会計年度任用職員と同様に手当の支給対象となるものは、任期が6カ月

以上の者であることを規定しておりますが、パートタイム会計年度任用職員の場合は、1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者は規則で定めるところにより支給対象外となる旨が規定されております。

規則では、1週間当たり勤務時間が著しく少ない者は週当たり15時間30分未満の者とする予定でございます。第2項及び9ページの第3項は、任期が6カ月に満たない場合等についての規定でございまして、こちらもフルタイム会計年度任用職員と同様の規定となっております。

第23条は、パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給に関する規定でございます。

まず、第1項でございしますが、計算期間は、月の初日から末日までとし、規則で定める日に支給をするものでございます。第2項は、日額または時間額による報酬の基本的な支給基準を定めたものでございます。第3項及び第4項は、月額による報酬の基本的な支給基準を定めたものでございまして、フルタイム会計年度任用職員と同様の取り扱いとしているものでございます。

第24条は、パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額を定めているものであり、基本的にはフルタイム会計年度任用職員と同様の取り扱いをすることから、第15条と同様の定めを規定しているものでございます。ただし、パートタイム会計年度任用職員には日額、または時間額により報酬が支給されている点で、フルタイム会計年度任用職員と異なることから、それぞれに合わせた勤務1時間当たりの報酬額の計算方法を規定するものでございます。

10ページをごらんください。第25条は、パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額について定めているものであり、基本的にはフルタイム会計年度任用職員と同様の取り扱いをすることから、第16条と同様の定めを規定しているものでございます。

第26条及び第27条までは第4章でございまして、パートタイム会計年度任用職員の費用弁償についての規定となります。

第26条第1項でございしますが、パートタイム会計年度任用職員が通勤手当の支給要件に該当する場合は、通勤に係る費用弁償を支給する旨を定めているものでございます。第2項は、費用弁償の額の取り扱いについては、常勤職員の例による旨が定められているものでございます。

第27条第1項でございしますが、パートタイム会計年度任用職員が公務のため旅行した際に費用を負担した場合は、その旅行に係る費用弁償を支給する旨を定めているものでございます。第2項は、費用弁償の額等の取り扱いについては、職員等の旅費に関する条例の規定の適用を受ける職員の例による旨が定められているものでございます。

第28条から第30条までは第5章でございまして、雑則についての規定となります。

第28条は、職務の特殊性等を考慮し、条例の規定を適用して給与の額を決定することがなじまない職について、この条例の規定の適用を除外し、例外的に任命権者が別に定めるところにより給与を支給することを可能としています。

11ページをごらんください。第29条は、休職の期間中はいかなる給与も支給しない旨を定めているものでございます。

第30条は委任規定でございます。この条例に定めるもののほか、必要な事項は規則で定めるものでございます。

次に、附則でございしますが、まず第1項は施行期日で、この条例は令和2年4月1日から施行するものでございます。

第2項及び第3項は、期末手当の支給に関して、2年間をかけて段階的に支給率を上げていく措置を講

じているものでございます。第2項では、令和2年度の期末手当の支給率を100分の130であるものを100分の65に、第3項では、令和3年度の期末手当の支給率を100分の130であるものを100分の97.5とするものでございます。

以上で議案第53号の説明とさせていただきます。

○議長（野口健二君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、この条例なのですが、フルタイム会計年度任用職員とパートタイム会計年度任用職員は、現在該当する人は何人ぐらい見込まれているのかということ。それから、多分これはパートタイマーにも期末手当を出さなければいけないと、国のほうの法改正によってということだと思っておりますけれども、多分役場職員さんについては、給食センター等については該当かなという気がします。

これも週に15.5時間でしたっけ、以上になる人でないと該当にならないということで承知していいのかどうか。ちょっとそこのところをお願いします。

○議長（野口健二君） 総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、村田議員の質問にお答えいたします。

現在対象になる方は、フルタイムで2人、パートタイムで27人を予定しております。フルが2人です。パートタイムが27人を予定しております。

先ほど村田議員が言いましたように、パートタイムですと、給食センターの調理員さんが対象になります。先ほど言いましたように、期末手当が出るのは、パートタイムでも1週間に15時間30分以上勤めないと期末手当は支給されないということでございます。

以上です。

○議長（野口健二君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第53号 長瀬町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を採決いたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第53号は原案どおり可決されました。



◎議案第54号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野口健二君） 日程第8、議案第54号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行

に伴う関係条例の整備に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

- 町長（大澤タキ江君） 議案第54号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の提案理由を申し上げます。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行う必要が生じたので、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

- 議長（野口健二君） 議案の内容等について総務課長の説明を求めます。

総務課長。

- 総務課長（福島賢一君） それでは、議案第54号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げましたとおりでございます。

概要でございますが、先ほどの議案第53号と同様に、平成29年に公布された地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律に基づき、特別職非常勤職員の職の整理や関係する14条例の諸規定の整備等を行うものでございます。

なお、説明につきましては、お手元に配付してございます参考資料の議案第54号新旧対照表により説明させていただきますので、新旧対照表の1ページをごらんください。改正条例の第1条関係は、長瀬町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正でございます。改正後の地方公務員法により、フルタイム会計年度任用職員についても人事行政の運用等の状況の公表の対象となることに伴い、第3条中に、「及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加え、フルタイム会計年度任用職員を公表対象とするものでございます。

次に、裏面の2ページをごらんください。改正条例の第2条関係は、長瀬町総合振興計画審議会条例の一部改正でございます。条文中、「総合」を常用漢字の「総合」に改め、第7条第4項中「その他の給与」を「及び費用弁償」に改め、特別職非常勤職員に支給されるのは報酬及び費用弁償であることを明記するものでございます。

次に、3ページをごらんください。改正条例の第3条は、長瀬町職員定数条例の一部改正でございます。まず、第1条でございますが、定数条例の適用除外となる範囲を限定する旨の条文を追加するものでございます。

次に、第2条でございますが、第1項第2号中、議会事務局の定数を「1人」から「2人」に改め、農業委員会の事務局の職員は専任で置く必要がなくなっていることから、同項第3号を削り、同項第4号を第3号に繰り上げるものでございます。

また、同条第2項第3号及び第4号でございますが、実態に合わせ、公平委員会の事務局を兼務できる人数を「2人」から「3人」に、農業委員会の事務局を兼務できる人数を「2人」から「4人」に改めるものでございます。

次に、4ページをごらんください。改正条例の第4条関係は、長瀬町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正でございます。改正後の地方公務員法において、第22条第2項から第7項までが削除され、項のない条となったことに伴い、第2条第2項第3号中の引用条項を法「第22条第1項」を「第

22条」に改め、あわせて「条件附」の「附」の字をこごとへんのない「付」に改めるものでございます。

次に、5ページをごらんください。改正条例の第5条関係は、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正でございます。常勤職員が心身の故障のための長期の休養を要する場合は、3年を超えない範囲となっておるところですが、会計年度任用職員は任期が1会計年度限りとされていることに伴い、第3条に第4号を追加し、会計年度任用職員が休養を要する場合は、法第22条の第2項の規定に基づき、任命権者が定める任期の範囲内とする旨を規定するものでございます。

次に、6ページをごらんください。改正条例の第6条関係は、職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正でございます。第3条は、懲戒処分の減給の効果について定めるものでございまして、パートタイム会計年度任用職員は給料でなく報酬が支給されることから、その旨の規定を追加するものでございます。

次に、7ページをごらんください。改正条例の第7条関係は、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正でございます。法改正による職の整理により、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除いた非常勤職員が会計年度任用職員のみになるため、書きぶりを改正するものでございます。

次に、8ページをごらんください。改正条例の第8条関係は、職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございます。第7条第2項は、育児休業をした職員の勤務手当の支給に関する規定でございます。そもそも会計年度任用職員は勤勉手当が支給対象外であるため、支給対象から除かれる旨の規定を追加するものでございます。

第8条は、育児休業をした職員の復職時の号給調整でございますが、こちらも会計年度任用職員が育児休業をした場合、復職時調整の対象外である旨の規定を追加するものでございます。第18条の表中、職員の給与に関する条例第14条の8の改正に伴い、表中の引用箇所を削るものでございます。

第19条でございますが、第7条第2項の改正により、地方公務員法の初出箇所が変わったことにより、条文中の法律番号を削るものでございます。

次に、10ページをごらんください。改正条例の第9条関係は、議会の議員、その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正でございます。第2条第2項の引用条例が変わっておりますので、正しい名称に改正するものでございます。

次に、11ページをごらんください。改正条例の第10条関係は、特別職の委員の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正でございます。第1条でございますが、法改正により地方自治法第203条の2第4項が第5項に繰り下がりますので、引用条項の改正を行うものでございます。

第5条は、報酬の支給に関する規定でございますが、今回の改正に合わせて見直しを行うものでございます。日額のものはその都度または当該月分を翌月末日まで、月額のものはその当該月分を翌月末日まで、年額のものはその当該年度の翌年度の4月末日までに支給するものとし、年額のものには町長が必要と認める場合は、半期ごとに支払うようにしたものでございます。

11ページから15ページにかけては別表の改正となります。法改正により特別職非常勤職員の要件が厳格化されたことに伴い、職の整理を行ったものでございます。また、要綱で設置されている委員会等で附属機関に該当するものについては、条例に設置根拠を設ける必要があるため、別表に追加したものでございます。

15ページの表の下段の備考をごらんください。備考におきまして、日額の報酬が定められているものについては、勤務時間が4時間に満たない場合はその額の2分の1とする旨の規定を追加したものでござい

ます。

16ページをごらんください。改正条例の第11条関係は、職員の給与に関する条例の一部改正でございます。第3条第3号でございますが、給与条例第14条の8が2項立てから1項立てに改正になることに伴い、条文中の「第14条の8第1項」を「第14条の8」に改め、「すべて」を漢字の「全て」に改正するものでございます。

第14条第2項の宿日直に関する規定は不要であるため削除し、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、「第3項」を「第2項」とするものでございます。

第14条の8でございますが、臨時職員は、職員の給与条例が直接適用となること、また会計年度任用職員の給与については、他の常勤職員との権衡や当該会計年度任用職員の勤務の特殊性など考慮して条例を定める必要があることから、条文の全部を改めるものでございます。

17ページをごらんください。改正条例の第12条関係は、技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正でございます。第2条でございますが、「用務員」を「校務員」に改めるものでございます。

第5条でございますが、会計年度任用の技能労務職員の給与に関しては、他の会計年度任用職員とは異なり、条例に具体的事項まで定めることが法律上求められていないため、第1項で給与の種類及び基準のみ条例で定め、第2項で規則に委任する規定を設けるため全部改正するものでございます。

18ページをごらんください。改正条例の第13条関係は、職員等の旅費に関する条例の一部改正でございます。まず、第1項、第2項でございますが、パートタイム会計年度任用職員の公務のための旅行に要した費用については、旅費でなく費用弁償として支給することとなりますので、職員の範囲にはパートタイム会計年度任用職員は含まない旨を明示するものでございます。

第3条第3項でございますが、第1条の改正に伴い、地方公務員法の初出箇所が第1条にありますので、条文中の制定年番号を削るものでございます。

同条第6項でございますが、法務施行上の直前直後にある規定を指示する場合のルールに従い「及び第5項」を「及び前項」に、「第4条第3項」を「次条第3項」に、19ページの第4条第3項も同様に「第5条第1項」を「次条第1項」に改めるものでございます。

第13条第1項第4号でございますが、条例の引用範囲を訂正するため、「第3号」を「前3号」に改めるものでございます。

20ページの第30条第3号でございますが、先ほどと同様に、直前にある規定を指示するルールに従い、「又は第2項」を「又は前項」に改めるものでございます。

それでは、議案書をごらんください。議案書の7ページの改正条文の一番下段の第14条は、長瀬町勤労者の身元保証等に関する条例の廃止でございます。法改正に伴い、特別職非常勤職員の職の整理を行う中で、この条例については現在運用をしていないものでございましたので、廃止するものでございます。

最後に、8ページの附則でございます。施行期日でございますが、この条例は令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上で議案第54号の説明とさせていただきます。

○議長（野口健二君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、条例のほうで見ると、15ページ以前あたりのところかなというふうなところなのですが、各委員というのが表になって出ているのをなかなか目にするのがなかったので、

こういう、聞いたことはあるのですが、なるほどなということで、これ条例にある委員さんということだ  
と思うのですが、これは私見なのですが、私の個人的な意見というか、見ると、例えば12月に民生  
委員さんが改定になったというようなことで、先ほども6人の民生委員さんがまだ決まっていないとい  
うような話がありました。これを見ると、民生委員推薦会委員長、委員というふうなのがあるわけですね。  
これ機能を果たしているのかなと。

それからまた、まち・ひと・しごと創生総合戦略効果検証委員会なんていうのもありますけれども、効  
果をあらわしているのか、あらわしていないのかわからないのですが、保育所の入所児童選考委員会委員  
長とか委員とかありますけれども、保育所に入れられないという、何かそんなことがあるのかなというよ  
うな委員会がいくつかありますが、これは条例で定められているからやむを得ないのかなという気が  
します。

言いたいのは、最後に出ている備考のところ、日額に定められているもので、その勤務時間が1日に  
つき4時間に達しない場合は、当該特別職員の職員の報酬は日額に2分の1を乗じて得た額とすると。い  
わゆる半額にするということですね。そうすると、例年予算等とか決算でも出ていますが、人件費とい  
うのがあります。人件費欄でかなりやっぱり総務課あたりで人件費が非常に多かったのが少なくなる可  
能性は持っているということですね。多分この中に該当する、私もスポーツ振興何とかってなっているの  
かな。4時間を超えるということは余りないのです。例えば9時から始めて10、11、12、1時まで、また  
休憩を挟んでというような、なかなか会議はないと思うので、これがほぼ半額になっていくというこ  
とで考えてよろしいわけですね。というのは、そのほうが予算削減でいいのではないかなと、だめではない、  
少なくしたほうがいいと思います。だから、これはいいことだと思うのですが、では始まったと、  
9時に始まりました、10、11、12時を終わりました。3時間ですね。4時間を超えていないからこれは  
半額というふうなことということですね。

これ正確に、本当にやっていくのかどうかになって、ちょっと運用を本当にやるのか、これ条例で決めて  
いるのだから、これ運用しなければ条例違反になりますよね。そういうふうに捉えていいわけですね。  
ということ質問したいのですが。

○議長（野口健二君） 総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、村田議員の質問にお答えいたします。

村田議員がおっしゃるとおり、4時間以内でしたら2分の1になるのですが、これは各委員会、  
この担当のほうで議事録を作成すると思いますので、そのときの開始時間と終了時間で判断したいと思  
います、支払いのほうは。報酬の支払いの際に、その時間も添付してこれから支払うように、伝票を起票し  
て支払うようになるかと思えます。

以上です。

○議長（野口健二君） ほかに質疑ありますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 再度確認ですが、自分もその委員の1つになっているので、そういう通知がどこか  
らどう来るかなというのがちょっとわからないのですが、それ確認をして、時間が4時間に達していない  
ときは半額になっていなければ、これはこの条例を当然改正するわけですから、役場のほうはそれを忠実  
に執行しないと判断していいということですね。

○議長（野口健二君） 総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、村田議員の質問にお答えいたします。

村田議員がおっしゃるとおりだと思います。

以上です。

○議長（野口健二君） ほかに質問はありますか。

8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 済みませんです。村田議員のことで、反旗をひるがえすようですけども、これはよく見ますと、4時間以上という会議というのは、なかなか9時から始めて、それで午前中で3時間ですよね。それで午後1時からで、2時までしなくてはというのですけれども、これずっと「人・農地プラン」検討会とか、それから担い手とか、中学生学力アップ教室推進委員会なんていう、4時間もやらなくても、要領よくすると大体2時間ぐらいで終わってしまうのが、午前中で終わってしまうケースが多いのです。

ですけども、来る人というのは、役場でこれがあるのだよということ、大体1日を予定して、それでということがあるので、できたら大まかにして、この金額は金額ですので、5,400円で半日なんて言えば2,700円になってしまうから、できたらそこのところは多目に見てというようなことも必要かと思うのですけれども、総務課長……町長に聞くかな、町長お願いします。言ってください。かわいそうです。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 今回町のほうでこういうふうに決めさせていただいた条例でございますので、しっかりとこれをお認めいただいて、施行したいと思っております。

そしてまた、3時間といいますと、時間にしますと900円ですかね。5,400円の半分ですね。大体そのぐらいの金額になるわけでございますので、3時間よりかもっと……今925円でしたっけ。

〔何事か言う人あり〕

○町長（大澤タキ江君） 930円か。925円ではなくて930円ね。だから、そのぐらい範囲内でおさめていただければいいかなと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（野口健二君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） しつこいようですけども、よく委員さんになる人すごく大変で、見つけるのが大変だというようなことで、そうでなくても民生委員さんですか、なり手が無いというような状況なので、余りお金をそうだからといって、しゃくし定規にしなくてもというようなことも、出てもらえば大体9時からあって10時に終わったって、半日は潰れるのだよねというようなこともあるので、そのところを、規則がなくなってしまっているのだから、条例でなっているのだからそれは仕方がないって、町長のすごく優等生の答弁を聞きたくないのです。少しぐらいそれたような答弁も聞いてみたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 大島議員、ちょっと勘違いしていらっしゃるかなと思うのですけれども、民生委員さんは推薦ですから、民生委員の推薦委員会で見つけていただくわけではないのです。出てきたものを推薦をするかしないかを決めていただくだけのことで、見つけてきていただければありがたいですけども、見つけてきていただくわけではございません。

以上です。

○議長（野口健二君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 言っても仕方がないけれども、言わなくてはということで言いました。

○議長（野口健二君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第54号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第54号は原案どおり可決されました。



#### ◎議案第55号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野口健二君） 日程第9、議案第55号 長瀬町行政財産の使用料に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第55号 長瀬町行政財産の使用料に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

消費税法等の一部改正に伴い、行政財産の使用料を改正したいので、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野口健二君） 議案の内容等について企画財政課長の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（内山雅人君） それでは、議案第55号 長瀬町行政財産の使用料に関する条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げたとおりでございますが、消費税法等の一部改正に伴い、本年10月1日から消費税率が8%から10%に引き上げられたことから、行政財産の使用料を改正したいので、案を提出するものでございます。

なお、説明につきましては、お手元に配付してございます参考資料、議案第55号 長瀬町行政財産の使用料に関する条例新旧対照表によりご説明をさせていただきます。

新旧対照表の1ページをごらんください。第4条第2号の条文中、「受ける」を「受けた」に改めるものでございます。

続きまして、別表（第2条関係）の中の土地の使用料の欄につきましては、300円及び1,000円の後ろに

「(当該土地の使用期間が1月に満たない場合は当該額に100分の110を乗じて得た額)」を加えるものでございます。

2ページをごらんください。建物の使用料の欄についてでございますが、こちらは「500円」を「500円に100分の110を乗じて得た額」に改めるものでございます。

最後に、同表中の備考でございますけれども、現行の4に規定していた内容を別表(第2条関係)の土地及び建物の使用料の欄に規定することから、削除をするものでございます。

議案書にお戻りいただきまして、裏面でございます。附則でございますけれども、この条例は令和2年4月1日から施行するものでございます。また、改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の行政財産使用許可に係るものについて適用し、同日前の行政財産使用許可に係るものについては従前の例とさせていただきます。

以上で議案第55号 長瀬町行政財産の使用料に関する条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。

○議長(野口健二君) これより本案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(野口健二君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(野口健二君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第55号 長瀬町行政財産の使用料に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(野口健二君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第55号は原案どおり可決されました。



#### ◎議案第56号の説明、質疑、討論、採決

○議長(野口健二君) 日程第10、議案第56号 長瀬町立公民館設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長(大澤タキ江君) 議案第56号 長瀬町立公民館設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

消費税法等の一部改正に伴い、長瀬町公民館等の使用料等を改正したいので、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野口健二君） 議案の内容等について教育次長の説明を求めます。

教育次長。

○教育次長（内田千栄子君） それでは、議案第56号 長瀬町立公民館設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例につきまして、ご説明させていただきます。

令和元年10月の消費税法等の一部改正に伴い、長瀬町立公民館設置及び管理に関する条例、長瀬町コミュニティセンター設置及び管理に関する条例、長瀬町勤労青少年ホーム設置及び管理に関する条例、長瀬中学校屋外照明施設設置及び管理条例、長瀬町運動場等利用施設設置及び管理に関する条例、長瀬町広場等利用施設設置及び管理条例及び学校体育施設開放に関する条例に規定する使用料等の一部改正、文言の修正等、一括改正する議案を提出させていただきました。

改正の共通事項といたしまして、これらの各施設の使用料につきましては、消費税が導入されました平成元年度より以前に使用料の設定をして以来、使用料を改定しないまま現在に至っているため、令和元年10月に消費税率が10%に引き上げられましたことから、消費税導入時から改正がなかったことを踏まえまして、現行の使用料に10%を加算した金額に改定したいというものでございます。

説明につきましては、お手元に配付してあります参考資料、議案第56号の新旧対照表により説明させていただきます。

新旧対照表の1ページの第1条関係をごらんください。長瀬町立公民館設置及び管理に関する条例の一部改正でございます。最初に、この条例の題名でございます長瀬町立公民館という文言につきまして、現在新規に施設の設置をした際には、長瀬町の後ろに施設の名称を入れることが通常となっておりますので、改正に伴いまして、条例名「長瀬町立公民館設置及び管理に関する条例」を「長瀬町公民館設置及び管理に関する条例」に改正するものでございます。

続きまして、第9条の見出し、「使用料」を「使用料及び冷暖房費」に改め、同条中「使用料を前納」を「使用料を納付」に改め、同条ただし書きを削り、同条に次の2項を加えるものでございます。「2、第7条の規定に基づき公民館の使用を承認された者が、冷暖房を使用するときは、別表に定める冷暖房費を納付しなければならない。3、町長は、特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、使用料及び冷暖房費を減額し、又は免除することができる。」これは、使用料の一部改正に伴いまして、冷暖房費の見直しと別表への明文化を図り、減免規定を規則に定めるため、その文言を条文中に追加するものでございます。

それに伴い、第10条の見出し及び同条中、「使用料」を「使用料及び冷暖房費」に改めるものでございます。

次に、第13条でございますが、題名の改正に伴いまして文言を改正するものでございます。

次に、別表の改正ですが、2ページをごらんください。「別表」を「別表（第9条関係）」に改正し、室名に「陶芸室」を追加し、区分にあります午前、午後、夜間、昼間、全日の時間の記載を備考第1項に明示しました。使用料の金額は、現行に10%を加算した額に改正するものです。

また、現行では町外料金の設定はしておりませんが、近隣自治体の使用料設定などを見ますと、多くが町外利用者は町内利用者の1.5倍程度に設定していることを参考にしまして、改正後は町外料金を設定し、町内利用者の1.5倍の使用料とするものでございます。

なお、冷暖房費につきましては、1時間ごとの利用に応じた金額を明示しました。冷暖房費の料金設定ですが、消費する灯油代から算出をしております。部屋の面積に応じた金額としました。町外者は灯油

代の実費、町内者については料金改正による価格の上昇を緩和するため負担軽減を図るものとし、半額負担する設定といたしました。

備考第2項ですが、各部屋の利用の際に備考第1項に示す規定の時間枠を超えて利用する場合の金額設定について、新たに盛り込みをするものでございます。

備考第3項は、「町内とは、許可を受けようとする者の住所（団体にあっては事務所の所在地）が町内にあり、かつ、使用する構成員の半数以上が町内在住者又は在勤者が利用することをいう」として、町内利用者を規定し、備考第4項、「町外とは、3の町内以外の者が利用することをいう」として、町外利用者を規定するものでございます。

なお、備考の規定につきましては、この後に説明をいたします長瀬町コミュニティセンター設置及び管理に関する条例、長瀬町勤労青少年ホーム設置及び管理に関する条例についても同様に規定するものでございますので、これらの説明の際には省略させていただきますので、ご了承ください。

次に、新旧対照表の3ページの第2条関係をごらんください。長瀬町コミュニティセンター及び管理に関する条例の一部改正でございます。第9条、第10条につきましては、先ほどご説明いたしました条例と同様に改正するとともに、文言を一部改正いたします。別表につきましても同様に改正することとし、コミュニティ集会室を別表に追加し、改正後の使用料は現行使用料の10%を加算した額に改正いたします。

改正後の料金には町外利用者の料金を設定し、町内利用者の1.5倍の使用料とするものでございます。冷暖房費につきましても、改正に伴いまして、部屋の面積に応じて1時間ごとの金額を明示いたしました。

4ページの備考につきましては、先ほどの条例と同様に改正しますので、説明を省略させていただきます。

次に、新旧対照表の5ページの第3条関係をごらんください。長瀬町勤労青少年ホーム設置及び管理に関する条例の一部改正でございます。第4条第2項中、「長瀬町立公民館設置及び管理に関する条例」を「長瀬町公民館設置及び管理に関する条例」に改正し、第11条、第12条につきましては、先ほどご説明いたしました条例と同様に改正するとともに、文言を一部改正するものでございます。別表につきましても先ほどご説明いたしました条例と同様に、現行使用料に10%を加算した額に改正するとともに、町外料金を設定し、町内利用者の1.5倍の使用料とし、冷暖房につきましても、同様に部屋の面積に応じて1時間ごとの金額を明示しました。

備考につきましては、先ほどの条例と同様に改正しますので、省略させていただきます。

次に、新旧対照表の8ページの第4条関係をごらんください。長瀬中学校屋外照明施設設置及び管理条例の一部改正でございます。題名を「長瀬中学校屋外照明施設設置及び管理条例」から「長瀬町中学校屋外照明施設設置及び管理条例」に改めるものでございます。先ほど説明をいたしました長瀬町立公民館設置及び管理に関する条例と同様の理由で改正をするものでございます。

第6条から第8条につきましては、この条例とは別に、長瀬中学校屋外照明施設使用料徴収条例としまして、屋外照明施設の使用料のみについて規定した条例がございますが、今回の改正に伴いまして、長瀬町中学校屋外照明施設設置及び管理条例の中に、使用料徴収条例に規定する使用料と減免の規定を盛り込むものでございます。

第9条以降は、第6条から第8条を追加することにより、条文を繰り下げするものでございます。

新旧対照表の9ページをごらんください。別表（第6条関係）といたしまして、現行では長瀬中学校屋外照明施設使用料徴収条例に規定している使用料に10%を加算した額とし、現行ではグラウンド2時間当

たり2,600円、テニスコートは2時間当たり600円をそれぞれ2,860円、660円に改正するものでございます。

次に、新旧対照表10ページの第5条関係をごらんください。長瀬町運動場等利用施設設置及び管理に関する条例の一部改正についてです。この条例は、塚越グラウンドについての条例となります。別表の改正となりまして、現行では別表に規定しておりましたテニスコートですが、塚越グラウンドの盛り土整備工事によりまして施設が存在しなくなったため削除するとともに、使用料につきまして、ほかの使用料と同じく10%を加算した額とし、町外料金として、現行では備考第2項として町民以外の使用は5割増しとするとしていたものを改正案では別表中に盛り込み、金額を明文化するものでございます。

なお、現行では、備考第3項に「中学生以下は、半額とする」とあり、改正後は削除されておりますが、規則に減免規定がございますので、規則で規定するものでございます。

また、備考第1項の貸し出しの時間帯区分につきましては、貸出時間の現状に合わせて改正することとしました。

なお、備考第2項から第4項につきましては、さきに説明いたしました長瀬町立公民館設置及び管理に関する条例の一部改正と同様ですので、説明を省略させていただきます。

次に、新旧対照表の11ページの第6条関係をごらんください。長瀬町広場等利用施設設置及び管理条例の一部改正についてでございます。こちらは、総合グラウンドについての条例になります。こちらも別表の改正となりまして、現行では料金設定をしておりましたゲートボールにつきましては、シルバー人材センターに事務室等を貸し出した際に一体的に貸し出しをしておりまして、既に利用できない施設となっておりますので、削除するものでございます。

また、グラウンドの貸し出し単位を競技ごとの半日単位としていたものを1日と半日とし、グラウンドの全面利用と反面利用の料金設定に改正をいたします。テニスコートにつきましては、現行どおり1時間単位の貸し出し料金といたします。

なお、使用料金は現行の使用料金に10%加算した額とし、町外料金として、現行では備考第2項として町民以外の使用は5割増しとするとしていたものを別表中に盛り込む金額を明文化するものでございます。

また、現行では、備考第3項に「中学生以下は半額とする」とあり、改正後は削除されておりますが、規則に減免規定がございますので、規則で規定するものでございます。

備考につきましては、さきに説明をいたしました長瀬町運動場等利用施設設置及び管理に関する条例の改正案と同じ内容となっておりますので、説明を省略させていただきます。

次に、新旧対照表の13ページの第7条関係をごらんください。学校体育施設開放に関する条例の一部改正でございます。こちらも別表の改正となりまして、1時間当たりの使用料は現行の使用料に10%加算した額とし、現行では、備考第2項に「町民以外の者が使用する場合は施設使用料は当該定められた金額に2.5を乗じていた額とする」としてありますが、近隣自治体の使用料設定を参考に1.5倍に改正し、金額を別表中に明示するものでございます。

備考の第1項第2号中「前期」を削り第2項を改正、第3項を追加しまして、町内と町外の規定を盛り込んだものでございます。町内と町外の規定につきましては、さきに説明をしました条例の規定と同様ですので、説明を省略させていただきます。

最後に、議案書にお戻りいただきまして、最後から2ページ目をごらんください。附則の第1項でございますが、この条例の施行日は、施設利用者への周知期間を設けるため、令和2年4月1日とするもので

ございます。

附則の第2項でございますが、さきに改正案について説明をいたしました長瀬中学校屋外照明施設設置及び管理条例の一部改正により、長瀬中学校屋外照明施設使用料徴収条例を廃止するものでございます。

附則の第3項でございますが、一括改正する条例全てにおいて、改正後の使用料等の適用は施行日以後の使用について適用し、施行日以前の使用については、現行の使用料が適用されることを明示しているものでございます。

以上で議案第56号の説明とさせていただきます。

○議長（野口健二君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） これも個々に別表で入っているのを見やすいかなと。ただ、今までこういうものを余り見る機会がなかったの、非常に見やすいかなという感じはするのですが、まず施設によって、例えば、中学校とか学校関係なんかには、これ減免規定があるわけですよね。そうでないと、町の施設というか、グラウンドなんかについては町長の認めるところによりと書いてあるから、多分そういう内規みたいな規則があるのだらうと思いますが、先ほど減免規定ということに触れられたのですが、中学生以下は半額とするとなっていたということだと、半額これ支払うのかなという感じがするのです。

どこまで払ってどこまで払わないのかというので、例えば中央公民館の体育室を見ると、こちらちょっと条例改正のほうで、字が大きいのでこれで見ます。ページは打っていないのですが、中央公民館の体育室の使用料なのですが、午前は3,300円、午後は5,500円、夜間が8,800円、照明使うからかなと思うのですが、そういう金額がここに書いてあるのですよ、体育室を使うと。そうすると、例えば私も水曜日に行って、あそこでバドミントンをやっているのですが、8,800円町内者は払わなければいけないのではないかなという気がします。

例えば皆野町だったら、中学校なんかは大体1回使うと夜間800円なのです。これ中学校で見ると、うちのほうは1,000円、これ高い安いはどうでもいいのですが、そんな大差ないからいいと思うのですが、その中央公民館の金額が非常に高いのではないかなということが、まず。1日借りると1万6,500円かかると、町内者ですよね。こういうのが、内規がわからないから町長の認めるところというところで、例えば町内の教育委員会が主催する大会はとか、そういうのがあるのかどうかと。

あと、私が言いたいのは、8,800円は高過ぎるけれども、受益者負担で大人、我々が例えば中央公民館の体育室を借りて運動するというふうなことについては、寄居のアタゴ体育館もお金を取っていますよね。だから、そのお金取るのは、例えば1回につき1,000円とか、そのくらいの程度なら受益者負担で取っても構わないのだけれども、取ってくださいという8,800円一回出さなければなるということ、それでは町民が健康増進とか運動するとかいうことで高過ぎるのではないのと。もうこれ改正するわけですから、このままいってしまうと、取ったほうがいいのではないかって言いにくい。わかりますよね。

かといって、では払わないって。払わないというのも、ほかのところを見ても、受益者負担で考えると、やっぱり寄居が幾らだったかな、そんな高い値段ではないのですよ、アタゴ体育館なんか。だから、そういうのと比較して、料金設定がこのまま承認されていくとどうなのかなと。説明の内容がわからないと思うのですが、わからないというか、どこまでが無料とかいうのを細かくではなくていいのですけれども、ちょっと一度それをお願いします。

○議長（野口健二君） 教育次長。

○教育次長（内田千栄子君） 村田議員の質問にお答えいたします。

この改正の内容だけ見ますと、ちょっと減免規定がよくわからなくなっているのですが、現状も公民館、それから勤労青少年ホーム、コミュニティセンター、それぞれの施設なのではございますけれども、減免規定が全部ございまして、そうしますと実際町民の方が使った場合は、ほぼ無料で利用していただいている状態です。その部分は変わりはないです。

あと、実際使用料について徴収をしているものはどういうものかということになってくると思うのですが、営利を目的とした利用する場合に使用料をいただいているということですので、町民の方が公民館の利用目的ですとか勤労青少年ホーム、コミセンの利用目的に合った使い方をしていることであれば、そこは全て免除ということで、無料になっております。ですので、実際ここに金額が大きく出ているのですけれども、徴収できるものはごく少ないということになります。

グラウンド関係ですとか何か、町民が使う場合ですとか、あとは町が主になって開催するものですか、あと町のスポ少関係などは全て減免ということで、無料になっております。その辺は、現在と使用については変わりはないです。

以上でございます。

○議長（野口健二君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、私これ消費税が上がった分のところに、そういう本来なら条例改正のところにどうだろうけれども、将来的に見てというか、ほかの町村もそうだし、我々大人が使う場合には、全てではないかもしれないけれども、そういう受益者負担というふうなことを考えて、そういうところも考えていってほしいと。幾らでもというか少しでも、例えば10人で使えば、100円ずつ出せば1,000円ぐらいになると。それから、公民館の使用料に、ちりも積もればではないですけれども、財政的なことを考えて、そんな方向も考えてほしいということだけ申し添えさせていただきます。

○議長（野口健二君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第56号 長瀬町立公民館設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認め、よって議案第56号は原案どおり可決されました。



◎議案第57号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野口健二君） 日程第11、議案第57号 長瀬町多世代ふれ愛ベース長瀬設置条例及び長瀬町世代間交流支援センター条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第57号 長瀬町多世代ふれ愛ベース長瀬設置条例及び長瀬町世代間交流支援センター条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

消費税法等の一部改正に伴い、長瀬町多世代ふれ愛ベース長瀬及び長瀬町世代間交流支援センターの使用料を改正したいので、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野口健二君） 議案の内容等について健康福祉課長の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、議案第57号 長瀬町多世代ふれ愛ベース長瀬設置条例及び長瀬町世代間交流支援センター条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の改正内容は、消費税法等の一部改正に伴い、長瀬町多世代ふれ愛ベース長瀬及び長瀬町世代間交流支援センターの使用料を改正するため、所要の改正を行うものでございます。

なお、長瀬町多世代ふれ愛ベース長瀬及び長瀬町世代間交流支援センター使用料の改正について一括して改正を行うため2条立てとし、第1条では長瀬町多世代ふれ愛ベース長瀬の改正を、第2条では長瀬町世代間交流支援センターの改正を行うものでございます。

説明については、参考資料の新旧対照表により行います。新旧対照表をごらんください。

1ページ、長瀬町多世代ふれ愛ベース長瀬第1条関係について説明いたします。第1条でございますが、用語の整理を行うものでございます。

次に、別表でございますが、条例の規定によりまして使用料は無料としておりますが、設置目的以外の使用料を定めております。この部分につきまして、現行の金額を消費税が10%に改正されたことから改正するもので、開設日によりまして2%分を加算しております。10円未満の端数が生じた場合は四捨五入としておりまして、「600円」を「610円」に、「700円」を「710円」に「1,200円」を「1,220円」に、「1,400円」を「1,430円」に、「2,400円」を「2,450円」に改めるものでございます。

また、備考でございますが、冷暖房を使用した場合のところの50%加算部分の規定に10円未満の端数が生じた場合の四捨五入の規定を加えるものでございます。

次に、新旧対照表2ページをごらんください。長瀬町世代間交流支援センター、第2条関係についてご説明いたします。

別表でございますが、これについても条例で使用料を無料としておりますが、設置目的以外の使用料を定めておりますので、現行の金額を消費税が10%に改正されたことから、こちらは開設日により5%を加算して改正をしているものでございまして、10円未満の端数が生じた場合は四捨五入としており、「1,000円」を「1,050円」に、「1,100円」を「1,160円」に、「1,200円」を「1,260円」に、「2,000円」を「2,100円」に、「3,000円」を「3,150円」に改め、また、ただし書きを削り、備考として「冷暖房を使用した場合は、50%未満の額（10円未満の端数が生じた場合はこれを四捨五入）を加算する」を加えるものでございます。

議案に戻っていただきまして、附則でございますが、この条例は令和2年4月1日から施行するものでございます。なお、経過措置として、改正後の条例の規定は施行日以後の施設に係る使用料について適用し、同日前の使用料については、従前の例によるものでございます。

以上で議案第57号 長瀬町多世代ふれ愛ベース長瀬設置条例及び長瀬町世代間交流支援センター条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。

○議長（野口健二君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第57号 長瀬町多世代ふれ愛ベース長瀬設置条例及び長瀬町世代間交流支援センター条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認め、よって、議案第57号は原案どおり可決されました。



#### ◎議案第58号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野口健二君） 日程第12、議案第58号 令和元年度長瀬町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第58号 令和元年度長瀬町一般会計補正予算（第7号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,258万3,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を33億2,271万1,000円にしようとするものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野口健二君） 議案の内容等について企画財政課長の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（内山雅人君） 議案第58号 令和元年度長瀬町一般会計補正予算（第7号）につきましてご説明をいたします。

補正予算書の1ページをごらんください。第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、今回1,258万3,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を33億2,271万1,000円にしようとするものでございます。

第2条の地方債の補正でございますが、こちらは4ページをごらんください。第2表、地方債補正は災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、台風19号により被害を受けた世帯の生活の立て直しに資するため災害援護資金の貸し付けを行うことから、新たに災害援護資金貸付事業債を170万円増額し、限度額を2億2,547万2,000円にしようとするものでございます。

次に、補正予算の内容につきましてご説明をいたします。説明書の9ページ、10ページをごらんください。まず、歳入の補正につきまして、主なものについてご説明をいたします。第16款県支出金、第1項県負担金、第2目民生費県負担金、補正額289万1,000円でございますが、台風19号に伴う災害においては災害救助法が適用になりましたため、災害救助法に基づき県から事務委任され行った救助にかかった費用は、県から繰りかえ支弁されることに伴い、増額をするものでございます。

第2項県補助金、第1目民生費県補助金、補正額72万1,000円は、ひとり親家庭等への医療費の支給が当初の見込みより上回ったことに伴い、増額をするものでございます。

第18款寄附金、第1項寄附金、第2目総務費寄附金、補正額20万円でございますが、本年10月に防犯灯設置のための費用として寄附をいただいたことに伴いまして増額をするものでございます。

第20款諸収入、第5項雑入、第2目雑入、補正額30万円の増額でございますけれども、こちらはまず長瀬町役場駐車場内に設置してございます急速充電器の電気使用料は翌年度に全額還付されるものとなっております。このたび平成30年度の電気使用料が確定した結果、当初の見込みを上回ったことに伴い3万7,000円を増額するものでございます。

次に、車両物損事故により破損した幹線4号線横断防止柵の現状復旧にかかる町の復旧工事費用を事故当事者に支払っていただくことに伴いまして、20万3,000円を増額するものでございます。

最後に、全国町村会及び全国町村議会議長会から、台風19号に伴う災害において災害救助法の適用を受けた市町村に対して災害見舞金を送付いただくことに伴い、それぞれ3万円を増額するものでございます。

第22款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金、補正額677万1,000円は歳出額との不足額を財政調整基金から繰り入れるため増額をするものでございます。

続きまして、歳出の補正につきましてご説明をいたします。11ページ、12ページをごらんください。第2款総務費、第1項総務管理費、第9目自治振興対策費、補正額45万円の増額でございますけれども、第11節需用費8万円及び第12節役務費12万円は防犯灯の新設及び交換に伴い増額をするものでございます。

第19節負担金、補助及び交付金25万円は、杉郷区コミュニティ集会所のエアコン修繕に対して助成をするため増額をするものでございます。

第3款民生費、第1項社会福祉費、第3項社会保険費、補正額145万5,000円は、ひとり親家庭等への医療費の支給が当初の見込みより上回ったため、審査支払い手数料及び医療給付費を増額するものでございます。

第4項災害救助費、第1目災害救助費、補正額584万4,000円はいずれも台風19号を起因といたしました各経費の増額となっております。

第3節職員手当等193万9,000円は、職員の時間外勤務手当及び管理職員特別勤務手当の増額、第11節需用費192万2,000円は、今後の災害に備えるために今回使用しました分の食料備蓄品を補充するため13万7,000円を増額、住家が半壊または大規模半壊した世帯を対象に、日常生活に必要最小限の部分を応急的に修理するため178万5,000円を増額するものとなっております。

第12節役務費28万3,000円は、台風19号により避難所へ避難された町民に貸し出しをいたしました毛布をクリーニング及びリパックするため増額をするものでございます。

第21節貸付金170万円は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、被災された世帯の生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸し付けを行うため増額をするものでございます。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、第2目環境衛生費、補正額5万5,000円は、長瀬町役場駐車場に設

置してございます急速充電器の利用が見込みを上回ったため、電気料を増額するものでございます。

第6款農林水産業費、第2項林業費、第3目林道費、補正額64万円でございますが、台風19号により被災した林道の復旧を行うため各節において必要経費を増額するものとなっております。

13ページ、14ページをごらんください。第8款土木費、第1項道路橋梁費、第2目道路維持費、補正額303万3,000円の増額でございますが、第12節役務費42万9,000円は、台風19号により町道野上下郷9号線側溝に土砂が堆積しており、今後雨天時などにおいて排水機能が働かなくなる可能性がございますため、土砂を撤去する必要があるため、増額をするものとなっております。

第15節工事請負費260万4,000円は、台風19号により幹線35号線、約50メートルで陥没、隆起が発生していることから、復旧工事を実施することに伴い、240万円を増額するものとなっております。次に車両物損事故により破損した幹線4号線横断防止柵の原状復旧工事を実施することに伴い、20万4,000円を増額するものとなっております。

第4目まちづくり推進費、補正額102万円でございますが、道路の適切な維持管理を図るために実施する道路後退用地の分筆測量の経費及び土地を取得することに伴い増額をするものでございます。

第9款消防費、第1項消防費、第3目消防施設費、補正額8万6,000円でございますが、台風19号により自然水利として使用している滝ノ上区内の水路に土砂が大量に流入したことから、その土砂を撤去することに伴い、増額をするものとなっております。

以上で議案第58号 令和元年度長瀬町一般会計補正予算（第7号）の説明とさせていただきます。

○議長（野口健二君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

10番、染野光谷君。

○10番（染野光谷君） 何号線だかわからない、矢那瀬の昔の旧道、すごい、本当に落っこちそうな道路、ちょっと寄せてあるけれども、そこは何号線というのですか。矢那瀬の旧道を上がって山道、通学路。今工事しているね、堰堤を。中庭建設が堰堤。知らない。うちのところは長若がやっているのだけれども、奥の八寺沢というところ。奥で、中庭建材というのが堰堤を4,389万円で行っている工事。

〔発言する人あり〕

○10番（染野光谷君） だからいいのだよ、言っておけば。

それで、矢那瀬の通学路があるね。見ていない。

〔「見ております」と言う人あり〕

○10番（染野光谷君） だから、それを言っているのだ。あれはどうするのだ。あの通学路。すごいではないか。もう半分落っこちかけている。片づけてあれだけれどもね。あれ通学路なのだから。それで、木だっけすごい。頭から落っこちてきたら、ぶつかったら死んでしまう。見ときな、こんなの俺に言わせないで。わかる、行った。

〔「行きました」と言う人あり〕

○10番（染野光谷君） だから、あそこの道路よ。あんなにおっかないところ残してあるではないか。俺は、矢那瀬のことは余り言いたくないのだ、野原議員がいるから、悪いけれども。こういうことを言っでは悪いけれども。

〔発言する人あり〕

○10番（染野光谷君） 矢那瀬の通学路、あるではないか、旧道で。えらい、長栄建設が道路、国道へ水が落っこちたろう。そこの上の道路だ。

〔発言する人あり〕

○議長（野口健二君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後4時32分

再開 午後4時33分

○議長（野口健二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○10番（染野光谷君） 1回見ておきなよ。余り、本当ね。ではいいよ、俺は聞く。言葉は悪いけれども、聞く。

○議長（野口健二君） 建設課長。

○建設課長（若林 智君） 染野議員のご質問にお答えいたします。

その場所につきましては、町のほうでもちゃんと見ております。町道にはなっていないので、県土のほうにはお話をしております、県土のほうで対応するようなことにはなっております。

以上でございます。

○議長（野口健二君） 10番、染野光谷君。

○10番（染野光谷君） 余り言いたくないのだけれども、言ったらぴんとくるようではなければしょうがない。一応県でも。通学路は、ではどうなっているの、あそこは。県がどうなっているって、通学できないのか。そのままか。失礼だけれども。子供が通って学校に通う道なのだ、今。それで一々通行どめになっていたら。あの大水が国道に落ちたのは知っている、19号のとき。えらい大水。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 染野議員のご質問にお答えさせていただきます。

現在小学生は送迎をしております、あそこは通っておりません。中学生もあそこの道は今通っていない状況でございまして、前は通学路だったわけでございますけれども、今は子供さんたちがあそこ通っていないのです。あそこは、県のほうでこれからやっていただくということになっているようでございます。

以上です。

○議長（野口健二君） 10番、染野光谷君。

○10番（染野光谷君） 余分なことを言ってしまったようなものだね。どうも済みませんでした。いいよ、それでは。

○議長（野口健二君） ほかに質疑はありますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 台風災害についての復旧で、これ3件補正が出ましたよね。私のちょっと計算だと、2,567万2,000円ぐらい復旧にかかっているというふうなことで、県の支出金が三百何万だったかな、県支出金が361万2,000円ということなので、これ差し引きすると、町が調整基金の繰り入れとか町債発行とかうんぬんで、概略この復旧については2,200万円ぐらいの町の災害復旧ということではよろしいのですか、今のところ。その点、まだこれからかかってくるかもしれませんが、そんなところでいいのかどうか。

○議長（野口健二君） 企画財政課長。

○企画財政課長（内山雅人君） 村田議員のご質問にお答えをいたします。

県から繰りかえ支弁されるお金は、今回の補正で289万1,000円となっておりまして、県支出金でいいますと、民生費県補助金でひとり親家庭のものが入っておりますので、それをまず除くという形になりますから、災害、今回の繰りかえ支弁で県からいただくお金は現状予算上は289万1,000円となっております。

歳出につきましては、先ほど承認をいただきました議案2件の専決処分と、今回災害ですので、足されて、今申し上げた繰りかえ支弁の金額を除いた金額が、今町で一般財源として拠出をして対応している予算額となっていることという認識でよろしいかと思っております。

ただ、済みません、災害援護資金につきましては、町債を発行いたしますので、厳密にいうとその170万円は一般財源というよりは、今回は町債を発行させていただいてやりますので、現金として本年度に出ていく予算額として計上させていただいているのは、今申し上げた災害援護資金貸付事業債の170万円と県の繰りかえ支弁の289万1,000円を除いた金額が現状では歳出、ちょっと今数字は、済みません、出てきませんけれども、引いた金額が町の一般財源で対応している金額であるというふうな認識でございます。

以上です。

○議長（野口健二君） ほかに質疑ありますか。

9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 9ページで、物損事故に伴う原状回復資金の受け入れ、それから14ページで支出があるのですが、これは幹線4号のどこの部分でしょうか。いつやった事故なのでしょう。

というのは、ある場所で非常に長い間安全柵が壊れたまま、カラーコーンが3本、4本立ったままのところが多分2年からある状態なのです。こういう場合に、結局危険であるからこういう安全柵があって、子供たちを守ろうとしているのだと思うのですが、横断防止柵という言い方をされていましたが、こういうのは早くに直して危険を察知し、あとは結局その保険金や、またその場合、事故者から受け入れたら受け入れるという感じで、入ったから直すというのは確かに原則的なものかもしれないけれども、早目に安全を考えれば直す必要はあるのではないかと考えてお聞きします。

○議長（野口健二君） 建設課長。

○建設課長（若林 智君） 新井議員のご質問にお答えいたします。

こちらのほうの横断防止柵の破損につきましては、平成30年4月に事故がございました。物損事故でございました。この物損事故を起こし、単独の物損事故だったのですが、この事故を起こした車が、本来であれば保険のほうで修繕のほうができるのですが、この事故を起こした車が無保険でございまして、当事者に請求をしております。

先ほど議員がおっしゃいましたけれども、2年ほどたっているのですが、何度も電話をしたり、手紙のほうでお願いをしたり、またお宅のほうにお邪魔をして、修理してくださいということをお願いしているのですが、一向に進みませんので、通学路になっておりますので、子供さんが通学で利用する際にやはり危険だということで、まず先に町のほうで修繕をさせていただきまして、その修繕費を当事者のほうに請求をさせていただくという手続をとらせていただいております。

以上でございます。

○議長（野口健二君） 9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 町のほうで修理をさせていただきましてということでありましたけれども、今直っていない、それは場所的にはどこなのですか。光安寺の入り口付近ですか。そうですか。まだ直っていない

いので、そのことについていつ直るのだから、また結局、早くに必要なところは、事故が起きるところというのは結局危険なところなのです。ですから、そういうので早目に人命を守ることからいけば、安全を守ることからいけば、早目に直しておいて、しっかりと請求し、結局それは後から雑入として受け入れてくるのが必要なのではないかとということでお聞きしました。

今たまたまタイミングが合ったと言えればタイミングが合ったのですけれども、入ってくるのが決まったから、入ってきたからこれから直しますということが原則なのでしょうけれども、そうでなくて安全なところは早くに直しておいて、しっかりと受け入れていくということも考えてください。いつ直るのですか。

○議長（野口健二君） 建設課長。

○建設課長（若林 智君） 新井議員のご質問にお答えいたします。

この補正予算をお認めいただいた後に、すぐに施工業者さんのほうにお願いをいたしまして、修繕のほうは着工する予定でございます。

以上でございます。

○議長（野口健二君） ほかに質問ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第58号 令和元年度長瀬町一般会計補正予算（第7号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第58号は原案どおり可決されました。



### ◎会議時間の延長

○議長（野口健二君） ここで、会議時間を延長いたします。

---

○議長（野口健二君） 暫時休憩をいたします。

休憩 午後4時43分

再開 午後5時00分

○議長（野口健二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第59号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野口健二君） 日程第13、議案第59号 令和元年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第59号 令和元年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ380万円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を8億7,176万8,000円にしようとするものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野口健二君） 議案の内容等について、町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（福嶋俊晴君） それでは、議案第59号 令和元年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

補正予算書の1ページをごらんください。第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ380万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億7,176万8,000円とするものでございます。

次に、補正予算の内容につきましてご説明申し上げます。補正予算説明書の6ページ、7ページをごらんください。初めに歳入でございますが、第6款県支出金、第1項県補助金、第1目保険給付費等交付金は、保険給付費に不足が見込まれますため380万円を増額するものでございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。第2款保険給付費、第2項高額療養費、第1目一般被保険者高額療養費は今後不足が見込まれますため、380万円を増額するものでございます。

以上で議案第59号 令和元年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の説明とさせていただきます。

○議長（野口健二君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第59号 令和元年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第59号は原案どおり可決されました。



◎議案第60号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野口健二君） 日程第14、議案第60号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第60号 指定管理者の指定について提案理由を申し上げます。

長瀬町観光情報館の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野口健二君） 議案の内容等について、産業観光課長の説明を求めます。

産業観光課長。

○産業観光課長（玉川 真君） それでは、議案第60号 指定管理者の指定につきましてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、先ほど町長が説明したとおりでございまして、現在長瀬町観光情報館は一般社団法人長瀬町観光協会へ指定管理を行わせておりますが、指定管理期間が令和2年3月31日で満了となるため、指定管理者の公募を令和元年10月21日から11月15日までの期間で行いました。期間中に応募がありました団体は、一般社団法人長瀬町観光協会の1件でございました。

申請内容や活動実績などを審査した結果、選定基準に該当する団体と認められましたので、指定管理者の候補として選定することが適当であると判断させていただきました。

新たに令和2年4月1日から3年間の長瀬町観光情報館の指定管理者を指定するため、この案を提出するものでございます。

それでは、議案をごらんください。

指定管理者に管理を行わせる施設としましては、1、所在地、埼玉県秩父郡長瀬町大字長瀬529番地1、名称、長瀬町観光情報館。

2、指定管理者に指定する団体、(1)、所在地、埼玉県秩父郡長瀬町大字長瀬529番地1。

(2)、名称、一般社団法人長瀬町観光協会。

(3)、代表者、代表理事村田光正。

3、指定する期間、令和2年4月1日から令和5年3月31日まででございます。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（野口健二君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 観光協会に引き続き指定管理を任せる議案ですけれども、もうかなり前に一般社団

法人ができた当時、長瀬町観光協会は3年間で一本立ちするという話できょうまで進んできました。

あの観光情報館は、以前にも私が提案しましたが、長瀬町観光協会で全面的に自由に使えるようにしてあげて、指定管理をしなければ、町も財政に寄与するということから、私は指定管理制度を外してやったほうがいいと。せっかく一般社団法人という冠をつけたのだから、観光協会も少し自分たちで一生懸命稼いでやってもらう。自由にあの建物を使えば、もっとほかに事業ができる。あるいは1つ、私、事例を申し上げますけれども、占有権という冠とか鑑札を長瀬町観光協会に与えて、そういう事業で観光協会もお金を相当上げているので、この指定管理は私は外してあげて、自由にあの建物を使わせるほうがいいと思うので、どうですか。さっきからもいろんな道路を直してほしいとかなんとかという要望もある中で、この観光協会の350万、これへ払うのだったら、指定管理を外して自由に使わせる。観光課長、いかがですか。

○議長（野口健二君） 産業観光課長。

○産業観光課長（玉川 真君） それでは、関口議員のご質問にお答えいたします。

指定管理ではなく、観光協会に使用させればよいのではないかとということでございますが、観光情報館につきましては、お越しいただいた観光客への情報発信の場でございます。このため単純に施設の管理を行っていただくだけではなく、観光案内業務、映像制作による情報発信業務、マスメディア対応のロケーションサービス業務を町にかかわって実施してもらっているというものでございます。

これらの業務を指定管理にしない場合には、それぞれ委託契約を結ぶこととなりますが、業務委託の1つ目として施設の管理、警備、清掃などの業務、2つ目として管理権限を町が留保した上で、町が設定した基準に従って行われる会議室などの利用申込書、許可書の交付業務、3つ目として公金取扱規程に基づく使用料などの収集の徴収業務、4つ目として施設運営に関するソフト面の全面業務となります。

これらの4つの業務を業務委託契約により同一の民間事業者に対して行わせることは適当ではなく、包括に行わせる場合は民間事業者を指定管理者に指定し、管理権限を委任すべきであり、議会の議案にかけることなく個別に委託契約を締結することは、指定管理制度が創設された趣旨から好ましくないという行政判断がなされております。

また、指定管理にしないとなると、町の施設ですので、役場職員が管理しなければなりません。そうしますと、観光案内所という役割を持っておりますので、職員ないしパートの方が案内業務やいろいろな対応を行うこととなると思います。役場の職員がそうした業務を行っていくより、一般社団法人である観光協会に指定管理として指定するほうが非常に安価に業務ができると考えられることから、個別の業務委託契約ではなく、包括的な指定管理として議案に上程させていただいたものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（野口健二君） ほかに質疑はありますか。

7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 今課長が言うように、いろんな附帯理由がついている。それは、全て観光協会の自分たちの身になる話だけであって、さっきも私言いましたけれども、いろいろ町民のニーズにまだ対応ができていなく、町も困っているのだから、観光協会にこの建物は自由に使わせる。そして、一生懸命、一般社団法人というのは稼げるのだから、公益社団法人にするか、一般社団法人にするかというときに、あの観光協会を一般社団法人にするときの考え方は私も聞いています。一生懸命もうけるのだと。日本一の観光協会にするのだという話で始まったことだから、もうそろそろこの辺で350万円ずつ、10年やったら

幾らですか。建物以上のお金を払うことになるのだから、もうこの辺で手放して一本立ちしてもらったほうが私はいいと思うのですけれども、課長もう一度やってください。なければいいです。

○議長（野口健二君） 産業観光課長。

○産業観光課長（玉川 真君） 関口議員のご質問にお答えいたします。

一般社団法人であるので、観光協会のほうに任せればいいのではないかというふうなことでございますが、こちらの件に関しましては、先ほどとちょっと重複してしまうのですけれども、業務を観光協会に指定管理を行わずに町が直接行う場合につきましては、職員が直接詰めていなければいけないということがありまして、いろいろそちらの経費のほうが高くなってしまいうようなことも考えられますので、できればこのまま一般社団法人の観光協会のほうに指定管理として出させていただいたほうが効率がよろしいかと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（野口健二君） ほかに質疑はありますか。

10番、染野光谷君。

○10番（染野光谷君） 私は賛成なのです。

〔何事か言う人あり〕

○議長（野口健二君） まだです。

○10番（染野光谷君） まだいいのか。済みません。

○議長（野口健二君） ほかに質疑ありますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、この件に関しまして、まず町の観光行政に対する将来施策というのが一番重要になってくると思うのです。これも指定管理になって2回終わったのかな。1期、2期と言うのもおかしいけれども、3期目に入るのかなという気がしますが、町がどういう観光施策を持っているのかと。

その点について、指定管理料は350でしたか。350だったような気がします。そういう金額だと。町の要するに観光行政に対する施策というふうなことで、幾つかあると思うのです。将来的な展望というようなことが一番大事なのではないかなと。私は、それによって賛成、反対というか、そういうふうな判断をしたいと思っておりますが、まず観光税の導入ありきかどうかと。観光税等を将来的に考えていくというふうな方向もあるのかなと。ただ、観光税に対しては非常に難しいと。入湯税なんていうのは、これは観光税なのです。別荘保有税もそうだった。あとは、入漁料なんかも特別に取るところはそうなのですよね。だから、そういう特別な税金を取るか、それとも協力金という方法もあると思うのです。あとは、その中に特に環境保全協力金というのはたくさん取っているところがあります。

余りしゃべっても申しわけないのですけれども、ちょっと数字を言ってもいいですか。例えば私は飛行機に乗れないので、屋久島に行ったことはないのですが、屋久島に行かれた方は多分そういう1人1,000円ですか、というような協力金と。これお願いしていると、79%の人が払っているそうです。100人中79人はそれを払うと。これは、事前に申し込んだりするのですが。妙高市あたりでも、要するに環境保全協力金というのを1人500円取っています。もちろん富士山もそうです。富士山は、大体年間8,700万円ぐらい、こういう協力金を何か取っているというのですか。それから、熊本県の菊池渓谷というところがあるのですが、これは100円です。平成27年で1,470万円の収入がありました。当然支出もしてくるのです

が、黒字になっています。

その協力金の取り方とか、特に日本では観光税というのを導入しているところが非常に少ないから、これを長瀬町でやろうとすると非常に厳しいものがあると思うのですが、要するに協力金、きょうも清掃協力金という話が出ましたが、清掃だけですと非常に限定されると思うのですが、環境保全協力金と。では、どういうふうにするのだとか、そんなふうなことを町当局のほうで何かそのようなものを持っていて、やがてはそういう方向に。

例えばライン下り、1年間に何人ぐらい乗りますか。課長、多分6万人ぐらいというようなことを聞いていたのですが。30万。30万人ということは、10円取れば300万です。50円取れば、五三、十五ということで、今の指定管理の350万よりはるかに上がるわけです。それを全部観光協会にやっていくかどうか、それはわかりませんが、これはそういうお金を観光の振興とか、環境保全とか、そういうことに、各観光に携わっているところに配分して、観光協会でもメインとしてやっていくと。そういう方向ならば、かえてこの指定管理よりはるかにいいのではないかなと。そういう方向を目指す可能性もあるのかどうか。いや、そういう方向は全くない、とにかくまた3年あるいは4年かたったらば、また指定管理です、また指定管理ですという方向で行くのかどうか、そこについて今のところの町の考えというか、観光行政についてお伺いします。できれば町長に。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員のご質問にお答えさせていただきます。

将来の観光施策という展望をお話いただきました。きょうも1番議員からも観光協力金ではなくて清掃協力金のお話が出ましたが、そのときにご回答させていただきましたけれども、町としてもプロジェクトチームの中から、観光協力金をいただいたほうがいいのではないかというようなお話しも出ております。これにつきましても、以前からそのようなことも執行部としては考えておるわけですが、なかなかその話が煮詰まらないような状況でございます。しかしながら、やはりこういうことも将来考えていかないとならないのではないかなと思っております。

そしてまた、舟下りにつきましても、年間30万というお客さんにお越しいただいているということで、例えば50円ずついただければ、五三、十五で1,500万ですか。それだけのお金が増えるのだから、そちらのほうもいいのではないかというような、まだそのところが煮詰まっていないという状況でございますけれども、いずれはそのような形がとれれば、とりたいたいという思いでございます。

トイレなどもそうですけれども、私が議員のときにも申し上げましたが、トイレはやはりお金をいただいたほうがいいなという思いがしております。これが外国に行きますと、もう当然お金を払わなければトイレは使えないという国がたくさんあるわけですが、ただ日本がまだそういう状況になっていない中で、長瀬町だけがなかなかできないというような状況ですけれども、そうした中で、いろいろとやはりもろもろお金がかかるわけですから、そのような形がこれからとれるように、そうした方向で進めさせていただければと思っております。

そうしますと、やはり観光協会の指定管理も、そのときにはまたその指定管理制度も見直す。そのときに見直すようなことになろうかと思っておりますけれども、今回は、まだまだそういう状況になっておりませんので、このまま指定管理をお願いをしたいと思っておりますけれども、しかるべきときには、ぜひこれはやらせていただけたらと思っております。ただいま村田議員のほうからお話をいただきましたけれども、あちらでも、こちらでも、そういうことは考えてやっておるわけで

ございますので、トイレのお金をいただくよりも、むしろそちらのほうが早いかなという思いがしているところでございます。

なかなかお金をいただくというのは大変なことで、実はこの間、町外の方ですけれども、観光協力金というのでポストを置いておいて、そこに気持ちだけ……気持ちだけと言うのはおかしいですけれども、協力金をいただければいいのではないのというようなお話もいただいております、これならばすぐにでもできるかなという思いの中で、そのポストに観光協力金を入れていただくということも、これは早急に考えていきたいと思っておるところでございますけれども、いずれにいたしましてもこれからはそうした観光協力金ですとか、舟下りに乗った方たちに幾ばくかいただくとか、そうしますとラフティングのほうも今度かかってきますので、そこのご相談をさせていただかなければならないかなと思っておりますけれども、いずれそういう時期が来たときには、そちらのほうに移行させていただければなと思っております。

以上です。

○議長（野口健二君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） では、そのような方向も目指すというお話も伺いました。

ただ、大変こういうのを研究している人がいるのです。2,440人からアンケートをとりましたというようなことで回答を見ると、環境税が34%の人がそれならいいよと。宿泊税が28%、空港利用はありませんから11%、駐車場税4.5%、レンタカー税4%とか。課税すべきではないという人が35%いたということで、環境税とほぼ同じぐらいという人数が出ているという、これはある一つのこういう研究をしているところです。特に経常収支比率の高い町、我が町なんか高いほうになると思うけれども、観光費は抑制されやすい状況にありますよというのが、その中にも当然のことだと思います。

先ほど町長が言われた協力金、ポストを置いておいて協力金という、これは安易な方法だと思います。例えばですけれども、それもあろうかと思いますが、ポストを置いておいて協力金。では、それで賄っていかうところまではとてもいかないと思いますので、私は将来的にという、それを近い将来を目指して、どういう方法ならそのお金が徴収……徴収ではないかな、いただけるかと。

ただ、どういう方法でそれを使うかというふうなものを段階的にでも計画、それが町の観光行政かと私は思いますので、それをぜひ進めていただくという方向。ただ、若い職員さんから、そういうのも出たよという段階で、ああそうかというのだと先へ進まないと思いますので、その若い人の考えとかいうのですか、何にしても300万人来て1円ずつ協力金とか、それをいただければ、もう300万円になるのだと。だけれども、それは町民の理解もやっぱり得ていかなければいけないということだと思います。

そんなところでもう一度、課長でも結構ですが、そういう方向を目指すための施策というか、検討というか、そういうのがあるかどうかということについて伺います。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員のご質問にお答えさせていただきます。

ポストを置いてというのは安易な方法だというお話をいただきましたけれども、やはりやってみないとわからないと思うのです。だから、やってみてだめであれば、やはり次の方法、次の方法ということもあるわけでございます。

いずれにいたしましても、若手職員のプロジェクトチームからそういうご意見が出ておりますので、これにつきまして、これから皆さんで知恵を出し合って、そのような方向に行ければと思っております。

ございます。プロジェクトチームから出たご意見は、できることからやろうということで今やっておるところでございますので、そのような形がとれればと思っております。

以上です。

○議長（野口健二君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 私は反対の立場から申し上げます。

今町長の話も聞いてみると、協力金が取れて、お金がそういう協力金で取れるようになったら、この指定管理を外してもいいような話をされました。ということは、観光協会に補助金を流すための350万、課長の話は350万をかけてでも観光協会にいろんな政策をやらせるために必要なのだといって、町長と課長の話の誤差もありました。

私はそういう意味から、先ほども言ったように観光協会長がかわって、ことしの1月の商工会の賀詞交歓会の席上、観光は潤っているという挨拶をしていただきました。頼もしい観光協会長が生まれて、これから頑張っていけるのだと、私は応援したい気持ちになりました。ということで、この観光情報館は観光協会に自由に使わせて、指定管理料の350万は払わないで、町もその350万を使って町民のニーズに使ったほうが良いという観点から反対をいたします。

○議長（野口健二君） 賛成討論はありますか。

10番、染野光谷君。

○10番（染野光谷君） 私は、観光協会会長、村田光正君がなったときは、ああ、これはやってくれるなと思いました。それで、この補助金に対して反対ならば、私は様子を見て、この村田光正君が一般社団法人長瀬町観光協会代表者としてここにおさまるならば、この代表者、村田光正会長でよろしいのではないかなというのが腹の底からそう思いました。

〔何事か言う人あり〕

○10番（染野光谷君） 賛成です。

○議長（野口健二君） 次、1番、板谷定美君。

〔賛成ですから同じです〕と云う人あり〕

○議長（野口健二君） では、ほかに討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第60号 指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（野口健二君） 起立多数。

よって、議案第60号は原案どおり可決されることに決定しました。



### ◎長瀬町選挙管理委員の選挙

○議長（野口健二君） 日程第15、長瀬町選挙管理委員の選挙を行います。

本案につきましては、令和元年11月6日付で、長選管第46号で、町選挙管理委員会の委員長から選挙管理委員が令和元年12月24日に任期が満了になるため、選挙をするように通知を受けております。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認め、よって選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長から指名することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員に、西澤・雄君、坂上豊年君、齊藤喜久夫君、新船勲君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長から指名しました西澤・雄君、坂上豊年君、齊藤喜久夫君、新船勲君を選挙管理委員とすることにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認め、よってただいま指名しました西澤・雄君、坂上豊年君、齊藤喜久夫君、新船勲君が選挙管理委員に当選されました。



### ◎長瀬町選挙管理委員補充員の選挙

○議長（野口健二君） 日程第16、長瀬町選挙管理委員補充員の選挙を行います。

本件につきましては、令和元年11月6日付で、長選管第46号で、町選挙管理委員会の委員長から選挙管理委員補充員が令和元年12月24日に任期満了になるため、選挙をするように通知を受けております。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長から指名することにいたしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（野口健二君） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員補充員に、岩田秀成君、須賀光子君、高橋忠男君、松本高正君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長から指名しました岩田秀成君、須賀光子君、高橋忠男君、松本高正君を選挙管理委員補充員とすることにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認め、よって、ただいま指名いたしました岩田秀成君、須賀光子君、高橋忠男君、松本高正君が選挙管理委員補充員に当選されました。



### ◎議員派遣の件

○議長（野口健二君） 日程第17、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件については、お手元にご配付いたしましたとおり派遣することにしたいと思っております。ご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認め、よって議員派遣の件については、お手元にご配付してありますとおり派遣することに決定しました。



### ◎議会運営委員会及び経済観光常任委員会の閉会中の継続審査の件

○議長（野口健二君） 日程第18、議会運営委員会及び経済観光常任委員会の閉会中の継続審査の件を議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「ちょっといいですか」という人あり〕

○議長（野口健二君） はい。

○8番（大島瑠美子君） 済みません。私は、経済観光常任委員なのですが、仮称だからいいのですかと、そういう人もいますのですけれども、はつらつ長瀬、そこまではいいけれども、活性化条例。だって、長瀬はもう活性化しているのです。一生懸命頑張っているのです、振興とかなんとか、計画とかなんとかもやっているでしょう。なぜ今ごろ活性化条例なんていうのを、今ごろ活性化と、違いますみたいなことを言うのかなと思ひまして、委員長に1つ質問します。

○議長（野口健二君） 委員長。

〔何事か言う人あり〕

○議長（野口健二君） では、休憩。

休憩 午後5時39分

再開 午後5時42分

○議長（野口健二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

委員長から申し入れのとおり……

〔動議があります〕という人あり〕

○議長（野口健二君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） これは委員会をやっているのですか。

〔やっていないよ〕という人あり〕

○議長（野口健二君） そうではない。

○5番（村田徹也君） 議会をやっているのではないですか。

○議長（野口健二君） 議会です。

○5番（村田徹也君） だから、委員会の中で話し合うべきことをここで言いだして、休憩しますと言われても、議会の運営上おかしいのではないですか。

〔何事か言う人あり〕

○議長（野口健二君） お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認め、よって委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。



### ◎字句の整理

○議長（野口健二君） ここで字句の整理についてお諮りいたします。

会議規則第45条の規定により、不適當である、あるいは不備な点がございましたら、議長において整理させていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認め、よってそのように処理させていただきます。



### ◎閉会について

○議長（野口健二君） お諮りいたします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

会議日程はまだ残っておりますが、会議規則第7条の規定により本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認め、よって本定例会は本日で閉会することに決定しました。

---

◇

◎町長挨拶

○議長（野口健二君） 閉会に当たり、町長より挨拶のため発言を求められておりますので、ここで挨拶を許します。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 定例会の終了に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今議会では条例案など10件の重要案件につきまして慎重なご審議をいただき、いずれも原案どおりご議決を得ることができました。まことにありがとうございました。これらの審議の過程でいただきましたご意見、ご提案につきましては、十分これを検討し、対応してまいりたいと存じます。

今後の予定でございますが、恒例の成人式典を年明けの1月12日日曜日に、有隣倶楽部を会場に開催いたします。今回長瀬町で成人を迎える対象の皆さんは63名でございます。議員の皆様にはご出席の上、成人者の新しい門出を祝福していただきたいと思います。

終わりに、今定例会及びことし1年の議員の皆様のご協力に対し、心より御礼を申し上げますとともに、ことしも余すところ3週間余りとなりましたが、寒さが一段と厳しくなっておりますので、ご自愛いただき、交通事故等にも十分ご注意の上、新しい年が健やかに迎えられますようご祈念申し上げ、閉会のご挨拶といたします。ありがとうございました。

---

◇

◎閉会の宣告

○議長（野口健二君） これをもちまして、令和元年第6回長瀬町議会定例会を閉会したいと思います。  
大変ご苦労さまでした。

閉会 午後5時47分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和2年 3月 5日

議 長 野 口 健 二

署 名 議 員 板 谷 定 美

署 名 議 員 井 上 悟 史

署 名 議 員 野 原 隆 男